

平成 2 8 年度

第 2 4 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 9 年 3 月 1 日 (水)

開会 1 3 時 3 5 分 閉会 1 5 時 0 3 分

場 所 教育委員室

平成 2 8 年度
第 2 4 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 平成 2 9 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の
意見について
- 第 2 号議案 学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について
- 第 3 号議案 宿日直手当の額を定める規則の一部改正について
- 第 4 号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正
について
- 第 5 号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

- 「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上について
- 「ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業」による福島県と
大分県の交流について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

| | | |
|------------|----------------|---------|
| 委 員 | 教育長 | 工 藤 利 明 |
| | 委員 | 林 浩 昭 |
| | 委員 | 岩 崎 哲 朗 |
| | 委員 | 松 田 順 子 |
| | 委員 | 首 藤 照 美 |
| | 欠席委員 | 高 橋 幹 雄 |
| 事務局 | 教育次長 | 宮 迫 敏 郎 |
| | 教育次長 | 岩 武 茂 代 |
| | 教育次長 | 木 津 博 文 |
| | 参事監兼教育財務課長 | 森 崎 純 次 |
| | 教育改革・企画課長 | 能 見 駿一郎 |
| | 教育人事課長 | 藤 本 哲 弘 |
| | 福利課長 | 中 村 均 子 |
| | 義務教育課長 | 米 持 武 彦 |
| | 生徒指導推進室長 | 樋 口 哲 司 |
| | 特別支援教育課長 | 後 藤 みゆき |
| | 高校教育課長 | 姫 野 秀 樹 |
| | 社会教育課長 | 曾根崎 靖 |
| | 文化課長 | 佐 藤 晃 洋 |
| | 人権・同和教育課長 | 甲 斐 順 治 |
| | 体育保健課長 | 井 上 倫 明 |
| | 屋内スポーツ施設建設推進室長 | 山 上 啓 輔 |
| | 教育改革・企画課主幹 | 伊 藤 功 二 |
| 教育改革・企画課主査 | 石 丸 一 輝 | |

2 傍聴人

2 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、高橋委員が欠席です。

ただいまから平成28年度 第24回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、首藤委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は15時05分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第5号議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第5号議案は非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 平成29年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見
について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成29年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「平成29年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見」について説明します。

資料の3ページをお開きください。地教行法第29条の規定に基づきまして、知事から、平成29年第1回定例県議会に追加上程、これは明日3月2日を予定されております、これに追加上程を予定している議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にございます「平成28年度大分県一般会計補正予算(第6号)関係部分」以下4本の議案につきまして、教育委員会の意見を求められましたので、2ページにございます案のとおり異議がない旨を回答したいので提案させていただくものでございます。

お手元に議案を配付しておりますけれども、説明は教育委員会資料によりまして、順次担当課長より行います。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(森崎参事監兼教育財務課長)

「平成28年度大分県一般会計補正予算(第6号)関係部分」について説明いたします。

資料の4ページをお開きください。表の下から3段目に2重線で囲んでおりますが、補正予算計上額は、右から2列目の「補正予算額」の欄

にございますとおり、16億7,102万7千円の増額です。内訳は、その下にございますとおり、事業費が約18.9億円の増、人件費は約2.2億円の減となっております。事業費については、入札残など各事業の実績に伴う所要の減がある一方、国による経済対策の補正予算を受け入れて、事業を前倒して実施することとしたため、増額となるものです。また、人件費の減については、教職員数の減に伴う給与費の減によるものでございます。この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にありますように、1,155億8,621万円となります。

主な補正事業について、5ページの「平成28年度一般会計 3月補正予算案の概要」で説明いたしますので、そちらをご覧ください。

1番「県立学校施設整備事業」8,795万7千円の増額です。これは、老朽化した臼杵支援学校校舎等の大規模改造工事を行うほか、特別な配慮が必要な生徒に対応するため、大分豊府高校にエレベーターを設置するものです。

続いて、2番目「共同実習船建造事業」6億3,899万4千円の増額です。これは、津久見高校海洋科学学校の大型実習船「新大分丸」の老朽化に伴い、平成31年度から香川県と共同運航する実習船の建造に着手するものです。

最後に、3番「県立スポーツ施設建設事業」16億8,772万8千円の増額です。これは、屋内スポーツ施設を平成31年に行われるラグビーワールドカップのホスピタリティ施設としても活用できるよう、一日も早い施設の完成を目指し、現在開会中の県議会において契約議案の承認が済み次第、早期に建設工事に着手するものです。

これらは、国による経済対策の補正予算を受け入れて実施するものでございます。

以上でございます。

(山上屋内スポーツ施設建設推進室長)

「工事請負契約の締結について」説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。予定価格が5億円以上の工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付することとされていることから、今回追加で上程するものでございます。

屋内スポーツ施設建設工事につきましては、本体工事、電気工事、空調工事、給排水工事の4つの工事に分割しております。このうち、予定価格が5億円以上の本体、電気、空調の3つの工事請負契約について議案として追加上程いたします。

まず、屋内スポーツ施設新築本体工事でございます。「工事の概要」ですが、鉄筋コンクリート造、一部木造、一部鉄骨造の3階建、延床面積は約1万6千㎡となっております。契約の方法は一般競争入札で、契

約金額は51億8,292万円です。工期は契約締結の日の翌日から平成31年4月17日までとなっております。契約の相手方は、フジタ・末宗組特定建設工事共同企業体です。

2つ目に屋内スポーツ施設新築電気工事です。契約の方法は同じく一般競争入札で、契約金額は6億3,504万円です。工期は契約締結の日の翌日から平成31年4月17日までとなっております。契約の相手方は、九電工・大和特定建設工事共同企業体です。

最後、3つ目に屋内スポーツ施設新築空調工事です。契約の方法は一般競争入札で、契約金額は5億7,780万円です。工期は同じく契約締結の日の翌日から平成31年4月17日までとなっております。契約の相手方は、東熱・柳井建設工事共同企業体です。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

今回の提案につきましては、異論はありません。

屋内スポーツ施設について、施設を早めに建設する必要性については理解できますし、これだけの予算をいち早く組んでいただくことにつきましては大変ありがたいことだと思います。ところで、建設費用が当初の見込みと比べてどの程度増額されているのかという点について、県民の関心が高いと思われます。建設工事については、資材の高騰や建築業の人手不足による人件費の増加の状況が認められます。このような関係から、施設全体の工事予算額は、当初と比較すると相当増額となっていると思われますが、どのような推移できているかを教えていただければと思います。

(山上屋内スポーツ施設建設推進室長)

予算につきましては、平成28年第3回定例会におきまして、工事費は72億9千万円に増額をさせていただきました。今回の補正予算案は、国による経済対策の補正予算を受け入れる関係で、債務負担行為を現年の予算に振り替えたものでございます。

契約議案につきましては、72億9千万円の範囲内で入札公告を行い、それぞれ建築工事については99%、設備工事については約82~83%の落札率で契約を締結する予定としておりますので、お知らせしている予算の範囲内でございます。

(岩崎委員)

そうすると、現在の状況を見越して、第3回定例会で予算額の増額について了解を得られたという考え方でよろしいのでしょうか。

当初の見込みがいくぐらいで、その後72億9千万円になり、今回の契約は債務負担の範囲内で収まったため問題ないという説明だったと思いますが、当初の見込みからどのように推移してきたかを教えてください。

(工藤教育長)

予算の増額ではなく、建設費用が72億9千万円になった流れを説明してください。

(山上屋内スポーツ施設建設推進室長)

昨年度、整備方針を作った段階では、建設費用は65億円ということにしておりました。その後、平成28年度の労務単価の改定がありましたが、それは当初の65億円の中には入っておりません。その後の熊本地震の発生を受け、2011年の東日本大震災を参考に労務費や資材費の値上がりを見込み、11月の公告時点ではこのくらいまであがっているだろうと考え、72億9千万円と設定したものでございます。

(工藤教育長)

今の説明は建設費用全体の枠としての議論についてでして、設計の段階で最大どれくらいの金額で施設を造るかということです。そのため、65億円から72億9千万円という金額が出ました。

それに対して、予算上の措置は執行していく段階で積み上げていくものですので、今回は国の予算がもらえるということがあり、予算計上の時期が当初予定していたよりも少し前倒しになるという流れになります。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第 2 号議案「学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第 2 号議案「学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について」説明いたします。

資料 4 ページ「一部改正の概要」をご覧ください。「1 改正理由」にお示ししていますように、平成 29 年 4 月 1 日に県内に義務教育学校が開校することに伴い、同校の主任等に手当を支給できるようにするものです。

「2 改正内容」につきましては、教育業務連絡指導手当、いわゆる主任手当の支給対象者を定めた別表第一中に「義務教育学校」の項を新たに加え、備考で義務教育学校の主任等について支給要件を定めるものです。支給対象者、支給要件については、現行の小学校、中学校と同様でございます。

施行期日は平成 29 年 4 月 1 日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

義務教育学校の生徒指導主事は、どのような主任なのですか。

(藤本教育人事課長)

中学校に置かれる生徒指導主事を義務教育学校に準用しているものでございます。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第 2 号議案の承認についてお諮りいたします。第 2 号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第 2 号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「宿日直手当の額を定める規則の一部改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第3号議案「宿日直手当の額を定める規則の一部改正について」説明いたします。

資料3ページ「一部改正の概要」をご覧ください。「1 改正理由」にお示ししていますように、大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例及び大分県立学校の設置に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

「2 改正内容」につきましては、特殊な宿日直勤務等の額を定めた規定中、「大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家」を「大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家」に、また、「大分県立津久見高等学校海洋科学学校」を「大分県立海洋科学高等学校」に改めるものでございます。

施行期日は平成29年4月1日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第4号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部

改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第4号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について」説明いたします。

資料3ページ「一部改正の概要」をご覧ください。「1 改正理由」にお示ししていますように、大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

「2 改正内容」につきましては、特地勤務手当等を定めた規定中、「社会教育総合センター九重青少年の家」を「九重青少年の家」に改めるものでございます。

施行期日は平成29年4月1日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「『芯の通った学校組織』を基盤とした教育水準の向上について」能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第1号「『芯の通った学校組織』を基盤とした教育水準の向上について」報告いたします。

まず、経緯についてですけれども、ご案内のとおり、第5フェーズまで「芯の通った学校組織」の取組を進めてまいりました。現行の「芯の通った学校組織」活用推進プランが本年度で区切りとなりますので、本庁と教育事務所の会議を検討母体といたしまして、来年度以降の新たなプランについて検討を進めてきたところでございます。

現時点で、一部文言を調整中の箇所がありますが、おおかた形が整いましたので、タイトルには仮称と付しておりますけれども、報告をさせていただきますと思います。

まず、43ページをお開きください。今回の新たなプランの策定過程では、これまでの「芯の通った学校組織」の定着状況を確認するために、この夏に定着状況等調査を実施いたしました。昨年10月第2回の教育委員会会議でご報告させていただいておりますが、その「まとめ」の部分をおさらいさせていただきます。45ページにその定着状況等調査の「まとめ」を記載しておりますけれども、3行目にありますように、学校マネジメントの取組は着実に進んでいると、それから組織的な学力・体力向上、不登校対策等の取組が進み、成果は確実に表れつつあるとしています。

他方で、「8つの観点」の取組状況やマネジメントツールの活用状況等を見ますと、概ね「形」は整いつつあるものの、「『芯の通った学校組織』の確立」には道半ばであり、今後も取組の継続・徹底と「質」の向上が求められるとまとめておたところでございます。その上で、今後の方向性としまして、2行目からになりますが、「芯の通った学校組織」を基盤とした本県教育水準の向上を図り「教育県大分」の創造に道筋をつける新たなプランを策定し、取組を充実させていくとしておりました。

これも踏まえて、本文の1ページから順にご覧いただきたいと思えます。まず、1ページでは、これまでの取組の総括をしております。取組の趣旨を記載した上で、2ページ目の上段では取組の経過について、2ページ目の下段では第5フェーズまでの定着状況ということで、今おさらいをさせていただきました定着状況等調査の結果、それからその後把握した状況を含めてまとめております。

次に3ページ目では、この定着状況と学力調査結果のクロス分析としておりますけれども、今年度、県教育センターを中心として調査研究を行ってきたところです。詳細の説明は割愛させていただきますけれども、このグラフ等々をご覧いただきますと一番下に記載しておりますように小・中学校ともに組織力の高い、すなわち「芯の通った学校組織」が定着している学校は学力も高い傾向が見られたところでございます。

次に4ページ目にまいりまして、上段の(3)では、「取組継続の必要性」ということで、学校の組織的課題解決力の向上の観点から記述し

ております。

続いて「2. 教育改革の方向性」のところでは、県・国の大きな教育改革の方向性についてまとめております。まず4ページ目では、本県の実況としまして、「『教育県大分』創造プラン2016」の関係部分について解説を加えております。ご案内のとおり基本目標4の中で「芯の通った学校組織」の取組深化について施策を整理しているところです。

それから5ページ目以降が国における教育改革の動向です。まず5ページ目では学習指導要領の改訂・実施、次の6ページ目では高大接続改革について、その要点を記載しております。7ページ目では「『次世代の学校・地域』創生プラン」の要点を記載をしまして、7ページ目の絵の下に記述がございますけれども、「プラン2016」に沿って「芯の通った学校組織」の取組深化を図るに当たっては、このような教育改革の動向を踏まえる必要があるとした上で、中でも、学校の組織運営改革いわゆる「チーム学校」の実現を目指す改革、地域と学校の連携・協働に向けた改革については、学校マネジメントそのもの、ないし密接に関わるということで、その方向性を十分考慮しておくべきとしております。

続いて8ページ目をお願い致します。ここがいわゆる次期プランにおける考え方のベースになる部分でございます。記述をしておりますように第1ステージ、すなわち第5フェーズまでの取組でありますけれども、第1ステージにおける学校改革の進捗状況、それから今申し上げたような国・県における教育改革の方向性を踏まえ、本プランでは、以下の基本的な考え方の下、「芯の通った学校組織」の取組深化を図り、「大分県版『チーム学校』」を実現することで教育水準の向上を図ることとするとしております。

基本的な考え方と申しますが、この四角囲みの部分です。大きく3点ございますが、まず第1に「芯の通った学校組織」の取組を基盤としまして「チーム学校」の視点を取り入れるということで、学校マネジメントの質の向上と教職員の人材育成を通じて組織的課題解決力の更なる向上を図り、学校教育水準を向上させるとしております。

2点目としまして、学校の枠を越えて、縦の連携・接続すなわち学校段階間の連携・接続と、横の連携すなわち学校・家庭・地域の協働、関係機関との連携を促進することによって、更に持続的・発展的な教育活動を実現し、本県教育水準の向上を図るとしております。

3点目としまして、こうした「芯の通った学校組織」を基盤とした取組を進める中で、次期学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現、カリキュラム・マネジメントの確立に繋げるということでございます。このイメージを8ページ目の下に図示しております。

そして、この次期プランの期間ですけれども、次期指導要領の実施スケジュール等々も勘案しまして「『教育県大分』創造プラン2016」の中間年までの3ヵ年、すなわち来年度から31年度までを対象期間と

したいと考えております。この3年を第2ステージと位置付けまして、「教育県大分」の創造に道筋を付けるべく目標値の達成を目指していくというストーリーでございます。

その上で、40ページ、41ページにこの新たなプランの概要資料を掲載しております。各論部分につきましては、この概要資料で説明させていただきたいと思っております。

これまでご説明させていただきまして、この総論部分にあたる部分でございます。この総論部分を踏まえて40ページの下にございます「4. 本プランで目指す学校の姿」のところでは、学校現場においてどのようなことが求められるのかというところを整理しております。41ページ目が行政としてどのような取組を進めていくのかという意味での各論部分にあたるものとなります。

「5. 教育水準向上に向けた取組」としましては、大きく4本の柱で整理しております。学校マネジメントの深化が一つの柱ですけれども、なるべくシンプルに整理をしていきたいということで、これまでの「8つの観点」を課題の見られた観点2、4、5に焦点化をしまして、「チーム学校」に関する観点を追加することで、「学校マネジメント4つの観点」として整理をしております。また、「 」にありますように、マネジメントツールの整理・統合を進めたいと考えておりますし、「 」の学校・家庭・地域の協働のところでは、新たに社会教育からのアプローチについても盛り込んでおります。

「(2)」の授業改善の徹底のところでは、次期学習指導要領の実施を見据えまして、初等中等教育を貫く授業改善を進めることとしております。「 」にありますように「新大分スタンダード」で主体的・対話的で深い学びを実現していこうということで授業の質の向上、それから「3つの提言」の推進を図ることとしております。それから「 」にありますように、新たに特別支援教育の視点からの授業改善についても盛り込んでおります。

右側にまいりまして、「(3) 体力向上の推進と健康課題への対応」におきましては、新たに健康課題への対応について取組を盛り込んでおまして、望ましい生活習慣・運動習慣の定着、フッ化物洗口の拡充につきましても取組を追加しております。

「(4)」といたしまして、「いじめ・不登校対策等の推進」の中では、子どもの貧困対策に係る体制整備等についても進めることとしております。

「6. 推進方策」ですけれども、「(1)」として「教育県大分」を担う人材育成、「(2) 教育指導体制の強化」の中では、まず「 」としまして、教育事務所等による指導・支援について整理をしております。引き続き年間2回+ の定期訪問を実施する中で、学校マネジメントの質の向上、授業力向上を中心に指導・支援をしていくこととしております。

また、これまでの取組に加えまして、教科指導力向上に向けた指導・支援を行っていくということで、ここは基本、学校現場なり市町村教委からの要請を受けてという形になりますけれども、教科指導力の向上に一歩踏み込んでいきたいと考えております。

右側にまいりまして「 の県教育委員会と市町村教育委員会の連携強化」のところでは、市町村教育長会議の活性化ということで、これまで年間2回開催してまいりましたが、1回増やして年間3回開催するという方針。それから、教育事務所ごとに管内教育長会議等々を開催しておりますけれども、その体系化・活性化を進めていくという方針を打ち出しております。併せて、「『教育県大分』創造に向けた地域別意見交換会」を継続開催していくということについても盛り込んでおります。

以上、雑ばくな説明となりますけれども、いわゆる次期プランの概要でございます。

今後の段取りですけれども、最終的な確認、調整を経まして、今週中には市町村教育委員会、県立学校等に通知を発出し、周知を図っていきたいと考えております。

また、多岐に亘るプランになっております。ダイジェスト版ということで、分かりやすい資料も用意したいと思っておりますし、来年度にかけて、取組事例集を整理してこれも提示していきたいと考えております。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

7ページの「『次世代の学校・地域』創生プラン」の中に「社会に開かれた教育課程」と記載がありますが、地域住民の方で学校の目標に向かって協働できる人材のデータバンクのようなものはあるのでしょうか。

(曾根崎社会教育課長)

「協育」ネットワークの取組を進めており、各市町村の中学校区毎の公民館等を拠点として、そこに校区ネットワーク会議をつくっております。そのコーディネーターが中心となり人材バンクをつくっております。必要に応じて学校と調整をするようにしております。

(松田委員)

その人材バンクは利用されているのでしょうか。

(曾根崎社会教育課長)

活用していただいています。

(松田委員)

40ページの「4.本プランで目指す学校の姿」の「体力向上・健康増進」の中に『分かる』『できる』『楽しい』授業の実践」とありますが、ここでは学校で学ぶ楽しさという意味だと思えます。「分かる」「できる」というのは良いと思いますが、「楽しい」という言葉は理解しにくいので、「伸びる」にした方が理解しやすいのではないのでしょうか。「楽しい」をどのように捉えているのでしょうか。

(井上体育保健課長)

学習指導要領の中にも、このような表現がありますことが1点ございます。それから、「楽しい」というのは、ただ楽しければいいということではありません。意欲を持って取り組むという意味での「楽しい」ということです。例えば、体力・運動能力を例に挙げますと、記録を上げるための手法の中でも、少しスパルタ的に指導する方法をとれば結果は上がるかもしれませんが、結果的に子どもたちが運動嫌いになったら本末転倒です。そういうことが起こらないよう、子どもの意欲をかき立てながら伸ばしていくという意味での「楽しい」という言葉の使い方でございます。

(松田委員)

教育課程や学習指導要領などで「楽しい」という言葉が使われているのは知っていますし、説明も分かります。文面が悪いということではないのですが、それをそのまま使うより、現場の先生方が理解しやすい表現を使った方がよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(能見教育改革・企画課長)

本文の12ページをご覧ください。上から二つ目の「 」のところでございますが、運動の楽しさを味わわせ云々とありますように、体育を中心とした体力向上に関わる文脈での話として整理としておりますので、ご理解いただければと思います。

(工藤教育長)

学校での説明など、言葉の意味がきちんとと伝わるように気を付けていきたいと思えます。

(林職務代理者)

3ページの学力と組織力のグラフについて、小・中学校ともに組織力

の高い学校は学力も高い傾向が見られるとの表現はちょっと弱い気がします。また、統計的に有意だったのかどうか、有意でなかったけれども高い相関が見られたかどうか、ということをきちんと記述した方がよいのではないのでしょうか。

また、組織力の点数化をどのように行ったのでしょうか。組織力といっても幅広い、いろいろな指標を重ねて組織力が出てくると思いますので、そこをどのように捉え、どのように解析したのか教えてください。

(能見教育改革・企画課長)

3 ページの注書きをご覧いただきたいと思います。この組織力につきましては、「8つの観点」に係るS A B評価を基にしております。第5フェーズの取組方針の別添に付けておりましたけれども、「8つの観点」毎に評価基準を設けておまして、それに基づきまして、今年度6つの教育事務所が学校訪問する際に、学校毎にそれぞれの観点がS、A、Bのどの段階にあるのか評価しております。「8つの観点」について、B評価であれば1点、A評価であれば3点、S評価であれば5点というふうにして、その平均が何点になるかを算出して、その中で上位校、下位校を1割ずつ取り出しまして分析を加えたということになります。結果としまして、統計学上の相関関係を見いだすまでには至っておりません。また調査研究を進める上での課題もございます。これは、あくまで今年度の組織力がどうかということと昨年の4月に行われた学力調査結果とのクロス分析でして、次の学力調査と比べたらどうかなど課題が残されておりますので、もう少し継続して調査研究を進めたいと考えております。

(林職務代理者)

ここはいろいろな議論があるところだと思います。それに対してどう答えるべきか、何と何を比べたらよいのかを議論する必要があると思いますし、議論を進めていく段階で、何をもちょう組織力というかが明確になってくると思います。

(工藤教育長)

説明がありましたように、上位、下位1割ずつで有意な状況が見れるかということ、統計的にはボリュームが足りないのではないかという議論もありましたが、せっかく一生懸命分析して、何か言えることはないかということから、このような整理をしています。もちろん、これからいろいろな見方をもっと深めていく必要があると考えています。

(首藤委員)

41ページの「6. 推進方策」の「(2) 教育指導体制の強化」につ

いて、教育事務所等による指導・支援が一番大きなものになると思いますが、具体的な取組を進めていくにあたって、教育事務所のどの役割の人がどのような指導をするのかというような細かい部分まで打ち合わせをして、統一していただきたいと思います。

教育事務所の学校訪問での様子を客観的に観察した場合に、学校から提出されたものについて、指導主事が質問項目に沿って指導・助言を加える教育事務所がありますが、全体的なマネジメントの質の向上を図る上で、所長や次長等のマネジメント全体を見渡せるような方々、組織の内容を熟知している方が具体的な指導をする方が聞く方も納得するのではないのでしょうか。そのような細かい部分まで統一していただいて、全県での方針が浸透するような方法をとっていただきたいと思います。

(能見教育改革・企画課長)

教育事務所等による指導・支援につきましては、本文34ページに記載しておりますが、「芯の通った学校組織」の取組を開始しまして、年間2回+ の定期訪問を実施しております。授業研究会に呼ばれるような場合には指導主事が一人で行くことが多いのですが、定期訪問におきましては、教育事務所長、次長、総務課長、学校改革担当指導主事というメンバーを基本構成としまして学校に入っております。その上で、35ページの四角囲みの「 」の部分になりますが、今年度からクロス訪問という形で、学校改革担当指導主事が他の教育事務所管内の指導の状況を見に行くような機会も設けて、なるべく足並みを揃えて取組を進められるように工夫をしておりますので、ご指摘を踏まえまして取組を充実していきたいと考えております。

(首藤委員)

教育事務所の定期的な学校訪問の際に、教育事務所の皆さんがおられる中でも、指導主事にそういう役割をさせているところがあるということです。所長も同席している以上、指導主事の意見と同じというのはわかりませんが、よろしく申し上げます。

(松田委員)

今日、臼杵高校の卒業式に出席しました。答辞の中で、どの先生方も自分のことを知っていて、学校全体として子どもたちを見てくれたという趣旨の言葉がありました。また、保護者の謝辞の中でも、臼杵高校に行かせてよかったという言葉がありました。例えば、不登校の子どもが出た時に担任も、スクールカウンセラーも、教頭先生も組織立って一人一人を大事にしてくれた。この3年間素晴らしかったというような言葉が聞かれました。「芯の通った学校組織」がうまくいっているのだな、地域との連携も素晴らしいなと感じました。

「ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業」による福島県と大分県の交流について

(工藤教育長)

それでは、報告第2号「『ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業』による福島県と大分県の交流について」能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第2号「『ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業』による福島県と大分県の交流について」報告いたします。

資料1ページをご覧ください。東日本大震災からまもなく6年、「ふくしまから はじめよう。」をスローガンに復興への歩みを進める福島県への理解を促進するとともに、改めて防災や復興について考え、共に歩いていく契機とするため、福島・大分両県児童の相互訪問を中心とした交流事業を実施しました。1月16日から18日の日程で南相馬市立高平小学校の5年生2名が本県を、2月9日から11日の日程で別府市立上人小学校の5年生3名が福島県を訪問しまして、知事表敬、小学校での交流、地域の見学・体験等を行いました。

1月第1回の教育委員会会議において、事前のお知らせをさせていただいた際に、高橋委員から「感想文を」というご要望がありましたので、子どもたちの感想や思いを中心に報告させていただきます。

まず、福島県の大使ですが、高平小学校での交流会の中で、大分県を訪問した際の報告をしてくれました。2ページ目ですが、大分訪問の際の思いとして、「福島県の人達が、大きな地震や津波にあっても、一生懸命努力して復興にがんばっていることや、福島県に来てほしいこと、福島県の美味しい食べ物を安心して食べてほしいこと、これらを伝えたいという気持ちで訪問してきました。」ということでした。

また、3ページ目ですが、「上人小学校の5年生は、みんなで東日本大震災のことも調べてくれていて、私たち福島県民の苦労をわかっていていました。あんなに遠い九州の人達が、福島のことを知ってくれていることがとてもうれしくて、ほっとしました。」、「大分県を訪問して、自分たちも『福島県民としてがんばっていかねければ』と強く感じました。例えば、避難訓練を真剣に行って、本当に災害が起きた時にも、冷静に避難できるように備えておきたいと思います。」といった気持ちを述べていました。

本県の大使は、福島訪問後に感想文を寄せてくれました。まず、知事表敬について、4ページ目の谷さんの感想では「今回の交流で、大分県のよさをいっぱい伝えたいと思っていたので、別府竹細工のよさを知事

さんに伝えられてとてもうれしかったです。』また、高平小学校での交流会について、5ページ目の帆足さんの感想では「『私達も遠く九州から応えんしています。』という力強いメッセージを言った時はみんなの表情がやわらかくなり、おたがいに何か通じあえた気がしました。』、第2部の防災バケツリレーやダンス交流では「みんなとの仲が深まって、『人ってこんなに早く仲が良くなるんだな』とか、『福島みんなは温かいな』と思いました。』。さらに、地域見学として、津波で甚大な被害を被った南相馬市沿岸部を語り部ガイドツアーで見せていただいた際の帆足さんの感想では、「津波が多く大切な物をうばったことがよくわかりました。やっぱり津波は怖いですが、でも、人々の願いから、津波に負けないくらいの復こうをしていました。ガイドの人は、『いつかこの道路に桜がまんかいになります。』とうれしそうに話してくれました。やっぱり人はすごいです。」というように、貴重な経験ができたことを綴っています。

全体を通しての感想としては、陣内君は「僕はまた別の機会に福島に行ってみたいです。そして、今回の福島訪問で、福島は安全だと言う事がわかりました。この事をクラスみんなや家族にも伝えたいと思います。」、谷さんは「高平小学校との交流で学んだことをこれからも生かし、色々な人に伝えたいです。」、帆足さんも「今回の訪問で勇気をもらいました。今回出会った人達にまた会いたいです。私が福島を元の姿にもどしたいと思いました。」という力強いメッセージを綴っています。こうした思いが風評払拭と復興の力となっていくことを願っています。なお、上人小学校では3月10日校内で大使による報告会を予定していると聞いています。

本年度の交流先として本県を選出いただき、福島訪問時には、「共にがんばろう」の想いを込めて、心からおもてなしいただいた福島県の皆様に感謝申し上げるとともに、福島・大分両県の未来に続く交流の契機にしなければと考えております。写真を添付しておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

以上でございます。

(林職務代理者)

3ページの陣内さんの感想についてですが、福島県環境創造センターでは、放射線についてどのような説明があったのでしょうか。放射線は危険だという話だったのか、それとも対策を取れば安全だという話だったのか、そのあたりを聞いてみたいと思いました。

(能見教育改革・企画課長)

時間の都合もあって、放射線に関する詳しい説明を受けたわけではございません。大きなモニターがありまして、東日本大震災以降の福島の

歩みを映像で見たり、実際に放射線がどのようなものか、例えば、アルファ線、ベータ線、ガンマ線の違いを体感したり、気化したエタノールを通して放射線が実際に見える様子を観察したりといった体験をさせていただきました。

(林職務代理者)

現在の福島状況や除染が終わった地域の状況等ではなかったのですか。

(能見教育改革・企画課長)

そうです。

(松田委員)

都道府県教育委員協議会のメンバーとして、外国を訪問したことがあります。各学校に寄った際には子ども代表と1時間ほど話す機会がどこもありました。子どもは素直なメッセージを発してくれますので、今回の経験・体験は素晴らしいと感じています。今後、大きく伸びて、素晴らしい大人になっていくのではないかと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございますか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第5号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

それでは、第5号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。第5号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。
ないようですので、これで平成28年度第24回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成28年度第24回大分県教育委員会会議次第

日時 平成29年3月1日(水)

13:35～15:05

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 平成29年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見
について

第2号議案 学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について

第3号議案 宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

第4号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

第5号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上について

「ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業」による福島県と大分県の
交流について

(3) その他

4 閉 会

第一号議案

平成二十九年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成二十九年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

平成二十九年三月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

知事から照会のあつた平成二十九年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第 号
平成 2 9 年 3 月 日



大分県知事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会
教育長 工 藤 利 明

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成 2 9 年 2 月 2 7 日付け財第 4 5 4 号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

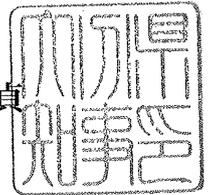


財 第 4 5 4 号
平成 2 9 年 2 月 2 7 日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・平成 2 8 年度大分県一般会計補正予算（第 6 号）関係部分
- ・工事請負契約の締結について（屋内スポーツ施設新築本体工事）
- ・工事請負契約の締結について（屋内スポーツ施設新築電気工事）
- ・工事請負契約の締結について（屋内スポーツ施設新築空調工事）

2 議案提出県議会

平成 2 9 年第 1 回定例県議会（追加議案）

平成 28 年度大分県一般会計補正予算(第 6 号)について

平成 28 年度 3 月補正予算 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

| 款 | 項 | 既決予算額 | 補正予算額 | 計 |
|--------------------|------------------------------|-------------|------------|-------------|
| 10 | 教育費 | 121,700,001 | 2,240,075 | 123,940,076 |
| | 教育総務費 | 11,074,929 | 346,349 | 10,728,580 |
| | 1 (うち福祉保健部 ・生活環境部所管) | 6,301,057 | 144,234 | 6,156,823 |
| | (うち教育委員会所管) | 4,773,872 | 202,115 | 4,571,757 |
| | 2 小学校費 | 41,377,651 | 12,556 | 41,365,095 |
| | 3 中学校費 | 24,920,798 | 102,498 | 24,818,300 |
| | 4 高等学校費 | 29,177,245 | 551,990 | 29,729,235 |
| | 5 特別支援教育費 | 9,815,818 | 57,769 | 9,758,049 |
| | 6 大学費 (企画振興部 ・福祉保健部所管) | 1,540,675 | 711,754 | 2,252,429 |
| | 7 社会教育費 | 2,500,422 | 120,193 | 2,380,229 |
| 8 保健体育費 | 1,292,463 | 1,615,696 | 2,908,159 | |
| 11 | 災害復旧費 | 56,914 | 1,528 | 55,386 |
| | 3 県立学校施設 災害復旧費 | | | |
| 教育委員会所管分計(- - +) | | 113,915,183 | 1,671,027 | 115,586,210 |
| | うち事業費 | 構成比 | (12.5%) | - (13.9%) |
| | | 金額 | 14,220,914 | 1,887,641 |
| | うち人件費 | 構成比 | (87.5%) | - (86.1%) |
| | | 金額 | 99,694,269 | 216,614 |

平成 2 8 年度一般会計 3 月補正予算案の概要（教育委員会関係）

（部局名：教育委員会）

（単位：千円）

| 事業名 | 予算案 | 事業の概要 | 所管課 |
|-------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 県立学校施設整備事業 (国経済対策関連事業) | (2,941,687) 87,957 3,029,644 | 教育環境の改善を図るため、老朽化した臼杵支援学校校舎等の大規模改造工事を行う。 特別な配慮が必要となる生徒に対応するため、大分豊府高校にエレベーターを設置する。 29年度の前倒し実施分 270,642千円 | 教育財務課 |
| 2 共同実習船建造事業 (国経済対策関連事業) | (13,000) 638,994 651,994 | 津久見高校海洋科学学校の大型実習船「新大分丸」の老朽化に伴い、香川県と共同で運航する実習船の建造に着手する。 ・31年度共同運航開始予定 | 教育財務課 |
| 3 県立スポーツ施設建設事業 (国経済対策関連事業) | (170,452) 1,687,728 1,858,180 | 武道を中心として多目的に活用できる屋内スポーツ施設を、ラグビーワールドカップのホスピタリティ施設等としても活用できるよう、31年4月完成に向け、本体工事に着手する。 | 屋内スポーツ施設建設推進室 |

予算案欄の上段（ ）は既決予算額、中段は補正予算案、下段は累計。

工事請負契約の締結について

県立スポーツ施設建設事業に係る工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和 39 年大分県条例第 29 号）第 2 条の規定に基づき、平成 29 年大分県議会第 1 回定例会に提案するもの。

工事の概要

【構造】鉄筋コンクリート造（一部木造、一部鉄骨造）

【階数】地上 3 階、地下 1 階

【延床面積】 16,032.99㎡

屋内スポーツ施設新築本体工事

【契約方法】一般競争入札

【契約金額】5,182,920,000 円

【工期】契約締結の翌日から平成 31 年 4 月 17 日まで

【契約相手】福岡市博多区下川端町 1 番 1 号

フジタ・末宗組特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社フジタ九州支店

執行役員支店長 岡野利喜造

屋内スポーツ施設新築電気工事

【契約方法】一般競争入札

【契約金額】635,040,000 円

【工期】契約締結の翌日から平成 31 年 4 月 17 日まで

【契約相手】大分市花津留 2 丁目 25 番 16 号

九電工・大和特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社九電工大分支店

理事支店長 竹中休義

屋内スポーツ施設新築空調工事

【契約方法】一般競争入札

【契約金額】577,800,000 円

【工期】契約締結の翌日から平成 31 年 4 月 17 日まで

【契約相手】福岡市博多区博多駅前 4 丁目 13 番 11 号

東熱・柳井建設工事共同企業体

代表者 東洋熱工業株式会社九州支店

支店長 大村直樹

第二号議案

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当支給規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の中学校の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|--------|------|------|--------|--------|--------|
| 義務教育学校 | 教務主任 | 学年主任 | 生活指導主任 | 生徒指導主事 | 進路指導主事 |
|--------|------|------|--------|--------|--------|

別表第一の備考に次のように加える。

四 義務教育学校の項に掲げる主任等については、前期課程の三学級未満の学年及び後期課程の四学級未満の学年に置かれる学年主任、前期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる生活指導主事並びに後期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる進路指導主事を除く。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

大分市立義務教育学校設置条例（平成二十八年大分市条例第三十号）の制定により、平成二十九年四月一日に県内に義務教育学校が開校することに伴い、義務教育学校の主任等に手当を支給したいので提案する。

学校職員の特殊勤務手当支給規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <p>第一条～第五条（省略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> | | <p>第一条～第五条（省略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> | |
| 学 校 | 主 任 等 | 学 校 | 主 任 等 |
| 小 学 校 | 教務主任 学年主任 生活指導主任 分校主任 | 小 学 校 | 教務主任 学年主任 生活指導主任 分校主任 |
| 中 学 校 | 教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 | 中 学 校 | 教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 |
| 義務教育学校 | 教務主任 学年主任 生活指導主任 生徒指導主事 進路指導主事 | (新設) | (新設) |
| 高 等 学 校 | 教務主任 学年主任 生徒指導主任 進路指導主任 学科主任 農場主任 保健主任 特別活動主任 | 高 等 学 校 | 教務主任 学年主任 生徒指導主任 進路指導主任 学科主任 農場主任 保健主任 特別活動主任 |
| 特別支援学校 | 教務主任 学年主任 生徒指導主任 進路指導主任 学科主任 保健主任 寮務主任 特別活動主任 | 特別支援学校 | 教務主任 学年主任 生徒指導主任 進路指導主任 学科主任 寮務主任 特別活動主任 |

備考

一 小学校の項に掲げる主任については、分校に置かれる教務主任、三学級未満の学年に置かれる学年主任及び二学級未満の分校に置かれる分校主任を除く。

備考

一 小学校の項に掲げる主任については、分校に置かれる教務主任、三学級未満の学年に置かれる学年主任及び二学級未満の分校に置かれる分校主任を除く。

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>別表第二、別表第三 (省略)</p> <p>二 中学校の項に掲げる主任等については、四学級未満の学年に置かれる学年主任及び三学級未満の中学校に置かれる生徒指導主事を除く。</p> <p>三 六学級未満の小学校及び中学校に置かれる生活指導主任及び進路指導主事を除く。</p> <p>四 義務教育学校の項に掲げる主任等については、前期課程の三学級未満の学年及び後期課程の四学級未満の学年に置かれる学年主任、前期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる生活指導主任、後期課程の学級数が三未満の義務教育学校に置かれる生徒指導主事並びに後期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる進路指導主事を除く。</p> | <p>別表第二、別表第三 (省略)</p> <p>二 中学校の項に掲げる主任等については、四学級未満の学年に置かれる学年主任及び三学級未満の中学校に置かれる生徒指導主事を除く。</p> <p>三 六学級未満の小学校及び中学校に置かれる生活指導主任及び進路指導主事を除く。</p> <p>(新設)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正の概要

1 改正理由

大分市立義務教育学校設置条例(平成 28 年大分市条例第 30 号)の制定(平成 29 年 4 月 1 日施行)により、平成 29 年 4 月 1 日付けで県内に「義務教育学校」が開校することに伴い、同校の主任等に手当を支給できるようにするもの

2 改正内容

(1) 教育業務連絡指導手当(主任手当)の支給対象者を定めた別表第 1 に「義務教育学校」の項を加える。

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|--------|--------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 学 校 | 主 任 等 | 学 校 | 主 任 等 |
| (規定なし) | (規定なし) | <u>義務教育学校</u> | <u>教務主任</u> <u>学年主任</u> <u>生活指導主任</u> <u>生徒指導主事</u> <u>進路指導主事</u> |

(2) 別表第 1 の「備考」に「義務教育学校」の支給要件を加える。

| 現 行 | 改 正 案 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (規定なし) | <u>4 義務教育学校の項に掲げる主任等については、前期課程の 3 学級未満の学年及び後期課程の 4 学級未満の学年に置かれる学年主任、前期課程の学級数が 6 未満の義務教育学校に置かれる生活指導主任、後期課程の学級数が 3 未満の義務教育学校に置かれる生徒指導主事並びに後期課程の学級数が 6 未満の義務教育学校に置かれる進路指導主事を除く。</u> |

主任手当

教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事する場合に支給する。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第三号議案

宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家」を「大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家」に改め、同項第三号中「大分県立津久見高等学校海洋科学学校」を「大分県立海洋科学高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号）及び大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第一条 略</p> <p>（特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき五千九百円とする。ただし、第一号及び第三号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、二千九百五十円とする。</p> <p>一 大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家 に勤務する職員が行う</p> <p>青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</p> <p>二 大分県立国東高等学校双国校、大分県立大分雄城台高等学校、大分県立大分鶴崎高等学校、大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立竹田高等学校、大分県立日田高等学校及び大分県立津南高等学校に勤務する教育職員がその附属する集団宿泊研修施設において生徒の生活指導等のために行う宿直勤務</p> <p>三 大分県立海洋科学高等学校 に勤務する教育職員がその附属寄宿舍の舎監として行う宿日直勤務</p> <p>3 略</p> | <p>第一条 略</p> <p>（特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき五千九百円とする。ただし、第一号及び第三号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、二千九百五十円とする。</p> <p>一 大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家に勤務する職員が行う</p> <p>青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</p> <p>二 大分県立国東高等学校双国校、大分県立大分雄城台高等学校、大分県立大分鶴崎高等学校、大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立竹田高等学校、大分県立日田高等学校及び大分県立津南高等学校に勤務する教育職員がその附属する集団宿泊研修施設において生徒の生活指導等のために行う宿直勤務</p> <p>三 大分県立津久見高等学校海洋科学学校に勤務する教育職員がその附属寄宿舍の舎監として行う宿日直勤務</p> <p>3 略</p> |

宿日直手当の額を定める規則の一部改正の概要

1 改正理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年大分県条例第 53 号）及び大分県立学校の設置に関する条例（昭和 39 年大分県条例第 57 号）の一部改正に伴い、規定を整備するもの

- (1) 大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の概要
- ・大分県立社会教育総合センターの廃止に伴い、公の施設の名称及び位置について大分県立青少年の家の名称及び位置に改める。（平成 29 年 4 月 1 日施行）
- (2) 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正の概要
- 津久見高等学校海洋科学学校を本校化して新たに海洋科学高等学校を設置する。
- ・学校新設：大分県立海洋科学高等学校（平成 29 年 1 月 1 日施行）
 - ・学校廃止：大分県立津久見高等学校海洋科学学校（平成 29 年 4 月 1 日施行）

2 改正内容

特殊な宿日直勤務等の額を定めた第 2 条第 2 項中「大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家」を「大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家」に、「大分県立津久見高等学校海洋科学学校」を「大分県立海洋科学高等学校」に改める。

| 現 行 | → | 改 正 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------|
| <u>大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家に勤務する職員が行う青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</u> | → | <u>大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家に勤務する職員が行う青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</u> |
| <u>大分県立津久見高等学校海洋科学学校に勤務する教育職員がその附属寄宿舍の舎監として行う宿日直勤務</u> | → | <u>大分県立海洋科学高等学校に勤務する教育職員がその附属寄宿舍の舎監として行う宿日直勤務</u> |

3 施行期日

公布の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。

第四号議案

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社会教育総合センター九重青少年の家」を「九重青少年の家」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第一条～第五条 略</p> <p>（特地勤務手当等）</p> <p>第六条 特地勤務手当は、職員が九重青少年の家 に勤務したときに支給し、その額は、一月につき、その者の 給料及び扶養手当の月額合計額に、百分の四を乗じて得た額と する。</p> <p>2 特地勤務手当に準ずる手当は、職員が九重青少年の家 に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合に 支給し、その額は、一月につき、その者の給料及び扶養手当の月 額の合計額に、百分の四を乗じて得た額とする。</p> <p>第七条～第十条 略</p> <p>別表第一～別表第五 略</p> | <p>第一条～第五条 略</p> <p>（特地勤務手当等）</p> <p>第六条 特地勤務手当は、職員が社会教育総合センター九重青少年 の家に勤務したときに支給し、その額は、一月につき、その者の 給料及び扶養手当の月額合計額に、百分の四を乗じて得た額と する。</p> <p>2 特地勤務手当に準ずる手当は、職員が社会教育総合センター九 重青少年の家に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合に 支給し、その額は、一月につき、その者の給料及び扶養手当の月 額の合計額に、百分の四を乗じて得た額とする。</p> <p>第七条～第十条 略</p> <p>別表第一～別表第五 略</p> |

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年大分県条例第 53 号）の一部改正（平成 28 年 12 月 19 日公布・平成 29 年 4 月 1 日施行）に伴い、規定を整備する必要が生じたもの

2 改正内容

特地勤務手当等を定めた第 6 条第 1 項及び第 2 項中「社会教育総合センター九重青少年の家」を「九重青少年の家」に改める。

| 現 行 | → 改 正 案 |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 特地勤務手当は職員が <u>社会教育総合センター九重青少年の家</u> に勤務したときに支給し・・・ | 特地勤務手当は職員が <u>九重青少年の家</u> に勤務したときに支給し・・・ |
| 特地勤務手当に準ずる手当は、職員が <u>社会教育総合センター九重青少年の家</u> に異動し・・・ | 特地勤務手当に準ずる手当は、職員が <u>九重青少年の家</u> に異動し・・・ |

3 施行期日

公布の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。

「芯の通った学校組織」 第2ステージ

～ 大分県版「チーム学校」実現プラン ～

(仮称)

平成29年3月

大分県教育委員会

目次

| | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 「芯の通った学校組織」の構築 | |
| (1) 第5フェーズまで(第1ステージ)の総括 | ・・・ 1 |
| (2) 「芯の通った学校組織」の定着状況と学力調査結果とのクロス分析 | ・・・ 3 |
| (3) 「芯の通った学校組織」の取組継続の必要性 | ・・・ 4 |
| 2. 教育改革の方向性 | |
| (1) 「教育県大分」創造プラン2016 | ・・・ 4 |
| (2) 学習指導要領の改訂・実施と高大接続改革 | ・・・ 5 |
| (3) 「次世代の学校・地域」創生プラン | ・・・ 7 |
| 3. 「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上 | ・・・ 8 |
| 4. 本プランで目指す学校の姿(P) | ・・・ 9 |
| 5. 教育水準向上に向けた取組 | |
| (1) 学校マネジメントの深化 | ・・・ 13 |
| 「学校マネジメント4つの観点」に基づく指導・支援 | ・・・ 14 |
| 目標達成マネジメントツールの整理・統合 | ・・・ 16 |
| 各種マネジメントツールを活用した校種間連携の推進 | ・・・ 18 |
| 学校・家庭・地域の協働 | ・・・ 18 |
| (2) 授業改善の徹底 | ・・・ 20 |
| 小・中学校で進める授業改善～「新大分スタンダード」で実現する | |
| 主体的・対話的で深い学び～ | ・・・ 21 |
| 高等学校における授業改善 | ・・・ 25 |
| 特別支援教育の視点からの授業改善 | ・・・ 26 |
| 授業改善の取組を活かしたカリキュラム・マネジメントの推進 | ・・・ 27 |
| (3) 体力向上の推進と健康課題への対応 | ・・・ 29 |
| (4) いじめ・不登校対策等の推進 | ・・・ 30 |
| 6. 推進方策(P) | |
| (1) 「教育県大分」を担う人材育成 | |
| 大量退職・大量採用時代における教職員の資質向上 | ・・・ 32 |
| 広域人事・校種間人事の推進 | ・・・ 32 |
| 学校マネジメント研修の充実 | ・・・ 33 |
| 主幹教諭・指導教諭の役割の明確化 | ・・・ 33 |
| (2) 教育指導体制の強化 | |
| 教育事務所等による指導・支援 | ・・・ 34 |
| 県教育委員会と市町村教育委員会の連携強化 | ・・・ 35 |
| 学校支援センターによる学校運営支援機能の強化 | ・・・ 37 |
| 県立学校への指導・支援 | ・・・ 37 |
| (3) その他 | |
| 教育研究団体等の活用 | ・・・ 38 |
| 県内大学等との連携強化 | ・・・ 38 |
| 調査研究機能の強化 | ・・・ 38 |
| 学校現場の負担軽減 | ・・・ 39 |

1. 「芯の通った学校組織」の構築

(1) 第5フェーズまで(第1ステージ)の総括

(「芯の通った学校組織」の取組の趣旨)

子どもたちの学力・体力の向上を図るとともに、いじめ・不登校等の諸課題に迅速・的確に対応するためには、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。しかしながら、本県では、学校の教育目標が抽象的すぎる、主任制度が十分機能していないなど、学校マネジメントに大きな課題が見られた。

こうした状況を踏まえ、平成24年度から、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構築による学校改革を進めてきた。各学校が、学校教育課題の解決に向けて重点化・焦点化した具体的な目標や取組を設定し、基盤となる学校運営体制の下、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねることで持続的・発展的な教育活動を実現することを目指した。

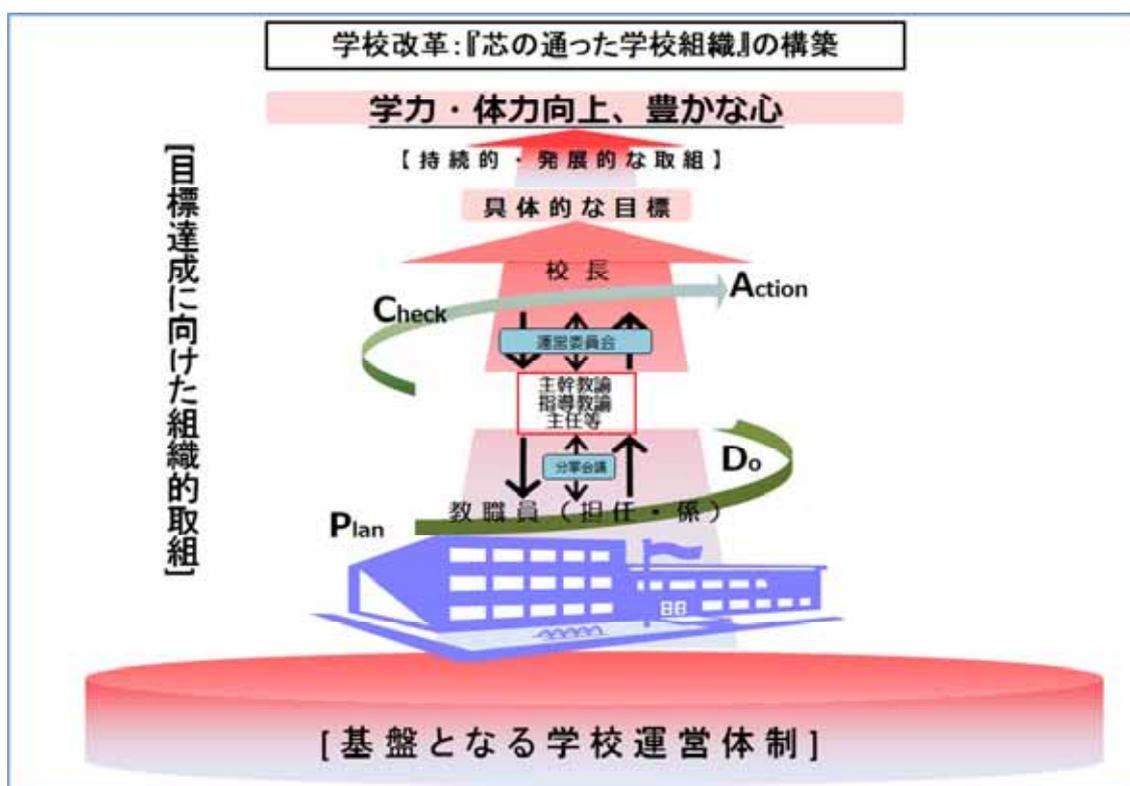
【芯の通った学校組織】

学力・体力向上等に向けて学校の具体的な目標や取組が設定され、その達成のために学校全体で検証・改善を繰り返す学校

目標(芯)の達成に向けた組織的な取組を行う学校組織

このような取組を行う基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織

目標達成に向けた組織的な意思決定や取組の基盤となる学校運営体制(芯)



(5 フェーズでの取組の経過)

「芯の通った学校組織」推進プラン（以下「推進プラン」）（平成 24 年 11 月）

第 1 フェーズ(24 年度)：趣旨の周知と制度の整備

- ・「学校運営の適正化」通知、学校評価や教職員評価システムの手引き改訂、
全市町村によるプラン・計画の策定 等

第 2 フェーズ(25 年度)：実践・研修・指導による「芯の通った学校組織」の構築

- ・「20 の観点」による指導・支援 等

第 3 フェーズ(26 年度)：「芯の通った学校組織」の定着

- ・5 つの中心課題の徹底、「20 の観点」に係る観点別留意事項 等

「芯の通った学校組織」活用推進プラン（以下「活用推進プラン」）（平成 26 年 11 月）

第 4 フェーズ(27 年度)：「芯の通った学校組織」の活用推進

- ・「8 つの観点」による指導・支援 等

第 5 フェーズ(28 年度)：子どもの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立

- ・「第 5 フェーズの取組方針」に沿った取組の推進

(第 5 フェーズまでの「芯の通った学校組織」の定着状況)

「芯の通った学校組織」の取組が第 5 フェーズを迎え、「活用推進プラン」の最終年度となることから、「芯の通った学校組織」に係る各学校の取組状況等を把握するとともに、今後の施策の展開に資することを目的に「芯の通った学校組織」定着状況等調査（以下「定着状況等調査」）を実施した。その結果は、別に示す調査結果概要（43～45 頁参照）にまとめているが、学校マネジメントの取組は着実に進展し、概ね「形」は整いつつあるものの、第 5 フェーズで掲げた「『芯の通った学校組織』の確立」¹には道半ばであり、引き続き取組の継続・徹底と「質」の向上が求められる状況と評価された。

また、「8 つの観点」に係る S A B 評価結果²を総合すると、多くの学校で全観点 A 評価以上に到達してはいるものの、その経過からは、一部の学校では年度を跨ぐ取組の継続性・発展性に課題があると考えられるほか、観点別に見ると、B 評価にとどまる割合や S 評価への到達状況からも「観点 2、4、5」を中心に依然課題が残されている。

¹第 5 フェーズでは、次のとおり「『芯の通った学校組織』の確立」像を設定し、全ての学校で「確立」が図られるよう取組を進めるとともに、取組の「質」を追求するなど次のステージに向けた取組の深化を図った。

大分県の全ての子どもたちの力と意欲の向上に向けて、「8 つの観点」を念頭に置いた学校マネジメントが徹底されていること、「活用推進プラン」の策定以降、追加的に提示してきた「授業改善の 5 点セット」等を含め、各種目標達成マネジメントツールが適切に活用され、検証・改善サイクルが機能していること、の 2 点において、全ての学校で「形」が整っている状態。

²「第 5 フェーズの取組方針」で示した評価基準により、各教育事務所が学校訪問を通して客観的に評価したものの、1 回目の学校訪問終了時点では、小学校で全観点の 71%、中学校で 58%が A 評価以上、年度末には小学校で 99%、中学校で 97%が A 評価以上となった（年度末までに全観点 A 評価以上となった小学校は 97%、中学校は 89%、小・中学校合わせて 94%）。観点別に見ると、観点 2、4 及び 5 において、いずれも、小学校で B 評価にとどまる割合 1%余り、S 評価は 10～20%程度、中学校で B 評価にとどまる割合 4～5%程度、S 評価は 5～10%程度と他の観点と比して課題が見られる。

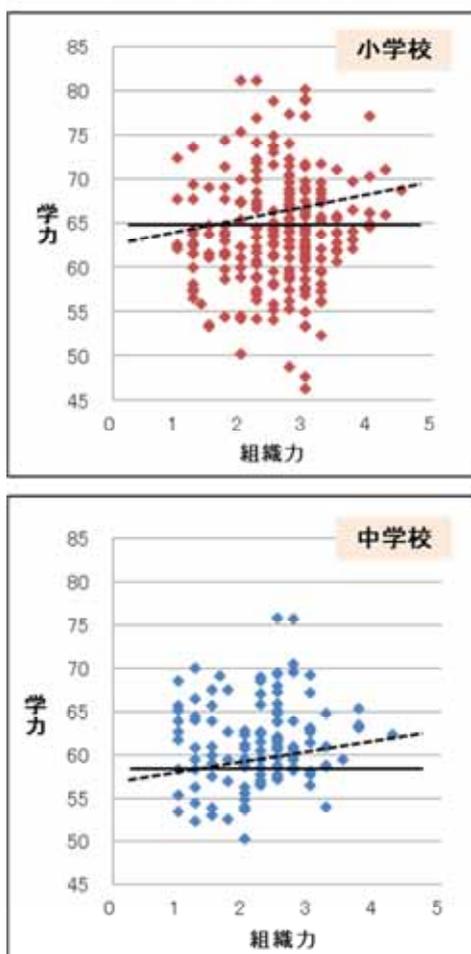
(2)「芯の通った学校組織」の定着状況と学力調査結果とのクロス分析

エビデンスに基づく学校教育課題のより効果的な解決策を研究するため、平成 28 年度は試みに「8つの観点」に係る S A B 評価結果を基にして、「芯の通った学校組織」の定着状況と学力調査結果とのクロス分析を行った³。

その分析結果によれば、全ての学校を対象とする散布図の分布傾向を直線で表すと緩やかな右上がりの直線となる【図1】。また、組織力上位校グループと下位校グループを比較すると、小・中学校ともに、上位校グループは全国平均正答率を超えた学校の割合が高く【表1】、グループ平均も全国平均正答率を上回っている【表2】。さらに、「芯の通った学校組織」の取組初期に当たる平成 25 年度からの伸びを比較しても、下位校グループが下がっているのに対し上位校グループは上がっている【表3】。

このように、小・中学校ともに組織力の高い(=「芯の通った学校組織」が定着している)学校は学力も高い傾向が見られる。

【図1】組織力と学力の関係



※【図1】内の — は全国平均正答率を、--- は分布全体の傾向を示す直線

【表1】全国平均正答率を超えた学校数と割合

| | | 上位校グループ | 下位校グループ |
|-----|-----|---------|---------|
| 小学校 | 学校数 | 23校/30校 | 8校/30校 |
| | 割合 | 77% | 27% |
| 中学校 | 学校数 | 10校/15校 | 2校/15校 |
| | 割合 | 67% | 13% |

【表2】グループ平均と全国平均正答率の差

| | 上位校グループ* | 下位校グループ* |
|-----|----------|----------|
| 小学校 | +2.94 | -2.39 |
| 中学校 | +1.89 | -3.74 |

【表3】グループ平均と全国平均正答率との差の年度比較(平成25年度と平成28年度)

| | 上位校グループ* | 下位校グループ* |
|-----|---------------|---------------|
| 小学校 | H25 → H28 | H25 → H28 |
| | +0.98 → +2.94 | -2.00 → -2.39 |
| 中学校 | H25 → H28 | H25 → H28 |
| | +0.73 → +1.89 | -2.06 → -3.74 |

³ 「8つの観点」に係る S A B 評価を基にして各学校における「芯の通った学校組織」の定着状況(=組織力)を5点満点で点数化。組織力上位校、下位校それぞれ1割 小学校30校、中学校15校 について、組織力と平成28年度全国学力・学習状況調査結果等とのクロス分析を行った。

(3) 「芯の通った学校組織」の取組継続の必要性

教職員の大量退職・大量採用時代を迎え、今後10年で約半数の教職員が入れ替わり、学校現場の世代交代が加速する中、学校の組織的課題解決力の向上は喫緊の課題である。

そして、学校マネジメントを機能させ持続的・発展的な教育活動の実現を目指す「芯の通った学校組織」の取組は、まさに学校の組織的課題解決力の向上を図るものであり、本県教育における学校運営の基本に据えて、次なるステージに向けた取組の継続・発展を期し、当たり前 の学校文化にしていく必要がある。

2. 教育改革の方向性

(1) 「教育県大分」創造プラン2016

(基本理念と最重点目標)

「教育県大分」創造プラン2016(以下「プラン2016」)では、本県教育改革の経緯や教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえて更なる高みを目指すため、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」という基本理念を掲げ、大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進することとしている。

また、基本理念の実現に向けては、8つの基本目標に沿って施策を計画的かつ総合的に推進するとともに、最重点目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指すこととし、学力、体力、未来を切り拓く意欲等の指標⁴を設定している。

(「芯の通った学校組織」の取組深化)

プラン2016では、基本目標4「信頼される学校づくりの推進」において「芯の通った学校組織」の取組深化に係る施策を整理しており、「芯の通った学校組織」の取組が全学校・全教職員に浸透するよう学校マネジメントに係る取組の徹底・強化を図るとともに、学力・体力の向上、生徒指導など各学校における教育課題解決のため、縦(学校段階間の連携・接続)と横(家庭・地域、福祉等関係機関との連携・協働)の関係を意識した「芯の通った学校組織」の取組深化を図ることとしている。

4

学力(小6・中3)

指標1: 児童生徒の学力(知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合)

指標2: 児童生徒の学力(思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合)

体力(小5・中2)

指標3: 児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)

未来を切り拓く意欲(小6・中3)

指標4: 未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合

(下欄5つのアンケート調査項目に肯定的に回答する児童生徒の割合)

未来の夢や目標をもっている 難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している
地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がある
家で自分で計画を立てて勉強する 学校に行くのが楽しい

(2) 学習指導要領の改訂・実施と高大接続改革

(学習指導要領の改訂・実施)

次期学習指導要領の要点は、「社会に開かれた教育課程」の実現、カリキュラム・マネジメントの実現、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（いわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）とされている。

まず次期学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、各学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている⁵。

次に、次期学習指導要領を手掛かりとしたカリキュラム・マネジメント⁶を実現する中で、教科等横断的な視点からの教育活動の改善や教科等や学年を越えた組織運営の改善を図り、学校教育の改善・充実の好循環を生み出していくことが目指されている。

そして、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、学びの質を高めていく観点から主体的・対話的で深い学びの実現に向

⁵ 次期学習指導要領案より。中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日）では、「社会に開かれた教育課程」に関して次の三点が重要になるとしている。

社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。

これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育ていくこと。

教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

⁶ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、
教育目的・目標の実現に必要な教育内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
教育課程の実施に必要な人的・物的体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、
教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。
〔次期学習指導要領案より〕

上記答申では、次期学習指導要領の理念を踏まえ、次の三つの側面が提示されるとともに、「カリキュラム・マネジメント」は、学校の組織力を高める観点から学校の組織や経営の見直しに繋がるものとされている。

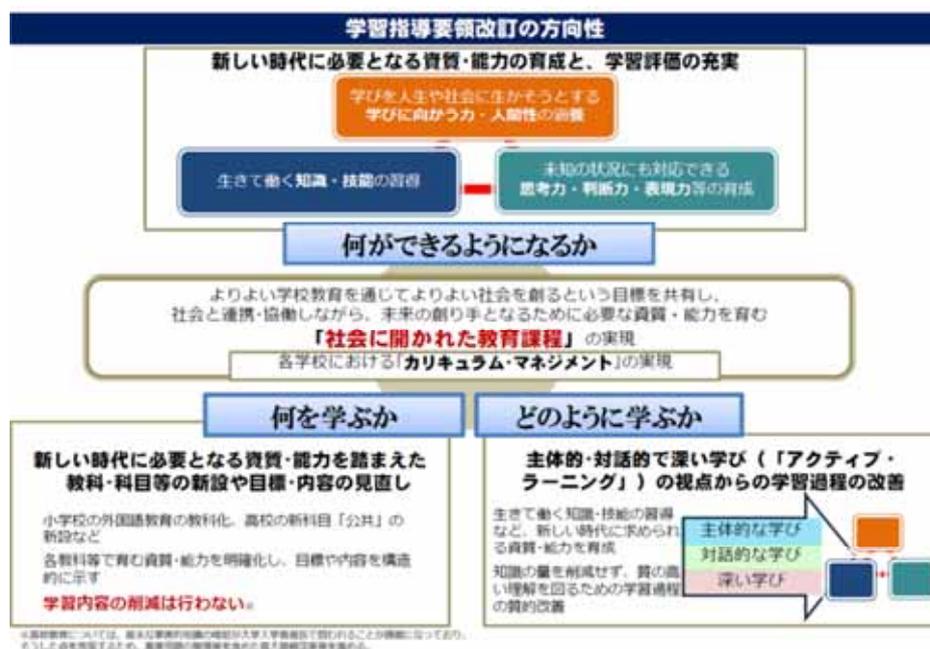
各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。

教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。

教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

けた授業改善の活性化が求められている⁷。

このような次期学習指導要領は、小学校で平成 32 年度から、中学校で平成 33 年度からそれぞれ全面実施、高等学校では平成 34 年度から年次進行で実施の予定である。



（高大接続改革）

高大接続改革は、初等中等教育から高等教育まで一貫した形で真の学力（学力の3要素）を育成・伸長させることを目指し、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方を一体的に改革するものである⁸。

前述の学習指導要領改訂は、高等学校教育改革の主要事項として位置付けられており、大学入学者選抜においては、高等学校教育を通じて育まれた生徒の力を多面的に捉えて評価していく方向性が示されていることから、次期学習指導要領を踏まえた取組を進めることが大学入学者選抜への対応にも繋がっていく。

なお、高等学校教育改革の一環として位置付けられる「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は平成 31 年度から、現行の大学入試センター試験に替わる「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」は平成 32 年度から導入される予定である。

⁷ 主体的・対話的で深い学びの実現とは、次の三つの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすること〔上記答申より〕。

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次に繋げる「主体的な学び」が実現できているか。

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

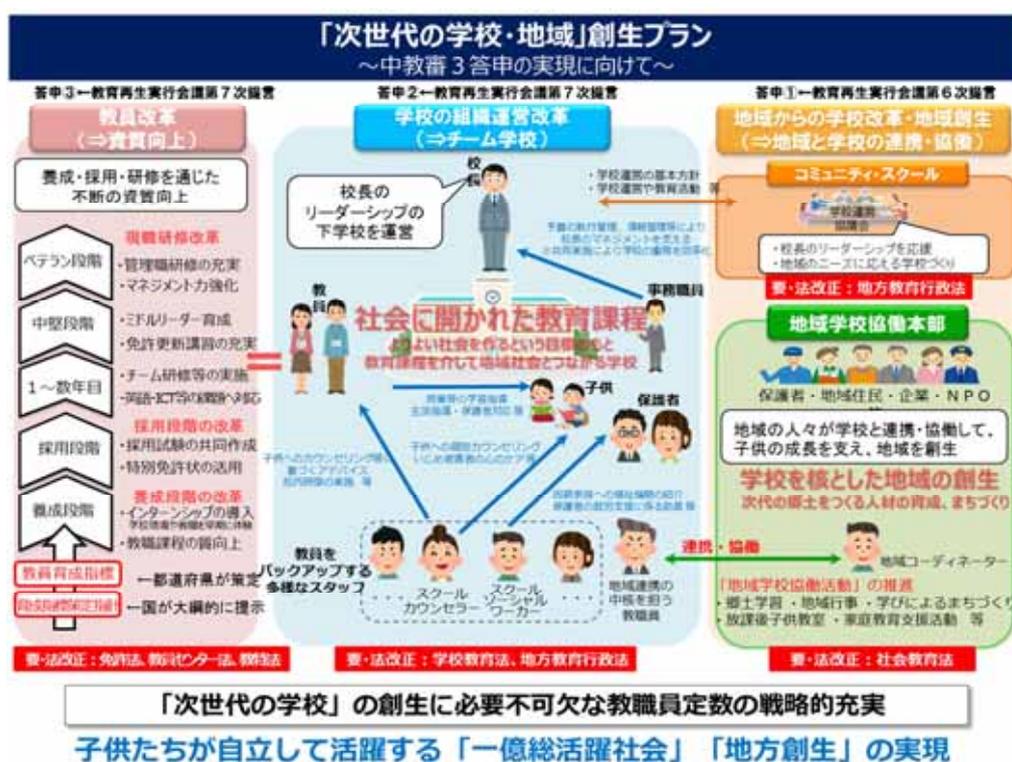
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

⁸ 「高大接続改革実行プラン（平成 27 年 1 月 16 日文科科学大臣決定）」等参照。

(3) 「次世代の学校・地域」創生プラン

国（文部科学省）においては、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、平成 28 年 1 月に「次世代の学校・地域」創生プランを策定し、平成 32 年度までに取り組むべき具体的施策と工程表を示している。

同プランでは、次期学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を中心に据えて、教員の資質・能力の向上を目指す制度改革、学校の組織運営改革（「チーム学校」の実現）、地域と学校の連携・協働に向けた改革を一体的に進めていくこととしている⁹。



プラン 2016 に沿って「芯の通った学校組織」の取組深化を図るに当たっては、このような学習指導要領の改訂・実施、高大接続改革、「次世代の学校・地域」創生といった教育改革の動向を踏まえる必要がある。

中でも、学校の組織運営改革（「チーム学校」の実現）、地域と学校の連携・協働に向けた改革については、学校マネジメントそのもの、ないし密接に関わるものであることから、その方向性を十分考慮しておくべきである。

⁹ このうち、 に関しては、教員の資質向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けること等を内容とする「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が第 192 回臨時国会で成立・公布されている（平成 28 年 11 月 28 日法律第 87 号）。また、 に関しては、学校事務職員の職務内容の改正、学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備等を内容とする「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」が第 193 回国会に提出されているほか、議員立法による「チーム学校運営の推進等に関する法律案」が継続審査となっている。

3. 「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上

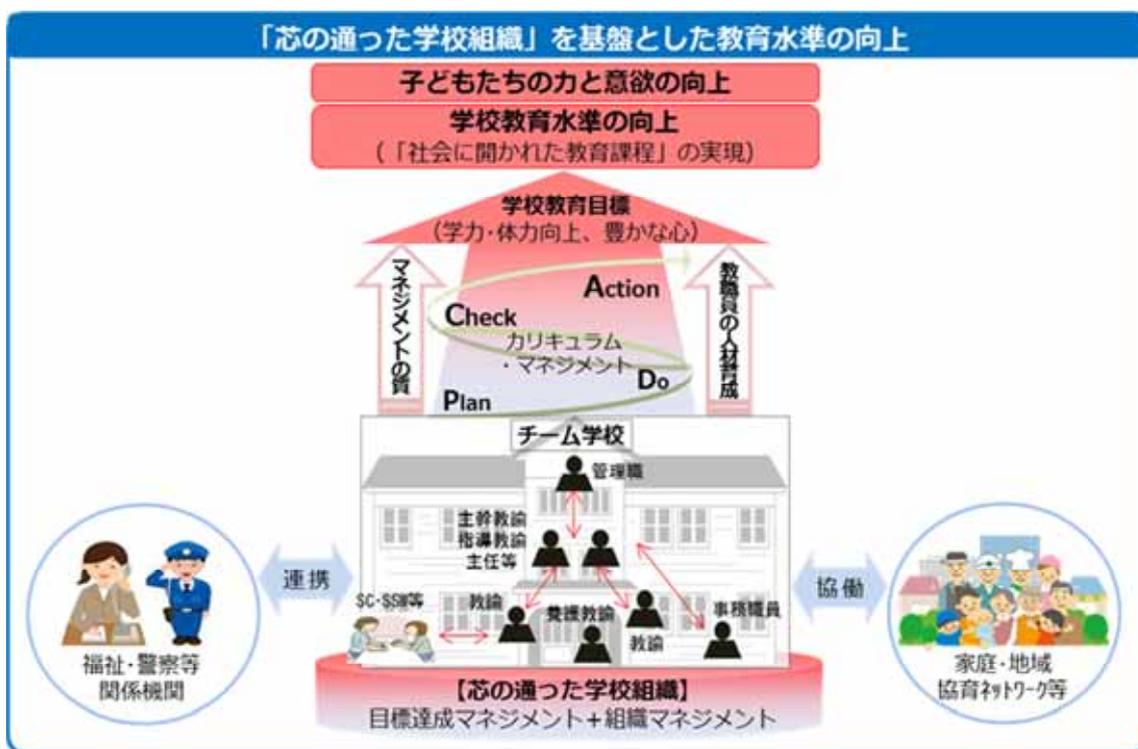
第1ステージにおける学校改革の進捗状況や教育改革の方向性を踏まえ、本プランでは、以下の基本的な考え方の下、「芯の通った学校組織」の取組深化を図り、大分県版「チーム学校」を実現することで教育水準の向上を図ることとする。

「芯の通った学校組織」の取組を基盤として「チーム学校」の視点を取り入れ、学校マネジメントの質の向上と教職員の人材育成を通じて組織的課題解決力の更なる向上を図り、学校教育水準を向上させる。

また、学校の枠を越えて、縦の連携・接続（幼・小・中・高・大の学校段階間の連携・接続）と横の連携（学校・家庭・地域の協働、福祉・警察等関係機関との連携）を促進することにより、更に持続的・発展的な教育活動を実現し、本県教育水準の向上を図る。

こうした「芯の通った学校組織」を基盤とした取組を進める中で、学校教育活動の根幹である授業を中心とした教育計画・実践の充実を図り、次期学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現や、そこで鍵となるカリキュラム・マネジメントの確立に繋げる。

本プランは、次期学習指導要領の実施や高大接続改革のスケジュールも勘案してプラン2016中間年までの3ヵ年（平成29～31年度）を対象期間とし、当該期間を「芯の通った学校組織」の取組に係る第2ステージと位置付け、「教育県大分」の創造に道筋を付けるべくプラン2016中間年（平成31年度）の目標値達成を目指す（46頁参照）。



4. 本プランで目指す学校の姿【P】

【学校マネジメント】

（「芯の通った学校組織」の確立）

平成24年度から5か年（5フェーズ）にわたる「芯の通った学校組織」の取組で目指してきたものは、次のような学校像である。

- ◇ 学力・体力向上等に向けて学校の具体的な目標や取組活動が設定され、その達成のために学校全体で検証・改善を繰り返す学校
- ◇ 取組を行う基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織

（学校マネジメントのポイント）

これまでの取組により、目標達成に向けて学校全体で組織的に教育活動を行う学校づくりは着実に進んできた。他方で、「8つの観点」の定着状況に鑑みれば、特に以下の点に留意する必要がある（詳細は14～16頁の「学校マネジメント4つの観点」参照）。

- ✓ 妥当な取組指標の設定：取り組むことにより重点目標達成に近づく具体的な取組指標を設定すること
- ✓ 効果的な検証・改善：PDCAサイクルを回す中で、取組指標や達成指標の内容を十分に精査・検証した上で改善に繋げること
- ✓ 目標の連動：学校の重点目標、分掌等目標、自己目標を連動させ、学校全体で目標達成を目指すこと

（「チーム学校」の推進）

このようなポイントに加えて、これからの学校マネジメントの大切な視点として「チーム学校」がある。生徒指導や特別支援教育等、様々な課題が複雑化・多様化する中で、学校や教員だけでは十分に解決することができない課題も増えている。

こうした課題に対応するため、これまで進めてきた「芯の通った学校組織」の取組に「チーム学校」の視点を取り入れ、養護教諭・栄養教諭、学校事務職員等の少数職種を含む教職員やスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、部活動の外部指導者等の専門スタッフ等がその専門性を発揮できるよう体制を整備することが重要である。加えて、個別課題の対応に当たっては、福祉・警察等の外部関係機関との連携強化を図ることが課題解決に有効な手立てとなる。こうした「チーム学校」の構築が、学校の課題解決力を高めると同時に働きやすい環境づくりにも繋がっていく。

（各種マネジメントツールの一層の活用）

各学校では、各種マネジメントツールを活用した検証・改善が進められているが、学校改善に向けた有効なツールとして機能するよう、「学校評価の4点セット」を最上位

として、学力向上プラン（小中）・授業改善スクールプラン（高）、体力向上プラン、不登校対策プラン等の相互関連性を意識しながら検証・改善を行う必要がある。

（校種間連携の推進）

次期学習指導要領では各学校段階間の接続を重視し、幼小、小中、中高等の繋がりを踏まえた教育課程を編成することが求められている。各種マネジメントツールについても、校種を越えて重点目標の共有、重点的取組や指標の摺り合わせを図った上で、作成・活用することが求められる。

（学校・家庭・地域の協働）

子どもたちの力と意欲を伸ばすには、学校・家庭・地域が子どもの状況や学校の課題・目指すところを十分共有した上で、学校の重点目標達成に向けそれぞれの取組を進めることが大切である。

こうした目標協働達成の取組に加えて、地域の「協育」ネットワークを活用した取組（学校支援活動、放課後チャレンジ教室、中学生学び応援教室等）を学校の重点目標の達成と連動させ、学校教育・社会教育両面から学校・家庭・地域の協働を推進していくことが求められる。次期学習指導要領の柱である「社会に開かれた教育課程」を実現する上でも、その重要性はますます高まってくる。

【授業改善】

次期学習指導要領の実施を見据え、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、いわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、それは、本県が目指す「付けたい力を意識した密度の濃い授業」を実現することでもある。

「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の実現を目指し、小・中学校、高等学校においては、以下のような取組や体制整備が求められる。

《必要な取組》

- 小・中学校では、「新大分スタンダード」に基づく授業改善を「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を活用しながら進める。
その際、以下に留意する。
 - ・育成したい資質・能力を明確にした学校の教育目標を策定すること
 - ・学校の教育目標達成に向けた適切な授業改善テーマを設定すること
 - ・授業改善に向けた教職員のベクトルを合わせること
- 高等学校では、「県立高等学校授業改善実施要領」に基づき作成した「授業改善スクールプラン」「授業改善マイプラン」により授業改善を進める。
その際、以下に留意する。
 - ・学校評価の重点目標に授業改善によって達成できる目標を設定すること
 - ・教職員個々の自己目標に授業改善の項目を設定すること

- ・地域の中学校や保護者等に対する積極的な授業公開や合同研究事業等を実施すること
 - 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた環境整備を進める。
(例) ・家庭や地域と共有できる学校経営案等の工夫・改善
 - ・「協育」コーディネーターとの連携強化
 - ・地域社会への発信や提案等を設定した各教科等の単元構想
 - 児童生徒の姿や地域の実情を踏まえ、育成したい資質・能力を明確にして設定する教育目標の実現に向け、カリキュラム・マネジメントを一層強化する。
 - ・授業改善の取組を教育課程に反映すること
 - ・教科横断的な視点から年間指導計画を編成すること
 - 特別支援教育の視点から授業を見直す。
 - ・児童生徒の具体的な躓きの状況を把握し、検討された必要な支援を授業の工夫として取り入れ、問題点の改善に繋げること
 - ・特別支援学級、通常学級に在籍する教育的支援を必要とする児童生徒の「個別の指導計画」を作成すること
- 《必要な体制整備》
- ミドル・アップダウン・マネジメントによる授業改善や教育課程改善の充実に向け、学校の実情に応じて主幹教諭・教務主任、指導教諭・研究主任、司書教諭等の役割分担や連携の在り方を工夫する。
 - 中学校では「中学校学力向上対策3つの提言」に基づいて授業改善を促進するシステムを構築する。
 - ・教科担任の「タテ持ち」及び週時程表等に位置付けた教科部会、学校間の連携による教科部会等を設定すること
 - ・授業改善のP D C Aに位置付けた生徒による授業評価を実施すること
 - 高等学校では、主幹教諭、指導教諭、教務主任、教科主任等で構成する「授業改善推進プロジェクトチーム」によりP D C Aサイクルの進行管理を行う。

次期学習指導要領等では各学校段階間の接続を重視しており、幼稚園等、小・中学校、高等学校が互いに連携・切磋琢磨しながら取組を進めていくため、校種を越えた互見授業や授業研究会等の充実も求められる。

特別支援学校では、研究主任が短期サイクルで授業の検証・改善に繋げる研究の進め方への理解を深め、適切に校内研究を主導していくことが求められている。また、「個別の指導計画」の作成過程における学部や学校全体のチェック体制を確立し、教務主任による授業観察時間を設定するなど、ミドルリーダーの役割を明確化することも求められる。

主体的・対話的で深い学びを実現するため、学びのツールとしてICTを活用した授業改善も推進する必要がある。

【体力向上・健康増進】

小・中学校ともに体力が向上しているものの、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が依然解消されていないことを認識し、運動意欲を喚起しながら低体力層の児童生徒の体力の底上げを図っていくことが求められる。

運動の楽しさを味わわせ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成するため、教材や教具、授業形態を工夫するなど「分かる」「できる」「楽しい」授業の実践が求められる。また、体力向上プランを活用した短期の検証・改善サイクルを確立するとともに、「一校一実践」に関しては、活動の場面を体育・保健体育授業以外に位置付け、学校教育活動全体を通した組織的・計画的な取組が求められる。

また、児童生徒の健康課題について正しい知識を持ち、食や睡眠などの生活習慣の改善を図ることが求められる。とりわけ、むし歯予防対策については、歯みがき指導、食に関する指導、フッ化物の活用の三本柱で進めていくことが必要である。

【いじめ・不登校対策等】

いじめは「どこの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを十分に認識し、複眼的に子どもを見る必要がある。また、学期に1回以上のアンケート調査や面談を実施するなど、未然防止、早期発見・早期対応の取組を推進し、担任まかせにしないことが大切である。

不登校の低減に向けては、不登校対策プランを活用した短期の検証・改善サイクルを徹底する必要がある。特に、新たな不登校を生まない未然防止が重要であり、そのためには「絆」と「居場所」を意識した学級づくりや「新大分スタンダード」による生徒指導の三機能を意識した授業改善を日常的に展開することが求められる。

また、不登校の要因や背景が複雑・多様化していることから、教育支援センター（適応指導教室）等に通級している児童生徒が在籍する学校においては、月1回以上の情報交換や情報共有を行い連携による支援を進めることが必要である。

こうした取組に加えて、いじめ・不登校等の対応や家庭環境に起因する様々な課題を抱えた子どもたちの支援には、校内委員会等を定期的で開催し、SC・SSW等の専門スタッフも含めた「チーム学校」として事案に対応する手順、方法、児童生徒への支援体制や防止策等を協議し、組織的な取組を推進する必要がある。

【人材育成】

教職員の大量退職期を迎え、今後10年間で教職員の約半数が入れ替わることから、経験豊かで指導力の高いベテラン教職員の高い識見や優れたノウハウを若手・中堅教職員に伝承し、教育活動を更に充実・発展させていく必要がある。とりわけ、学校内での日常の教育活動におけるOJTによる資質能力の向上が重要であり、「OJTの手引き」を活用するなど効果的な取組を行うことが求められる。

5. 教育水準向上に向けた取組

(1) 学校マネジメントの深化

子どもたちの力と意欲の向上を図る上で、学校は前例踏襲に陥ることなく、教育を取り巻く情勢の変化を的確に捉え学校改善を進める必要がある。子どもたちの実態や地域のニーズ、時代の要請に見合った学校教育目標を掲げ、学校の喫緊の課題を踏まえた具体的な重点目標や取組を設定、実践する。そして、取組の検証と成果の実感の上に次なる課題を特定し、更なる取組に繋げていく。そのような検証・改善を繰り返すことで、持続的・発展的な教育活動を実現することができる。〔目標達成マネジメント〕

また、校長のリーダーシップの下、ミドルリーダーたる主任等が管理職と他の教職員を繋ぐ役割を担うなど主任制度の趣旨を徹底するとともに、運営委員会等を通じて分掌間の連携を密にしながら校長のリーダーシップを支える。そのような学校運営体制を構築することにより、目標達成に向けた組織的な取組を効果的に進めることが可能となる。〔組織マネジメント〕

このような学校マネジメントを機能させるため、第2フェーズ(平成25年度)当初には指導・支援のポイントとなる「20の観点」を、「活用推進プラン」では取組の徹底が必要なポイントを「8つの観点」として整理し、示してきた。第5フェーズでは、学校マネジメントの定着状況を客観的に把握・点検できるよう「8つの観点」に係る評価基準を設定し、教育事務所による学校訪問等を通じて定着状況の把握に努めつつ、「芯の通った学校組織」の確立を目指してきた。

第5フェーズ終盤における定着状況は前述1.(1)のとおりであるが、「8つの観点」のうち、特に「観点2、4、5」において依然、次のような課題が見られた。

観点2：取組指標は、実際に取り組むことによって、児童生徒が変わり、重点目標達成に近付くことがイメージできる具体的なものとする

(課題)

- ・取組指標は「誰が」「何を」「どのくらいの頻度で」行うかを可能な限り書き込み、具体化する必要があるが、取組の頻度が定められていない、短期の検証ができない指標(ex.年間1回限りの行事)を設定するなど、検証・改善に適さないものが見られる。取組指標の妥当性を十分考慮して設定する必要がある。

観点4：検証に当たっては、取組指標に基づく取組状況をまず確認し、その上で、その取組により重点目標達成に近付いたかを検証し、年度の中でも取組指標、重点的取組、達成指標を改善していくこと

(課題)

- ・検証に当たっては、達成指標の達成状況を確認するだけでなく、取組指標で決めた内容に実際どれくらい取り組めたか、取り組めなかったとしたらどこに課題があったのかをしっかりと確認する必要がある。しかし、達成状況の確認や取組状況の確認に留まり、その成果・課題・要因等の分析が十分でないため、検証結果が改善に繋がっていない場合がある。

観点5：目標管理制度と能力評価制度の連動、及び学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動により学校の組織力の向上等を図る教職員評価システムの趣旨を一層徹底すること

(課題)

- ・学校の重点目標・分掌等目標・自己目標が連動するためには、教職員の自己目標の設定や進行管理において管理職や主任等が指導・助言を行うことが必要であるが、特に主任等による適時適切な指導・助言が十分でない場合があることから、主任等のより積極的な関わりが求められる。

「学校マネジメント4つの観点」に基づく指導・支援

「8つの観点」の「観点2、4、5」は、学校マネジメントを機能させる上で重要な観点であることから、上記の課題を踏まえ更なる徹底を図る必要がある。加えて、複雑化・多様化する学校教育課題への対応には、教職員がSC・SSW等の専門スタッフと連携・分担し各々の専門性を発揮・活用する体制を整え、「チーム学校」として学校の機能強化を図ることが求められている。これまでの学校マネジメントに「チーム学校」の視点を取り入れることにより、多様な職種専門性を活かしてより効果的に学校教育課題の解決に繋げることが期待される。

こうしたことから、「8つの観点」を「観点2、4、5」に焦点化した上で、「チーム学校」に係る観点を加えて「学校マネジメント4つの観点」として整理し、評価基準を基に質の向上を図るなど一層の指導・支援を行うこととする(47頁参照)。

なお、これまで提示してきた「20の観点」「8つの観点」、そして今回提示する「学校マネジメント4つの観点」は、いずれも求められる学校マネジメントの在り方を要素分解したものである。したがって、学校マネジメントを確立するためには、個々の観点を満たすのみならず、各観点の相互関連性を意識し、全体の流れの中で正常に機能させることが重要であることに留意する必要がある。

【学校マネジメント4つの観点】

観点：学校の喫緊の課題を踏まえた重点目標を達成するため、取り組むことにより重点目標の達成に近づく具体的な頻度等を書き込んだ取組指標を設定すること

観点：客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を行った上で、指標の妥当性を検証しつつ、重点目標達成に近づく改善方策を年度の中でも繰り返し検討すること

観点：学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動の必要性について、各種会議や面談を通して周知徹底を図るとともに、主要主任等が適時適切に指導・助言を行うこと

観点：教職員や専門スタッフ等の専門性を発揮・活用できる体制を構築し、学校の個別課題に組織的・効果的に取り組むこと

観点 : 学校の喫緊の課題を踏まえた重点目標を達成するため、取り組むことにより重点目標の達成に近づく具体的な頻度等を書き込んだ取組指標を設定すること

重点目標達成に向けた検証・改善を図るには、「誰が」「何を」「どのくらいの頻度で」行うかを可能な限り書き込んだ具体的な取組指標の設定が前提となる。

また、重点的取組と併せて、取組の先に児童生徒の変容をイメージできるような取組指標を設定することが重要であり、年間数回しか実施しない取組等を設定することは適当ではなく、取組状況を定期的に把握でき、短期の検証に適したものを設定する必要がある。なお、短期の検証・改善を行うためには、例えば、各学校における定期考査、単元テストや国・県等が実施する複数の学力調査の活用等、達成指標の設定も工夫する必要がある。

観点 : 客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を行った上で、指標の妥当性を検証しつつ、重点目標達成に近づく改善方策を年度の中でも繰り返し検討すること

検証・改善サイクルを機能させるには、「第5フェーズの取組方針」でも示したように以下の手順で取り組む必要がある（48頁参照）。その際、客観的なデータを用いることが、的確な検証に繋がることに留意する必要がある。

- ・重点的取組の取組状況を取組指標に基づき検証する。
- ・重点的取組による重点目標の達成度合いを達成指標に照らして検証する。
- ・併せて達成指標・取組指標の妥当性を検証する。
- ・以上の検証を踏まえ要因分析を加えた上で、改善方策（取組指標の向上・変更、重点的取組の深堀り・追加・見直し、推進体制の見直し、達成指標の変更等）を検討する。

また、このような検証・改善サイクルを確立し、持続的・発展的な教育活動を実現するためには、年度の中で短期の検証・改善を繰り返すと同時に、年度を跨ぐ検証・改善にも十分意を用いる必要がある。

観点 : 学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動の必要性について、各種会議や面談を通して周知徹底を図るとともに、主要主任等が適時適切に指導・助言を行うこと

学校の重点目標達成に向けた組織的取組を実働させる上で、当該目標と分掌等の目標、教職員個人の自己目標とを連動させ、学校全体のベクトルを合わせることが極めて重要である。

目標設定に加えて、各教職員がその連動を意識しながら日々の教育活動を行うことができるよう、主任等は、分掌会議等において目標の設定理由や運営委員会での内容等を所属する教職員に十分説明するとともに、各教職員の自己目標の設定時や年度途中の進捗管理に当たり、面談等を通して適時適切に指導・助言を行う必要がある。

なお、主任制度の趣旨徹底に関して、引き続き目標管理面談等の中で法令の趣旨に則った指導を行う必要がある。

観点：教職員や専門スタッフ等の専門性を発揮・活用できる体制を構築し、学校の個別課題に組織的・効果的に取り組むこと

「芯の通った学校組織」の取組深化を図り、学校の組織的課題解決力の更なる向上と大分県版「チーム学校」の実現を目指す上では、特に専門性に基づくチーム体制の構築が求められる¹⁰。

学校教育課題が複雑化・多様化する中、学校の重点目標達成を含む個別課題に組織的・効果的に対応するためには、教職員が持てる専門性を発揮することに加え、教職員以外のSC・SSWといった専門スタッフ等との連携・分担の下、各々の専門性を発揮・活用できる環境を整える必要がある。

具体的には、校種や学校規模等も勘案しつつ、養護教諭や学校事務職員等の少数職種の教職員が一層専門性を発揮できるよう校内委員会や重点目標達成に向けた校内組織を工夫したり、各種校内委員会やケース会議に専門スタッフ等が定期的に参加できるようにしたりするなど、関係者間で目的・目標等を共有した上で、必要十分な情報共有を図りながら取組の方向性を揃えることが求められる。

また、そのためにも、多職種による協働の文化を取り入れるため学校全体で意識改革を進めるなど「チーム学校」を支える組織文化を創り出すことが大切である。

そして、複雑化・多様化する学校教育課題に効果的に対応する上では、後述するように家庭・地域との連携・協働を推進するとともに、個別課題に応じて福祉・警察等の関係機関とも適切に連携することが求められる。

なお、専門スタッフ等を活用することで、複雑化・多様化する学校教育課題に対し専門性を活かしながら組織的・効果的に対応することは、同時に教職員の負担軽減に繋がるものである。

目標達成マネジメントツールの整理・統合

(「学校評価の4点セット」と「目標協働達成の4点セット」の統合)

平成26年度から進めてきた目標協働達成等の取組の普及に伴い、定着状況等調査結果によれば7割程度の学校で重点目標を達成するために家庭や地域が行う取組を設定している。(「学校評価の4点セット」に家庭や地域が行う具体的な取組を位置付けている学校：42.4%、「目標協働達成の4点セット」を作成している学校：30.8%)

¹⁰ 中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成27年12月21日)では、「チーム学校」の実現に向けて、専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化、教職員一人ひとりが力を発揮できる環境の整備、の三つの視点を提示するとともに、
 として教職員の指導体制の充実、教員以外の専門スタッフの参画、地域との協働体制の整備、
 として管理職の適材確保、主幹教諭制度の充実、事務体制の強化、
 として人材育成の推進、業務環境の改善等の具体的方策を整理・提示している。いずれも重要な視点であり、県教育委員会として、国の動向を注視しながら市町村教育委員会とも連携して取組を進める必要があるが、ここでは学校マネジメントを機能させ、「芯の通った学校組織」の取組深化を図る観点から上記を中心に取り上げる。

こうした状況を踏まえ、「学校評価の4点セット」と「目標協働達成の4点セット」の様式を統合し、新たな「学校評価の4点セット」（49頁参照）に可能な限り家庭・地域との協働の取組の設定を促すことにより、目標協働達成の取組の一層の普及を図り、学校教育課題の解決に向けた家庭・地域との協働を一層進める。

「学校評価の4点セット」と「目標協働達成の4点セット」の統合
 「学校評価の4点セット」と「目標協働達成の4点セット」の様式を統合し、（新）「学校評価の4点セット」を最上位のマネジメントツールと位置付ける。
 なお、連携する小・中学校で共通の「目標協働達成の4点セット」を作成している市町村や学校もあるところ、実情に応じて従前どおり「学校評価の4点セット」とは別に「目標協働達成の4点セット」を作成することを妨げるものではない。

「学校評価の4点セット」の検証・改善を通じたカリキュラム・マネジメント授業を中心とした教育計画・実践が学校教育活動の根幹であることからすれば、「学校評価の4点セット」に基づく取組は、もとより教育課程と密接に関連するものであり、「学校評価の4点セット」の検証・改善がカリキュラム・マネジメントに繋がるものであることを意識しておく必要がある¹¹。

（「学校評価の4点セット」と各プラン等との関係整理）

「学校評価の4点セット」に学力・体力向上、不登校対策に関する内容を設定する例は少なくないことから、「第5フェーズの取組方針」でも示したとおり、最上位のマネジメントツールである「学校評価の4点セット」と学力向上、体力向上、不登校対策の各プラン（以下「各プラン」）の相互関連性を意識しながら、各種マネジメントツールを活用した検証・改善サイクルを機能させることが重要である。

他方、定着状況等調査結果によると、各種マネジメントツールの相互関連性を整理し、それらが学校改善のためのツールとして機能しているとする学校、ある程度機能しているとする学校ともに5割程度であったほか、各種マネジメントツールを整理・統合できるものは行い、取組の全体像が見えやすいものとしてほしいといった意見も寄せられた。

こうしたことから、各種マネジメントツールを活用した検証・改善サイクルが一層機能するよう、各プランの作成意義¹²を改めて周知するとともに、各プランの要点が、学力・体力向上、不登校対策における、現状分析、目標・取組内容・指標の設定と、それに基づく検証・改善サイクルを実働させる点にあることを踏まえ、¹³が担保される形での整理・統合を含む様式のアレンジは積極的に認めることとし、そのような良好事例を提示することにより市町村教育委員会の創意工夫を促すこととする。

¹¹ 次期学習指導要領案においても「各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意する」とされている。

¹² 「学校評価の4点セット」において目標の重点化・焦点化を進めてきたことも踏まえ、一般的に学校教育活動の中心課題である学力・体力向上、不登校対策に学校全体で組織的に取り組むため別個に作成するもの。

また、学力向上プランの参考様式に「授業改善の5点セット」を位置付けて整理することにより、学力向上プランの更なる活用を促すとともに、学力向上に係る取組全体を俯瞰した授業改善を一層推進する。

各プランによる検証・改善サイクルの充実

学力向上、体力向上、不登校対策の各プランは、その作成意義に鑑み、引き続き参考様式を提示し、各学校での検証・改善サイクルの充実を図る（50～53頁参照）。ただし、それらの整理・統合を含む様式のアレンジは積極的に認めることとし、良好事例を提示することにより市町村教育委員会の創意工夫を促す。

学力向上プランの様式の改善

学力向上プランの参考様式に「授業改善の5点セット」を位置付ける。

各種マネジメントツールを活用した校種間連携の推進

次期学習指導要領では、各学校段階間の接続を重視し「義務教育／初等中等教育の終わりまでに育成すべき資質・能力は何か」といった見通しを持ちながら児童生徒の資質・能力の育成を図ることが求められている。

このようなことも念頭に、「学校評価の4点セット」をはじめとする各種マネジメントツールについては、重点目標の共有、重点的取組や指標の摺り合わせを図り、教育計画・実践の接続を促す観点から校種間連携に有効活用することが考えられる¹³。特に、小・中学校9年間の系統性・一貫性を確保する観点から、共通する子ども像の設定や連続した教育課程の編成に向けた活用が望まれるほか、小小連携や中中連携への活用も期待される。

また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が図られるよう、小学校の「学校評価の4点セット」を連携する幼稚園・保育所・認定こども園と共有化すること、要録の授受やスタートカリキュラム¹⁴等の作成を通して幼児教育の学びの成果を小学校に繋いでいくことも必要である。

学校・家庭・地域の協働

これまで「芯の通った学校組織」の取組の一環として、学校・家庭・地域が学校の重点目標を共有し、その達成に向けて協働して取組を進める目標協働達成の取組を推進するとともに、コミュニティ・スクール（CS）の成果と課題を明らかにするため先進事例の調査・分析を行い、その導入促進や取組の充実に向けた方策を検討してきた。また、学力向上会議について、学校・家庭・地域が児童生徒の学力や学習状況を

¹³ 定着状況等調査結果によると、連携する中学校の「学校評価の4点セット」の内容を把握している小学校は80%、小学校の内容を把握している中学校は89%。そのうち取組レベルで連携を図るなど小中連携に活用している小学校は40%、中学校は52%となっている。また、「学校評価の4点セット」を連携する幼稚園・保育所・認定こども園と共有している小学校は3割程度である。

¹⁴ 遊びを中心とした幼稚園、保育所、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動に円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。

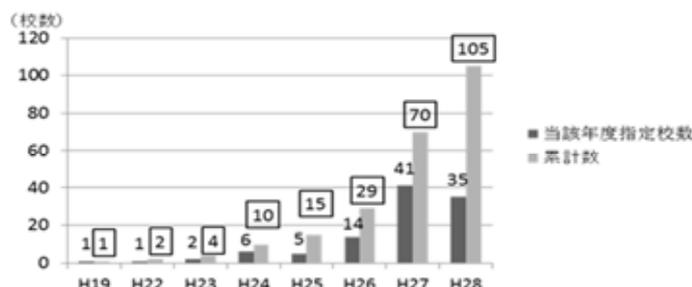
共通理解し、協働による学力向上の取組が充実する会議となるよう指導・支援を行ってきた。

このような中、前述2.のとおり、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す学習指導要領改訂に向けた議論や「次世代の学校・地域」創生プラン¹⁵において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されるとともに、そうした動向も踏まえ、プラン2016では「芯の通った学校組織」の取組深化の柱の一つとして「地域とともにある学校づくりの推進」を打ち出している。

本プランでは、上記の取組の蓄積をベースとして、学校教育・社会教育両面から学校・家庭・地域の協働を一層推進していくこととする。

(CSの普及促進)

県内のCSは顕著に増加しており、平成28年5月1日現在105校(幼稚園、高等学校を除く)が指定されている。



また、定着状況等調査結果によると、CSについて「導入済み・導入予定・検討中・導入に関心あり」という小・中学校が合わせて7割程度あり(高校でも「導入に関心あり」とする回答が1割余り)、全体的には関心の高さが窺われるものの、市町村間で取組の温度差も見られる。

このような状況も踏まえ、「第5フェーズの取組方針」で示したように、目標協働達成の取組の蓄積をベースとしたCSの導入促進、CS導入校での目標協働達成の取組推進の両面から取組を進めるとともに、以下のとおりCSの普及促進に向けた支援を行っていく。

「CS推進ワーキング・グループ」の発足：大学等と連携し、先進地視察やCS導入促進に向けた分析を実施する。

「CS推進協議会」の開催：県内外の有識者による講演や教育委員会、CS指定校の優れた事例発表を行い、CS導入を促進する。

(「協育」ネットワークを基盤とした地域学校協働活動の推進)

本県では、平成19年度から10年にわたり、地域で協働して子どもの教育を行う「協育」ネットワークの構築を推進してきた。地域ボランティアの参画による学校教育の支援、放課後・土曜日等の学習や体験活動の支援等、全ての小学校で「協育」ネットワークの取組がカバーされているが、定着状況等調査結果によると、「協育」ネット

¹⁵ 地域と学校の連携・協働に向けた改革については、地域と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため、全公立学校へのCSの導入推進や地域学校協働活動(従来の学校支援地域本部や放課後子ども教室等を基盤として、地域と学校の連携・協働の下、地域住民等が参画し、地域全体で学び合い未来を担う子どもたちの成長を支える活動)の推進等に取り組むこととされている。

ワークを活用した学習支援の取組が学校の重点目標達成と連動している学校は、小学校 39%、中学校 24%にとどまっている。

このような状況を踏まえ、学校・家庭・地域の協働を更に推進するため、学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として「地域とともにある学校」への転換と「協育」ネットワークの活用促進を図っていく。

・「地域とともにある学校」への転換

「開かれた学校」から一步踏み出し、地域の人々と学校の重点目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」に転換する。具体的には、各学校と「協育」コーディネーターが連携を強化し、地域の子どもの教育に対する地域住民等の参画を促す取組を推進する。

・「協育」ネットワークの活用

「協育」ネットワークを活用して、学校と地域住民が共に子どもの成長や学びを支える地域学校協働活動を推進する。

校務分掌への地域連携担当教職員の位置付けを推奨：「地域連携の中核を担う教職員」を校務分掌に位置付けるよう、学校訪問等を通じて推奨する。

好事例の紹介・普及：「地域とともにある学校」への転換するため、県内外の好事例を紹介し、普及を図る。

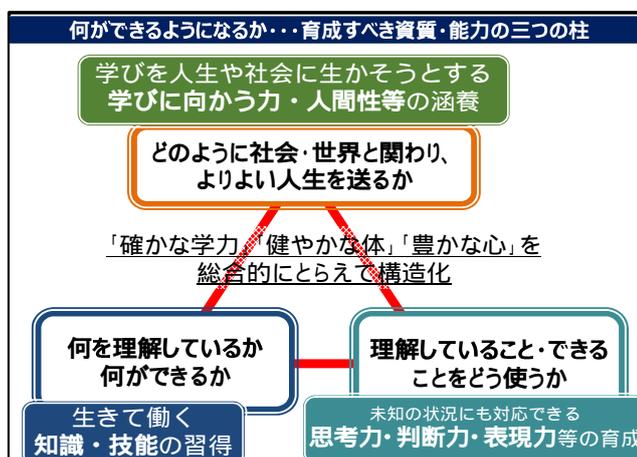
「協育」ネットワークの取組の活用促進：地域学校協働活動を更に推進するため、福祉部局や企業、NPO等あらゆる機関と連携した「協育」ネットワークの体制整備を支援する。

(2) 授業改善の徹底

(初等中等教育を貫く授業改善の推進)

プラン 2016 では、本県が小・中学校¹⁶、高等学校を通じて目指す授業像を、知識・技能と思考力・判断力・表現力等の双方を身に付けさせる「付けたい力を意識した密度の濃い授業」と設定している。

また、次期学習指導要領では、新しい時代に必要な資質・能力を、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等、の三つの柱で整理している。



¹⁶ 義務教育学校を含む。以下同じ。

これらの資質・能力を「子どもたちがどのように学ぶか」に着目して、学びの質を高めていくためには、学びの本質として重要となる主体的・対話的で深い学びの実現¹⁷を目指し、授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

授業は学校の教育活動の中核であり、生徒指導の三機能を生かした主体的・対話的で深い学びの実現は、児童生徒の学力向上はもとより体力向上、いじめ・不登校の改善に資するものである。

本プランにおいては、初等中等教育全体を通して目指す授業像に迫るため、授業改善にこれまで以上に重点を置き、中高の学びを繋ぐ連携協議会の実施、校種を越えた互見授業や授業研究会の充実など、小・中学校、高等学校が互いに連携・切磋琢磨する取組を通して、各学校種の特性を踏まえた取組を進める。

また、主体的・対話的で深い学びを実現するため、「大分県教育情報化推進プラン 2016」（平成 28 年 3 月）を踏まえ、学びのツールとして ICT を活用した授業改善も推進する必要がある。

小・中学校で進める授業改善～「新大分スタンダード」で実現する主体的・対話的で深い学び～

小・中学校においては、「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」（平成 27 年 3 月）（以下「推進手引き」）を踏まえ、各学校の教育目標達成に向けて設定した「授業改善 5 点セット」を柱とする学校の組織的な授業改善を進めてきた。

各学校においては「推進手引き」に基づく組織的な授業改善が進められているが、全教員が児童生徒の状況や「授業改善 5 点セット」を共通理解することや、検証・改善サイクルの実働に課題が見られる。そのため、今後は以下の点について協議等を通して明らかにし、一層の充実を図る。

学校の教育目標達成に向けた授業改善テーマを設定するプロセスの提示
 育成したい資質・能力と、各種学力調査結果等を踏まえた児童生徒の状況とのギャップを解消するための授業改善テーマの設定の在り方、設定に関わる組織体制や手順を明らかにする。

教職員のベクトルを合わせる工夫の提示
 教職員全員が参画し、困りや迷いを出し合いながら納得して進める授業改善の在り方、及び各教員の検証・改善サイクルが機能する「授業改善 5 点セット」の取組指標の設定の在り方を明らかにする。

授業改善の取組をカリキュラム・マネジメントに反映させる工夫の提示
 授業改善の取組の成果や授業改善だけでは解決が難しい事項を整理し、学力向上プラン（50 頁参照）や年間指導計画等に反映させる方法を明らかにする。

¹⁷ 主体的・対話的で深い学びの実現については、脚注 7 参照。

新大分スタンダード

新大分スタンダードで
主体的・対話的で深い学びを！

「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成するワンランク上の授業

1 1時間完結型

「主体的な学び」を促す「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」

- *学習の見通しをもたせ、意欲を高める「めあて」
- *学びの成果を実感し、学んだことや意欲・問題意識等を次につなげる「振り返り」
- *追究すべき事柄を明確にする「課題」、追究した結果を明確にする「まとめ」

2 板書の構造化

*思考を整理したり促したりする板書、思考の過程を振り返ることができる板書

3 習熟の程度に応じた指導

- *「具体的な評価規準」に基づく確かな見取り
- *「努力を要する状況」の児童生徒に対する手立ての工夫



安心して学べる「学びに向かう学習集団」

4 生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開

主体的・対話的で深い学びを創造する学習展開

各教科の見方・考え方を働かせて展開する「課題設定 情報収集 整理分析 まとめ・発信・交流 振り返り・評価」等の学習過程の中で行われる

- *問いの発見・解決、自己の考えの形成・表現、思いに基づく構想・創造
- *様々な人との対話・協働による自分の考えの深化・拡充

(授業の質の向上に向けて)

「新大分スタンダード」に基づく組織的な授業改善は、中学校に比べ、小学校の方が先行してきたが、平成28年度全国学力・学習状況調査の学校質問紙及び生徒質問紙の結果からは、中学校においても授業改善が進み始めた様子が窺われる。しかしながら、各種学力調査結果から以下のような課題が明らかになっており、今後も引き続き「質の向上」を目指して推進を強化していく必要がある。

(課題)

「めあて・課題・まとめ・振り返り」の質の向上

95%以上の学校が「めあて・課題・まとめ・振り返り」を位置付けた授業を実施しているが、学習の見通しや意欲を持たせたり、成果を実感させたり、次の学習に繋がる自信や意欲を高めたりするものになっていない場面が散見される。

問題解決的な展開の授業の充実(実施回数・課題及び学習展開の質)

習得すべき知識・技能の確実な定着と低学力層の引き上げ

特に、低学力層の割合が減少しない英語・数学について、評価規準に基づく見取りと個に応じた支援、補充指導や家庭学習指導の工夫が必要である。特別支援教育の視点からの配慮を要すると考えられる児童生徒が在籍する場合は、適切な合理的配慮の提供について検討する必要がある。

このような課題解決に向け、資料を示しながら以下の取組を行う。

「めあて・課題・まとめ・振り返り」設定例の提示

授業の質を向上させるため、指導資料「児童生徒の主体的な学びを促す『めあて・課題・まとめ・振り返り』設定例」を提示する。

各教員の単元構想力の向上を目指す「単元プラン例」の提示

各教科等の問題解決的な展開の単元プラン例を提示することで、当該単元で育成したい資質・能力の明確化、評価規準の設定・評価の在り方、習得と活用のバランス等を意識した問題解決的な単元展開等について理解を図る。

「個に応じた指導の手引き」の提示

個に応じた指導の充実に向け、習熟度別少人数指導導入上の配慮事項や児童生徒の躓きに応じた支援の例を示す。

(「中学校学力向上対策3つの提言」の推進)

中学生の学力・指導の状況から、教科指導力の向上が喫緊の課題である。そこで、「中学校学力向上対策3つの提言」(54頁参照)の中でも、提言2「学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築」の推進を特に強化する必要がある。

ア 教科担任のタテ持ちについて

(現状)

平成28年6月に実施した「中学校学力向上対策3つの提言」に係る取組状況調査によれば、小規模校のため必然的にタテ持ちになっている学校が56校(45.1%)、タテ持ちを導入している学校が27校(21.8%)ある。また、ヨコ持ちを基本としてはいるが、意図的にタテ持ちを取り入れた学校が12校(9.7%)ある。その意図とは、若手教員の育成、教科指導の充実、生徒指導の充実などである。

タテ持ちの「効果」としては、教科指導に係る相談・情報交換の機会の増加、それによる授業力の向上、学年を越えての生徒理解・生徒との信頼関係の構築などである。一方、課題としては、生徒理解、特に教員の所属学年の生徒との信頼関係構築への不安、教材研究等の労力の増加、打ち合わせの時間確保の難しさ、日課表の調整等の難しさなどが挙げられた。

(課題)

多岐にわたる業務の中で「授業づくり」の優先順位を上げざるを得ない状況をつくるのがタテ持ち導入のねらいの一つである。タテ持ち導入の趣旨を丁寧に説明し、力のつく授業は容易にはできないこと、意識改革が求められていること等を学校が理解し、納得できる取組を進める必要がある。また、日課表の編成・運用、校内教科部会の持ち方について研究する必要がある。

なお、学校の諸事情により教科担任のタテ持ち導入が難しい場合も、教科部会を日課表や週時程表に位置付けるなど、タテ持ちに代わる教科指導力向上の仕組みの構築を働きかける必要がある。

イ 近隣の学校と連携した教科部会の開催

教科担任が校内に一人しか配置されていない小規模校については、近隣の学校との合同教科部会を開催し、教材研究や授業研究、評価問題の作成等を通して、教科指導力の向上を図る取組を求めている。

(現状)

合同教科部会を以前から実施している市町が7市町、平成28年度に新たに打ち出した市が3市ある。合同教科部会の回数は、年1～3回が53.1%、4～6回が34.7%、10回以上が12.2%と回数にばらつきが見られる。学校間の距離等の事情で部会の回数を多く持てない学校もある。

(課題)

校内研究とのバランスをとった教科部会の活動の好事例を示し、適切な回数設定を促す必要がある。また、距離が遠い等の関係で十分な回数を設定できない場合は、OENメールの活用等で日常的に教科指導の情報交換を行うよう働きかける必要がある。若年層が増加しており、学校を越えたメンターづくりも重要である。

ウ 生徒と共に創る授業について

(現状)

提言3に関わる「生徒による授業評価を生かした授業改善」の取組については、実施回数、内容や方法、活用の仕方等が多岐にわたっている。授業評価を実施しているものの、授業改善のPDCAに生かす仕組みが整っていない学校が少なくない。

(課題)

評価の妥当性の担保、教員と生徒との信頼関係の維持、適切な評価項目の設定、評価を授業に生かす組織的な取組の在り方等について研究する必要がある。

以上のような現状・推進上の課題を踏まえ、以下のような取組を行う。

「中学校学力向上対策3つの提言」を積極的に推進する学校への支援

「中学校学力向上対策3つの提言」を推進するため、推進重点校を指定する。また、推進重点校と協力し、タテ持ちの実践上の課題とその解決方策、生徒による授業評価の在り方と効果的な活用等について明らかにする。

深い学びを実現する教科等別協議会の実施

教科指導力の向上を目指した講演や演習、地区別協議会等を通して、各教員の教科指導力の向上を図るとともに各地区教科等部会の活性化を図る。

数学指導力強化巡回指導

数学は、経年にわたり全国平均との差が大きく、低学力層の生徒の割合が減少しないため、数学の指導主事が学校を巡回指導するなど個々の教員が授業改善を加速する取組を実施する。改善に向けた方策を教員自らが追究できるよう指導するとともに、確実な改善が実行されているか確認しながら、各教員の検証・改善サイクルが機能するよう支援していく。

高等学校における授業改善

高等学校においては、高大接続改革等の教育改革の動向を踏まえ、「県立高等学校授業改善実施要領」に基づき、「授業改善スクールプラン」「授業改善マイプラン」を作成し、取組を進めてきた。

学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成するために、知識・技能と思考力・判断力・表現力等の双方が育成されるよう、目指す授業像を以下のように示し、引き続き各高等学校の特色や実態に応じて授業改善を進めていく。

定着状況等調査結果からは、特に、全教員の共通理解のもとでの実践や検証・改善サイクルの実働に課題が見られることを踏まえ、下記の具体的な取組を通じて指導・支援の充実を図っていく。

〔目指す授業像〕

- ・生徒に身に付けさせたい力を明確にし、指導すべき内容を整理した授業
- ・生徒の思考の流れを大切にしながら効果的な発問で構成した授業
- ・主体的・対話的で深い学びを重視した授業
- ・ICTや学校図書館を活用した授業

「授業改善スクールプラン」と学校評価との連動

学校評価実施計画の重点目標の一つとして、授業改善によって達成できる目標の設定を促し、「授業改善スクールプラン」と連動させた学校全体での組織的な授業改善を推進する。

授業改善推進プロジェクトチームの活性化

管理職のリーダーシップの下、授業改善推進プロジェクトチームの活性化を図り、校内における組織的な授業改善を推進する。また、各教職員の自己目標として授業改善に関する項目を設定させることで、管理職の指導・助言の下、検証・改善サイクルによる授業改善を推進する。

授業公開等の推進

次期学習指導要領の実施や高大接続改革を見据え、地域の中学校や保護者等に対する積極的な授業公開、合同研究授業等の開催を推進する。

授業改善推進会議、指導教諭連絡協議会等の充実

授業改善推進会議を通じて、「目指す授業像」の実現に組織的に取り組むための学校体制づくりを推進する。また、指導教諭連絡協議会を通じて授業改善に向けた県全体のビジョンを共有するとともに、指導教諭や教科のミドルリーダー等の優れた授業を積極的に公開することにより教科指導力の向上を図る。

第三者評価委員による評価

授業改善の取組状況を第三者評価における評価項目として設定することにより、授業改善の一層の充実を図る。

特別支援教育の視点からの授業改善

(小・中学校、高等学校の通常学級に在籍する対象者へのきめ細かい指導)

小・中学校における習熟の程度に応じたきめ細かい指導(特別支援教育の視点から個に応じた支援を必要とする場合もある。)について、定着状況等調査結果によれば、8割以上の教員が実施しているとした学校は小学校86%、中学校69%となっている。

また、高等学校においては、平成28年度学習習慣等実態調査結果によると、「授業があまり分からない、分からない」と答えた生徒が22.2%となっている。平成30年度からは高等学校においても通級による指導の制度が導入され、多様な学びの場の充実が求められることから、今後、小・中学校における通級による指導の成果を共有・活用するなど、特別支援教育の視点からの授業改善を進める必要がある。

このような課題の解決に向けて、例えば、県教育センター作成の「ユニバーサルデザイン(UD)の良さを取り入れた学級・授業づくりハンドブック(平成28年3月)」の活用、障がいによる学習上の困難により躓いている児童生徒に対する合理的配慮の提供など、特別支援教育の視点から授業を見直すことにより、きめ細かい指導が実践されるよう取組を進めていく必要がある(55頁参照)。

(「個別の指導計画」の作成)

特別支援教育体制整備状況調査結果(平成27年度版)によれば、本県の特別支援学級における「個別の指導計画」の作成率は小学校100%、中学校99%、通級による指導の教室における作成率は小学校78.3%、中学校80%と比較的進んでいる。

他方、学校が教育的支援を必要と考える通常の学級に在籍する児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成率は、平成27年10月時点で小学校48.9%、中学校24.5%にとどまっている。また、高等学校においても、各校の「合理的配慮手続きマニュアル」に「個別の指導計画」を作成することが示されているものの、対象者に対する作成率は17%にとどまる状況である。

「障害者差別解消法」の施行により合理的配慮の提供が義務化され、合理的配慮の根拠となる「個別の指導計画」の作成が求められていることから、「個別の指導計画」作成率向上に向けた取組を加速していく必要がある。

効果的な合理的配慮を検討するための環境整備

「個別の指導計画」が未作成となっている学校を対象として、障がい特性のアセスメントを行う専門家を学校に派遣し、効果的な合理的配慮の検討を促進する。

「個別の指導計画」の作成等

教育事務所の指導や特別支援学校教員による支援等を通じて、「個別の指導計画」の作成やUD等の取組を加速する。

各種研修の活用

県教育センターによる「個別の指導計画」作成・活用研修の活用を促進する。
また、教育委員会の指導主事に対する特別支援教育の研修を充実する。

授業改善例の普及
特別支援教育の視点が位置付けられた小・中学校、高等学校の授業改善の取組を普及・推進する。

(特別支援学校における授業改善)

定着状況等調査結果によると、校内研究や組織的な授業改善を進めるために個々の教員が何をどのように取り組むのか「明確である」「ある程度明確である」と答えた学校はそれぞれ半数程度であった。また、校内研究のテーマを個々の教員の取組に繋がるような内容としたり、学校研究で指導の形態ごとの基本的な考え方を作成したりしている学校は多く見られるものの、校内研究や「個別の指導計画」の検証・改善サイクルが機能している学校は2割程度にとどまる。さらに、「教務主任が他の教員の授業観察を行っている」「指導・助言を行っている」と答えた学校は少なく、「行っていない」とした学校も見られた。

このような状況を踏まえ、各学校において組織的な授業改善が徹底されるよう学校訪問等を通して以下の取組を進めていく。

各学校の校内研究への指導・助言
校内研究における短期の検証・改善サイクルを徹底するとともに、研究主任（研修主任）に対する研究の進め方に係る研修を設定し、その役割を徹底する。

「個別の指導計画」に関するチェック体制の確立
各学校における「個別の指導計画」に係る検証・改善サイクルの状況を把握する。

教務主任等の役割の明確化
授業改善の推進役である教務主任等に対し、授業観察時間を設定するなど明確な役割を付与する。

授業改善の取組を活かしたカリキュラム・マネジメント¹⁸の推進

(「授業改善の5点セット」等を活用したカリキュラム・マネジメント)

「授業改善の5点セット」「授業改善スクールプラン」に基づく授業改善の取組の検証結果を、例えば以下のようにカリキュラムに反映させることが考えられる。

(例)「考えをまとめ、伝える力を育てる授業」というテーマで「授業改善の5点セット」等の取組内容・取組指標等を設定している場合(「推進手引き」の例)

ア 検証指標に照らし合わせた結果、授業改善の取組が有効である場合

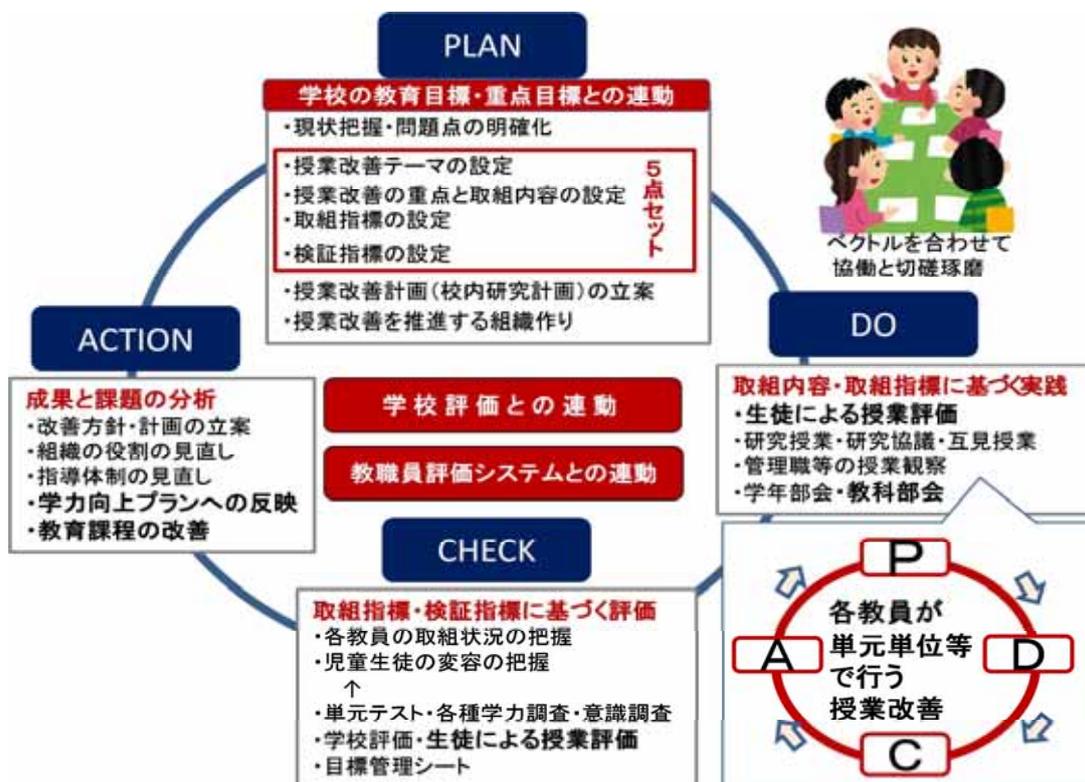
- ・「考えをまとめ、伝える力を育てる」必然性のある場面を設定した単元を各教科等の年間指導計画により多く、効果的に設定する。

¹⁸ カリキュラム・マネジメントについては脚注 6 参照。

- ・「考えをまとめ、伝える力」が発揮される総合的な学習の時間や学校行事等を家庭や地域の協力を得るなどして実施する。
- イ 授業改善の取組が有効であっても、「考えをまとめ、伝える活動を取り入れると時数が足りない」等の状況が見られた場合
- ・知識・技能の習得に重点を置く単元と、それらを活用する力の育成に重点を置く単元とを校内研修等で得た成果をもとに峻別し、年間指導計画を改善する。
 - ・学習用語の定着を目的としたモジュールの設定や、振り返り活動の充実のため、1単元を5分間延長した日課表を編成する。
 - ・考える基盤となる読書活動を教育課程に位置付ける。
- ウ 取組指標が達成されていない場合
- ・各教科の教育課程等のどこに課題があるかを検証し、見直す。「考えをまとめ、伝える力」を育てる活動が設定できる学習内容になっているのかという視点で見直す。
 - ・取組指標が達成できる校内体制であったか、組織マネジメントの視点からの見直しも必要である。

カリキュラム・マネジメントでは、授業改善のPDCAサイクルのACTIONの段階で、年度途中であっても、教育課程に授業改善の成果や課題を反映させることが重要である。なお、授業改善の取組を各教科等の年間指導計画に反映させるには、年間指導計画に単元名・教材・学習内容・時数だけでなく、単元の評価規準や学習展開（言語活動）等が記載されていることが前提となる。

【授業改善のPDCAサイクルのイメージ】



(カリキュラム・マネジメントにおける主幹教諭・教務主任、指導教諭・研究主任の役割)

ア 既習・既得の資質・能力の把握について

各教員がカリキュラム・マネジメントを実行する際は、当該教科等や他教科等における既習・既得の資質・能力を把握する必要がある。また、それらが各学校の教育目標とどのように関連しているのか、総合的な学習の時間にどのように示され関連しているのかなどを見直していく必要がある。

これまでも、各学校においては、主幹教諭・教務主任等が年間指導計画作成の方針や手順・形式を示してきた。今後は、これまで以上に、教科等間の内容事項について、相互の関連付け・横断を図る手立てや体制を整える必要がある。

教科横断的な視点を生かした年間指導計画作成に向け、主幹教諭・教務主任は、指導教諭・研究主任・司書教諭等と協力し以下の資料を作成することが望ましい。

- ・当該学校の児童生徒が国語科で経験してきた言語活動と既得の資質・能力一覧
- ・当該学校の情報活用能力指導計画（学校図書館活用能力・ICT活用能力指導計画）
- ・当該学校が構想する総合的な学習の時間を展開するために必要となる資質・能力、総合的な学習の時間に培われる資質・能力と各教科等の指導内容との関係を示す一覧 等

イ 学校全体で進めるカリキュラム・マネジメントに向けて

各教科の単元配列を決定する際に、主幹教諭・教務主任がリーダーシップを発揮し、教科主任等からなる連携・調整会議を持つことが求められる。学校の教育目標と照らし合わせて総合的な学習の時間で育成を目指す資質・能力を設定することや、各教科等の単元配列案や学校行事計画等を考慮しながら、単元配列の調整や変更、教科等間の連携をより強く意識する単元を確認し合うこと等が必要となるからである。個々の教育活動を教育課程に位置付け、教育課程全体と各教科等の内容を往還させながらカリキュラムを充実させることが重要となる。

「社会に開かれた教育課程」の実施に向けた協議会等の実施
 小・中学校、高等学校において、「社会に開かれた教育課程」の実施に向けた協議会等を実施し、管理職等のカリキュラム・マネジメント力の伸長を図る。

教科横断的な視点を生かした年間指導計画作成に向けた資料の例示
 国語科で経験してきた言語活動と既得の資質・能力一覧、情報活用能力指導計画、総合的な学習の時間に培われる資質・能力と各教科等の指導内容との関係等を例示する。

(3) 体力向上の推進と健康課題への対応

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、本県の児童生徒の体力は小・中学校ともに向上しているものの、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が解消さ

れていないほか、運動嫌いな児童生徒の割合が減少していないことも明らかとなっている。運動への愛好度と体力には相関関係があることから、これらの課題の解決に向けて、運動の楽しさを味わわせる授業づくりを通して「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」を図ることが重要である。

また、定着状況等調査結果からは、中・高等学校において体力向上プランに基づく「一校一実践」の取組が組織的な取組となっていない状況が見られた。その背景として、体力向上のみを目指している、体育教員任せとなっているといった状況があることから、運動の楽しさを味わわせるとともに、運動の習慣化・日常化に向けた組織的な取組が工夫され、学校全体で推進されるよう指導・支援していく必要がある。

本県の児童生徒の健康課題については、学校保健統計調査結果によると、全国平均に比べて肥満傾向児の出現率が全ての年代で高いことや、12歳児の平均むし歯本数が多いことなどが挙げられる。このことから、体力向上の取組と並行して、養護教諭・栄養教諭が中心となって食や睡眠などの生活習慣の改善を図る必要がある。また、学校のむし歯予防対策については引き続き、歯みがき指導、食に関する指導、フッ化物の活用の三本柱で推進する中で、特に取組が遅れているフッ化物洗口の導入を推進する必要がある。

授業改善の推進

運動の楽しさを味わわせ、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」が図られるよう、「分かる」「できる」「楽しい」授業づくりに向け、体育専科教員や中学校体育推進教員の優れた取組を県内全域へ広げる。

体力向上に係る検証・改善サイクルの確立

小・中・高等学校を通して、体力向上プランを活用した短期の検証・改善サイクルが確立するよう、具体的な取組指標の設定に重点を置いて指導・支援を行う（51頁参照）。また、中・高等学校においては、生徒の運動意欲や運動・健康への意識を高める取組が保健体育の授業以外でも組織的・継続的に行われるよう、「一校一実践」の取組内容の工夫に重点を置いて指導・支援を行う。

健康課題への対応

小・中学校においては、望ましい生活習慣を身に付け、運動習慣の定着を図るため、ガイドラインを作成するとともに推進地域での取組を県内に周知する。また、保護者や教職員に対してフッ化物洗口の効果や安全性を説明し、実施校の拡充を図る。

高等学校においては、各地域に拠点校を置き、女子生徒の運動習慣づくりに向けた取組を推進する。

(4) いじめ・不登校対策等の推進

平成27年度のいじめ認知件数は3,777件であり、解消率は84.7%である。引き続き未然防止の取組を進める中で、「絆」と「居場所」を意識した学級づくりや生徒指導の三機能を意識した授業改善を日常的に行うとともに、些細ないじめも見逃さず、早期認知・早期対応に努めつつ解消率を上げていく必要がある。

他方、不登校児童生徒数は平成25年度以降、中学校は減少傾向にあるものの小学校において増加傾向にある。「あったかハート1・2・3」の取組は定着しつつあるが、生徒指導の三機能を意識した授業改善など未然防止対策の更なる充実を図るとともに、早期の学校復帰を図るためにも、専門性の高い人材配置を進め、様々な課題を抱える児童生徒を早期に関係機関に繋ぐことができる組織体制づくりを推進する必要がある。

また、子どもの貧困対策については、「大分県子どもの貧困対策推進計画」（平成28年3月）に基づく「教育の支援」として、学校を窓口とした福祉関係機関等との連携強化等の取組を推進することが求められている。

これらの状況を踏まえ、いじめ・不登校対策に係る校内委員会等の定期的な開催を促すとともに、関係教職員のみならずSC・SSW等の専門スタッフも含めた「チーム学校」による組織的な取組を推進する必要がある。

いじめ・不登校対策に係る校内対策委員会等の開催促進

いじめ・不登校児童生徒の有無に関わらず、全ての学校でいじめ・不登校対策委員会やケース会議が開催されるよう指導・支援を行う。

SC・SSW等の専門スタッフを効果的に活用する体制整備

SC・SSW等の専門スタッフの役割を全教職員が理解し、組織的な教育相談体制が整備されるよう指導・支援を行う。

また、校内担当者を校務分掌に明確に位置付け、その役割を明確化（校内担当者の一本化、児童生徒からの相談受け、連絡調整、派遣要請、会議録の情報管理等）するよう指導・支援を行い、専門スタッフの効果的活用を促進する。

不登校対策に係る検証・改善サイクルの確立

小・中・高等学校を通して、不登校対策プランを活用した短期の検証・改善サイクルが確立されるよう指導・支援を行う（52頁参照）。

教育支援センター（適応指導教室）等との連携強化

複雑・多様化する不登校等の実態を踏まえ、県教育支援センター（ポランの広場）と連携した訪問型学習支援・教育相談等の取組を推進するなど、不登校児童生徒の居場所・絆づくりに向けて関係機関との連携強化を図る。

地域不登校防止推進教員の活用促進

地域不登校防止推進教員を小学校にも配置し、小中連携による不登校対策を展開する。また、地域不登校防止推進教員は、その活動を拠点校から地域の小・中学校に拡大するとともに、不登校対策推進会議等において校内研修の在り方等に係る指導・助言を行うものとする。

子どもの貧困対策に係る体制づくりの推進

SSWの配置を促進し、学校現場において家庭環境に起因する様々な課題を抱える児童生徒を早期に生活支援等の関係機関（児童相談所、福祉事務所等）に繋ぐことができる体制づくりを推進する。

6. 推進方策【P】

(1) 「教育県大分」を担う人材育成

大量退職・大量採用時代における教職員の資質向上

教職員の大量退職・大量採用時代を向かえ、今後10年間で教職員の約半数が入れ替わることから、経験豊かで指導力の高いベテラン教職員の高い識見や優れたノウハウ等を採用から10年間の若手・中堅教職員に伝承し、教育活動を更に充実・発展させていくための体制づくりが急務となっている。「芯の通った学校組織」の取組深化を図り、大分県版「チーム学校」の実現を目指す上で、教員一人ひとりの資質能力の更なる向上を図ることが不可欠である。

こうした中、教育公務員特例法が改正され¹⁹、平成29年度以降、教員等の任命権者である教育委員会は教員の資質向上に関する指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を策定することとなる。

このような状況を踏まえ、今後は、学校内での研修、学校を離れて行う集合研修や会議、自己研鑽や業務遂行、学校での切磋琢磨する環境を通して、総合的かつ体系的に教職員の人材育成を図ることが求められる。とりわけ、学校内の日常的な教育活動（OJT）を通じて組織的に人材育成を図ることが重要となる。

ベテラン教員のノウハウ伝承

指導教諭の配置等を通して、指導力の優れた教員が持つノウハウを伝承し、教員の資質向上と学校全体の組織的教育力の向上を図る。

組織的・意図的なOJTの推進

管理職研修やミドルリーダー研修での「OJTの手引き」の活用、ステップアップ研修と中堅教諭等資質向上研修の一部の合同実施による相互交流など、OJT推進に向けた支援を行う。

広域人事・校種間人事の推進

教職員の大量退職が進む中、若手教職員にあっては、教職員としての幅広い視野と能力の伸長を図るため、採用から早期に異なる環境を通じて多様な経験を積ませることが必要である。

また、校種間の相互理解を深め、小中・中高間の円滑な接続を図るとともに、教職員の人材育成を図るため校種間人事を推進していく必要がある。

広域人事の推進

「全県的な教育水準の維持向上」「教職員の意識改革」「若手教職員の人材育成」の観点から引き続き広域人事を推進する。

¹⁹ 脚注 9参照。

校種間人事の推進

小・中学校間では、専科教員の配置や兼務発令等の小中連携を強化する人事異動、中・高等学校間では、養護教諭等の人事異動を推進する。

学校マネジメント研修の充実

全ての教職員がマネジメント・マインドを身に付け、目標達成に向けて組織的な取組を行うことができるよう、平成 25 年度から学校マネジメント研修を実施するとともに、教育センターで行う全ての教職員研修にマネジメント要素を取り入れている。

本プランに沿って「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上を図る上で、校内研究をはじめとする組織的な授業改善や不登校対策をはじめとする組織的な生徒指導など、学校の状況に即した実践的なマネジメント研修の充実が求められる。

また、今後、学校現場での世代交代が進み、30代で主要主任等になる教員が増加することが予想されることから、早い段階で学校経営を意識させ、学校全体の動きを見ていく姿勢を身に付けさせる必要がある。このため、キャリアアップ研修の「学校経営参画研修」については、現在の「在職 12 年目以降の教諭」を対象とするものから、38 歳の教員を対象とした学校組織マネジメント研修に見直す。

これらを踏まえ、引き続き研修の体系性を確保しつつ、以下のとおり学校マネジメント研修を更に充実させる。

実践的なマネジメント研修の実施

組織的な授業改善や生徒指導を推進するため、「推進手引き」を活用した研修を実施するとともに、新任研究主任研修（小・中）、新任指導教諭研修、新任生徒指導主任研修（小・中）を実施する。

若手・中堅教職員の研修の充実

学校組織マネジメント研修（38 歳の教員対象）の実施、「OJTの手引き」の活用推進など、若手・中堅教職員対象のマネジメント要素を含む研修の充実を図る。

主要主任等の研修機会の充実

新任教務主任研修（小・中）、新任生徒指導主任研修（小・中）を他の主要主任等が受講することを引き続き可能とする。

先進地研修の継続

学校での組織的な取組を進めている先進地への実地研修を引き続き行う。

主幹教諭・指導教諭の役割の明確化

学校マネジメント機能の強化を図るため、プラン 2016 では、平成 31 年度を目標に小・中学校では原則として 12 学級以上の全ての学校に、県立学校では全ての学校に主幹教諭・指導教諭を配置することとしている（46 頁参照）。

引き続き主幹教諭・指導教諭の配置促進を図るとともに、それらの役割を以下のとおり整理することにより機能的なマネジメント体制を確立する。

主幹教諭の役割

校長・教頭等を補佐するとともに、原則として教務に関する校務を担当することにより、ミドル・アップダウン・マネジメントが一層機能するよう配置・活用する。

指導教諭の役割

校内における組織的な授業改善を実践する要の職として配置・活用する。また、小・中学校では、学力向上支援教員と連携し、校内・域内の授業改善を推進することとする。

(2) 教育指導体制の強化

教育事務所等による指導・支援

定着状況等調査結果によれば、教育事務所が実施する学校訪問（定期訪問）による指導・支援の継続を求める意見が多い。また、学校規模等の実情に応じた実効性のある指導（効果的な先進事例の紹介等）や現場のニーズを踏まえたきめ細やかな指導・支援を望む意見、年間何回という訪問回数に縛られずに必要があれば適宜相談・訪問できる体制を期待する声もある。さらに、これまで以上に市町村教育委員会との連携を図った上での指導・支援を望む意見も寄せられた。

「芯の通った学校組織」を基盤として本県教育水準の向上を図る上で、県と市町村教育委員会・学校現場を繋ぐ教育事務所の役割は引き続き欠かせないものであることから、定着状況等調査に寄せられた意見も踏まえ教育事務所による指導・支援の充実を図る必要がある。また、本県教育を取り巻く情勢の変化や本プランの実行において教育事務所に求められる役割を踏まえ、学校現場や市町村教育委員会の幅広いニーズに応えられるよう、教育事務所の機能強化を含め本庁・教育事務所・県教育センターによる総合的な教育指導体制を構築する必要がある。

学校訪問を通じた指導・支援

教育事務所による学校訪問（定期訪問）は、基本的に現行形態を踏襲してその充実を図ることとし、学校マネジメントの質向上と授業力の向上を中心に（それらとの関連においてカリキュラム・マネジメント、特別支援教育の視点、校種間連携・学社連携等の観点を含め）指導・支援を行う。

引き続き少なくとも年間2回、全ての学校に定期訪問することとし、1回目の訪問では、年度を跨ぐ学校運営体制・組織マネジメントの在り方や授業改善を中心に、2回目の訪問では、各種目標達成マネジメントツールを活用した検証・改善の在り方を中心に指導・支援を行うとともに、市町村教育委員会と協議のうえ、協議結果を踏まえて追加訪問を実施する。

「第5フェーズの取組方針」に示した以下の事項については、効率的・効果的な指導・支援を行う観点から継続することとする。

客観的データを踏まえた的確な指導・支援を行うため、学力調査・体力調査結果、いじめ・不登校等数の確認を行うとともに各種目標達成マネジメントツールを用いて協議を行う。

ミドルリーダー育成の観点から、学校訪問の際には、主幹教諭・教務主任等が同席し、学校説明等を担うことを推奨する。なお、小規模校等において校務等の兼ね合いから同席が困難な場合は、その限りでない。

学校事務職員の学校経営への参画意識を高める観点から、各学校支援センター管下の学校訪問の都度、可能な限り学校支援センター所長等が同席するよう促す。併せて、設置校への訪問時等に学校支援センターを訪問することも考えられる。

他管内の指導・支援方策や他地域の教育実践等について学ぶ機会とするため、学校改革担当指導主事等は他の5教育事務所による学校訪問に最低1回ずつ(計5回)同行する。

本庁各課室と教育事務所の間で課題認識の共有を図るとともに、可能な限り本庁各課室と教育事務所による学校訪問等の摺り合わせを行う。

教科指導力の向上に関しては、特定教科(算数・数学、外国語等)に重点を置きつつ、学校現場や市町村教育委員会からの要請に応じ、又は教育事務所の定期訪問を通じた課題把握を基に、教育事務所の不定期訪問(日常訪問)と本庁(義務教育課)・県教育センター指導主事による訪問指導のベストミックス(連携・分担)により指導・支援を行う。その際、教科の専門性を確保するなどの観点から、必要に応じて教育事務所を跨ぐ指導態勢を整える。

県教育委員会と市町村教育委員会の連携強化

本県教育水準の向上に向けて学校現場に対する効果的な指導・支援を実施するためには、全県及び各教育事務所管内での教育長会議等を核としてその充実を図るなど、県教育委員会と市町村教育委員会との間で更に緊密な連携を図る必要がある。

市町村教育長会議等の活性化

市町村教育委員会との更なる連携強化を図るため、市町村教育長会議を年間3回開催することとし(第1回:4月中下旬、新年度の方針等、第2回:10月中下旬、人事異動方針等、第3回:1月上中旬、翌年度予算等)、各回時宜にかなった特定テーマによる意見交換を設定することによりその活性化を図る。併せて分野別担当課長会議等も整理し、その充実を図る。

教育事務所ごとの管内教育長会議や指導主事連絡会等については、市町村教育長会議を受けて管内教育長会議を開催するなど時期・内容面の体系化を図るとともに、他管内の取組も参考としつつ管内情勢に応じた充実策を検討する。

「教育県大分」創造に向けた地域別意見交換会等の開催

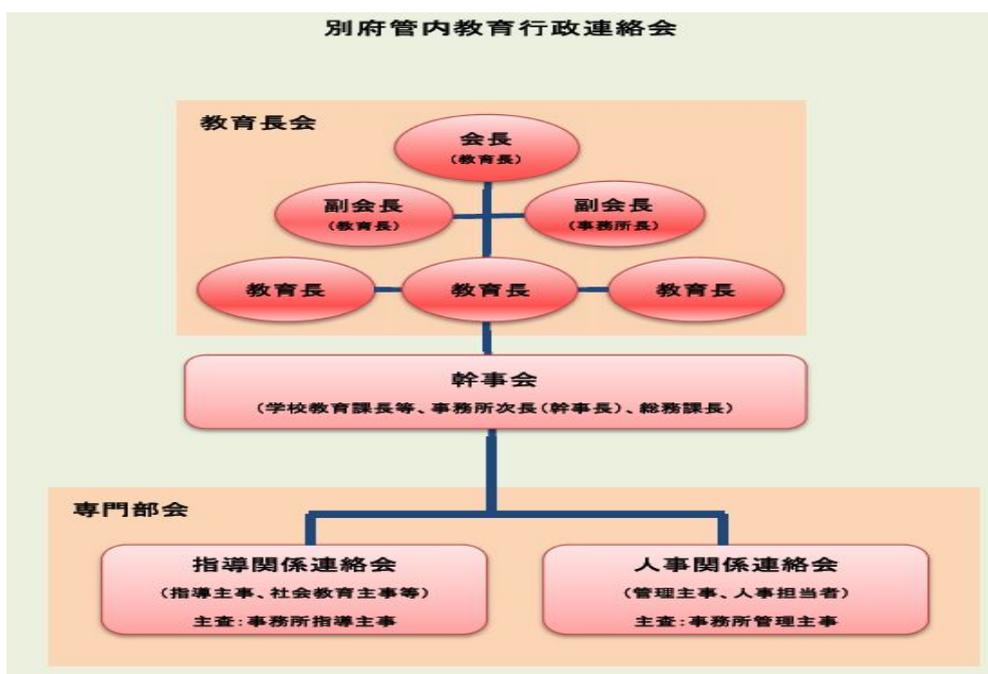
「教育県大分」創造に向けた地域別意見交換会を引き続き定期的を開催し、学校訪問や小・中学校長、市町村教育委員会等との対話を通して現場の知恵や課題を直接伺い、より効果的な施策の推進に資する。

また、市町村教育委員会等との連携の下、個別テーマ（例えば、学校・家庭・地域の協働、校種間連携、働き方改革等）に応じたメンバーの参加を得て懇談を深めるテーマ別意見交換会（仮称）を不定期に開催する。

〔参考：別府教育事務所管内行政連絡会の組織図〕

（ポイント）

- ・幹事会が教育長会、専門部会を繋ぐことにより、方針・取組が連動している。
- ・各市町村教育委員会の学校教育担当課長と教育事務所との連携により、教育長会で決定した施策を指導主事等の専門部会員にまで浸透させている。
- ・幹事会（学校教育担当課長、教育事務所次長、総務課長等）が管内戦略を企画するなど実働している。
- ・個別の施策の実施に当たっては、実務担当者である専門部会員が教育事務所並びに他教育委員会の実務担当者と情報を共有しながら、自地域の実情に応じた工夫を加えながら実施している。
- ・施策に対する取組の中間評価・年度末評価は、実務を担当する専門部会が第一次評価（評価原案）を作成し、幹事会・教育長会で審議の上、確定している。



学校支援センターによる学校運営支援機能の強化

「チーム学校」を実現する上で、学校事務職員にはその専門性等を生かしつつ、学校経営の面から校長等の管理職を補佐することが期待されていることを踏まえ、学校支援センターによる学校運営支援機能の更なる強化を図る必要がある。

学校支援センター連絡協議会の活用
 学校支援センター連絡協議会において、センター機能の更なる充実に向けた情報共有・協議を行う。

学校事務職員の配置基準見直し等の検討
 学校現場における業務適正化に向けた学校事務職員の職務内容の見直し等、国における議論の動向を踏まえ、学校事務職員の配置基準見直し等、所要の検討を行う。

県立学校への指導・支援

(学校評価に係る面談の実施)

県立学校に対しては、この間、グループ別の教育長等面談や担当課長による学校訪問、第三者評価等を通して学校マネジメントに係る指導・支援を行ってきた。

地域と連携した魅力ある高等学校づくりや高大接続改革を見据えた授業改善、地域の特別支援教育の中核となる学校づくりなど各学校の重点目標達成に向け、引き続き指導・支援を行っていく。

学校評価に係る面談の実施
 年度当初、各学校の重点目標の設定、学校経営ビジョン等について教育長・教育次長等による面談を行う。また、年度末の教育次長等による面談、適時適切な学校訪問等を通して、目標達成に向けた取組や検証・改善について指導を行う。

(特別支援学校における学部主事の位置付けの明確化)

特別支援学校の学部主事は、幼・小・中・高の各学部の教育課程の編成、幼児児童生徒の安全管理、学部の教員間や保護者との連絡調整、学部相互の行事調整等を円滑に行う上で重要な役割を担っている。今後、主幹教諭・指導教諭の配置・活用と併せて学部主事の位置付けを明確化する。

学部主事の位置付けの明確化
 主幹教諭・指導教諭の配置・活用と併せて、学部経営の強化、授業改善の推進における学部主事の役割・位置付けの明確化を図る。

(3) その他

教育研究団体等の活用

「教育県大分」の創造に向けて、本県教育水準の向上に寄与するよう教育研究団体等の活用を図る必要がある。

「大分県学校教育研究団体連絡協議会」の設置

協議会における構成団体の活動・運営等に対する指導・助言、連絡調整等を通じて、教育研究団体が県教育委員会の指導の下、学習指導要領等の法令に則って行う自主的・創造的な研究活動の充実を図る。

県内大学等との連携強化

高大接続改革、既述の教育公務員特例法改正等の動向を注視しつつ、地域の教育力の向上や教員養成等において県内大学等との連携強化を図る必要がある。

県教育委員会と大学の連携協力

教員養成を担う県内7大学との連携協力に関する協定書に基づき、教員養成・教員免許取得等をはじめ教育分野における連携強化を図る。

教員育成協議会（仮称）を通じた連携

関係大学等とで構成する教員育成協議会（仮称）を組織し、教員等の資質向上を図るための指標を策定するとともに、当該指標に基づく教員等の資質向上に向けて連携を図る。

大分大学教育学部附属学校・園との連携

優れた教育実践の普及に向け、大分大学教育学部附属学校・園との連携を図る。

調査研究機能の強化

エビデンスに基づくより効果的な学校教育課題の解決方策を研究し、各種施策の検証や新たな施策の企画・立案、市町村教育委員会・学校の指導・支援に繋げる。

県教育センターの調査研究機能の強化

県教育センターの調査研究機能を強化し、エビデンスに基づくより効果的な学校教育課題の解決方策を研究する。

大学等との共同・委託研究の検討

大学・シンクタンク等の外部機関と連携して研究することが有効と考えられるものについては共同・委託研究を検討する。

学校現場の負担軽減

平成 20 年度以降、「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」において、学校現場との意見交換を行いながら負担軽減の取組を進めてきたところであるが、定着状況等調査においては、出張が増えているという声や、しっかりマネジメントを行うためにも会議や報告書等の更なる精選が必要との意見が寄せられた。

「芯の通った学校組織」の取組深化を図るためには、教職員が学校マネジメントに専念できる環境づくりが必要であり、子どもと向き合う時間を確保するためにも、改めて実態を把握した上で、市町村教育委員会、教育関係団体及び教育研究団体にも働きかけを行い、研修・会議等の一層の精選・縮減に努める必要がある。

また、国を挙げて「働き方改革」実現に向けた検討が進む中、学校現場における業務適正化に向けて、国の動向²⁰も踏まえつつ負担軽減の取組を進めていく必要がある。

教職員の研修・会議等の状況把握

引き続き県教育委員会、教育関係団体及び教育研究団体による教職員の研修・会議等の状況を調査し、把握する。

「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」による取組

「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」の取組により、引き続き県教育委員会が行う研修・会議を精選・縮減し、報告書等の見直しを行う。

(研修・会議等の削減目標：平成 22 年度比 30%削減)

教育関係団体・教育研究団体への要請

教育関係団体・教育研究団体に対して、研修・会議の精選・縮減に係る働きかけを引き続き行う。

(研修・会議等の削減目標：平成 22 年度比 30%削減)

²⁰ 文部科学省通知「学校現場における業務の適正化に向けて」（平成 28 年 6 月 17 日付け 28 文科初第 446 号）では、文部科学省内に設置した「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」報告に沿って、学校や教員の業務改善、休養日の設定を含む部活動の運営の適正化、勤務時間管理の適正化の必要性等を示している。

「芯の通った学校組織」第2ステージ ~ 大分県版「チーム学校」実現プラン ~

1. 「芯の通った学校組織」の構築

- (1) 第5フェーズまで(第1ステージ)の総括
 - ・学校マネジメントの取組が着実に進展
 - ・組織的な学力・体力向上、不登校対策等に成果
 - ・取組の継続・徹底と「質」の向上が必要
- (2) 定着状況と学力調査結果とのクロス分析
 - ・組織力の高い学校は学力も高い傾向
- (3) 「芯の通った学校組織」の取組継続の必要性
 - ・学校の組織的課題解決力の向上は喫緊の課題
 - 学校運営の基本として取組の継続・発展を期し、
当たり前 の学校文化にしていく必要

2. 教育改革の方向性

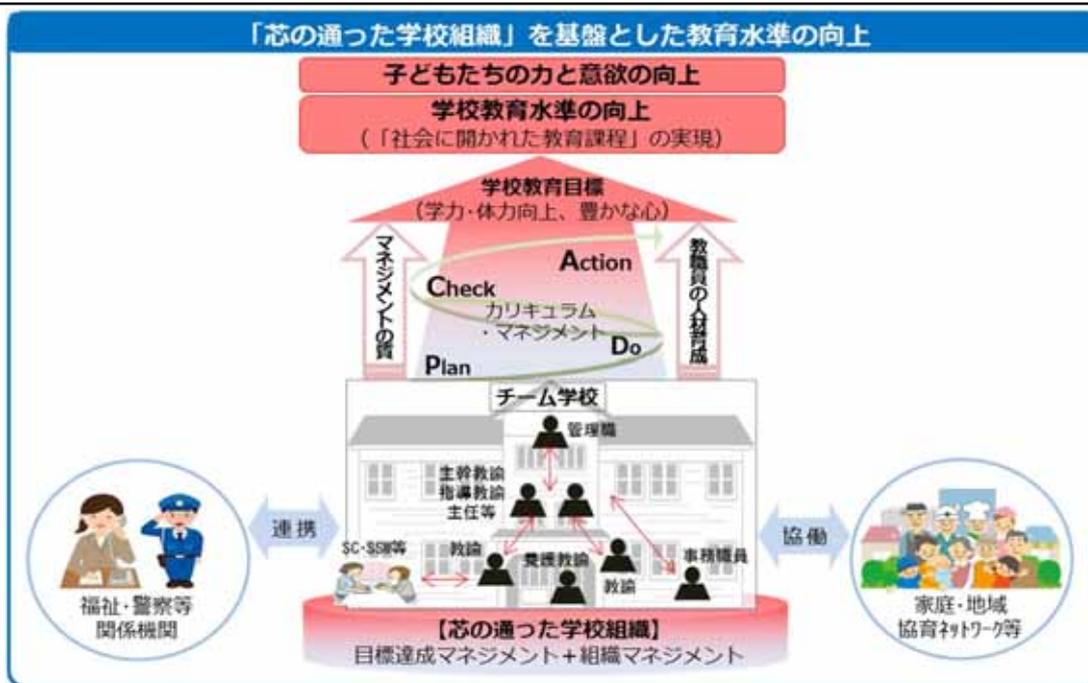
- (1) 「教育県大分」創造プラン2016(県)
 - ・最重要目標: 「全国に誇れる教育水準」の達成
 - ・「芯の通った学校組織」の取組深化
- (2) 学習指導要領の改訂・実施と高大接続改革(国)
 - ・「社会に開かれた教育課程」の実現、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - ・高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革
- (3) 「次世代の学校・地域」創生プラン(国)
 - ・教員の資質・能力の向上を目指す制度改革、学校の組織運営改革、地域と学校の連携・協働に向けた改革

プランの方向性

3. 「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上

期間:平成29年度~31年度

「芯の通った学校組織」を基盤として「チーム学校」の視点を導入
 学校マネジメントの質の向上 + 教職員の人材育成 組織的課題解決力の向上、**学校教育水準の向上**
 学校教育水準の向上 × 縦(学校段階間)と横(家庭・地域、福祉・警察等関係機関)の連携・協働
 持続的・発展的な教育活動の実現、**本県教育水準の向上**
「教育県大分」創造に向け、プラン2016中間年(平成31年度)の目標値達成へ



4. 本プランで目指す学校の姿

学校マネジメント

- ・妥当な取組指標の設定、効果的な検証・改善サイクルの確立、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動
- ・「チーム学校」の推進 ・マネジメントツールの一層の活用 ・校種間連携の推進 ・学校・家庭・地域の協働

授業改善

- ・「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の実現(主体的・対話的で深い学びの実現)
- ・授業改善のPDCAサイクルの実働(学力向上プラン、授業改善スクールプラン・マイプランの活用)
- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた環境整備 ・カリキュラム・マネジメントの確立
- ・特別支援教育の視点の導入(含:「個別の指導計画」の作成) ・校種を越えた互見授業や授業研究会等の充実

体力向上・健康増進

- ・「分かる」「できる」「楽しい」授業の実践(運動に親しむ資質や能力の育成)
- ・「一校一実践」など学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な取組(体力向上プランの活用)
- ・食や睡眠等の生活習慣の改善 ・むし歯予防対策(歯みがき指導、食に関する指導、フッ化物の活用)

いじめ・不登校対策等

- ・未然防止・初期対応・学校復帰支援に係る検証・改善サイクルの徹底(不登校対策プランの活用)
- ・組織的取組の推進(校内委員会等の定期開催、SC・SSW等の活用、関係機関との連携)

人材育成(〇J Tによる資質能力の向上)

5. 教育水準向上に向けた取組

(1) 学校マネジメントの深化

「学校マネジメント4つの観点」に基づく指導・支援

「8つの観点」の観点2、4、5に焦点化、「チーム学校」に係る観点を追加

- **観点** : 学校の喫緊の課題を踏まえた重点目標を達成するため、取り組むことにより重点目標の達成に近づく具体的な頻度等を書き込んだ取組指標を設定すること【**取組指標等の設定**】
- **観点** : 客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を行った上で、指標の妥当性を検証しつつ、重点目標達成に近づく改善方策を年度の中で繰り返し検討すること【**検証・改善サイクルの確立**】
- **観点** : 学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動の必要性について、各種会議や面談を通して周知徹底を図るとともに、主要主任等が適時適切に指導・助言を行うこと【**目標の連動**】
- **観点** : 教職員や専門スタッフ等の専門性を発揮・活用できる体制を構築し、学校の個別課題に組織的・効果的に取り組むこと【**チーム学校**】

目標達成マネジメントツールの整理・統合

- ・「学校評価の4点セット」と「目標協働達成の4点セット」を統合（最上位のマネジメントツール）
- ・学力向上、体力向上、不登校対策の各プランによる検証・改善サイクルの充実（整理・統合を含む様式の工夫を促進）
- ・学力向上プランの参考様式に「授業改善の5点セット」を位置付け

各種マネジメントツールを活用した**校種間連携**の推進

学校・家庭・地域の協働：CSの普及促進、「協育」ネットワークを基盤とした**地域学校協働活動**の推進

(2) 授業改善の徹底

「付けたい力を意識した密度の濃い授業」（主体的・対話的で深い学び）の実現に向けた**初等中等教育を貫く授業改善**の推進

小・中学校で進める授業改善～「新大分スタンダード」で実現する主体的・対話的で深い学び～

- ・「新大分スタンダード」による授業の質の向上（「めあて・課題・まとめ・振り返り」設定例、単元プラン例等の提示）
- ・「中学校学力向上対策3つの提言」の推進（推進重点校、深い学び教科等別協議会、数学指導力強化巡回指導）

高等学校における授業改善

- ・「スクールプラン」「マイプラン」による授業改善の推進
- ・授業改善推進PTの活性化、授業改善推進会議等の充実

特別支援教育の視点からの授業改善

- ・きめ細かい指導の充実（UD、合理的配慮の提供等）
- ・「個別の指導計画」の作成促進（専門家の派遣、研修の実施等）
- ・特別支援学校における授業改善の推進

授業改善の取組を活かしたカリキュラム・マネジメントの推進

(3) 体力向上の推進と健康課題への対応

〔**体力向上の推進**〕

- ・体育専科教員や中学校体育推進教員の取組の普及
- ・体力向上プランの活用（検証・改善サイクルの確立、「一校一実践」の改善）

〔**健康課題への対応**〕

- ・望ましい生活習慣・運動習慣の定着
- ・フック物洗口実施校の拡充（小・中）
- ・女子生徒の運動習慣づくりの推進（高）

(4) いじめ・不登校対策等の推進

- ・組織的取組の推進（校内委員会等の開催促進、SC・SSW等専門スタッフの活用、教育支援センター等との連携促進）
- ・不登校対策プランの活用（検証・改善サイクルの確立）
- ・地域不登校防止推進教員の活用促進
- ・子どもの貧困対策に係る体制整備（SSWの配置促進、福祉等関係機関との連携強化）

6. 推進方策

(1) 「教育県大分」を担う人材育成

大量退職・大量採用時代における教職員の資質向上

- ・ベテラン教員のノウハウ伝承（指導教諭の配置等）
- ・組織的・意図的なOJTの支援（「OJTの手引き」の活用等）

広域人事・**校種間人事**の推進

学校マネジメント研修の充実

- ・組織的な授業改善や生徒指導を推進する研修の実施
- ・主要主任等の研修機会の充実、若手教職員の研修充実

主幹教諭・指導教諭の役割の明確化

主幹教諭：校長・教頭等の補佐、原則教務を担当

指導教諭：校内の組織的な授業改善を实践する要の職

(2) 教育指導体制の強化

教育事務所等による指導・支援

- ・年間2回+ の学校訪問（定期訪問）（学校マネジメントの質向上と授業力向上を中心に指導・支援、客観的データ・目標達成マネジメントツールを用いて協議、主幹教諭・教務主任・学校支援センター所長等の同席クロス訪問の継続、本庁による学校訪問等との組み合わせ）
- ・**教科指導力向上に向けた指導・支援**

（算数・数学と外国語に重点、教育事務所の不定期訪問と本庁・教育センター指導主事による訪問指導の連携・分担）

県教育委員会と市町村教育委員会の連携強化

- ・市町村教育長会議等の活性化（年間3回：4月・10月・1月、管内教育長会議・指導主事連絡会等の体系化・活性化）
- ・「教育県大分」創造に向けた地域別意見交換会等の開催

学校支援センターによる学校運営支援機能の強化

- ・学校支援センター連絡協議会の活用
- ・学校事務職員の配置基準見直し等の検討

県立学校への指導・支援

- ・学校評価に係る教育長・次長等面談の実施
- ・特別支援学校の学部主事の位置付けの明確化

(3) その他

教育研究団体等の活用

- ・「**大分県学校教育研究団体連絡協議会**」の設置

県内大学等との連携強化

- ・教員養成関係7大学との連携協力、**教員育成協議会**
- ・大分大学教育学部附属学校・園との連携

調査研究機能の強化

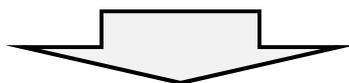
- ・県教育センターの調査研究機能の強化
- ・大学等との共同・委託研究の検討

学校現場の負担軽減

- ・研修・会議等の精選・縮減（取組継続）
- ・学校現場における業務の適正化

活用推進プランと本プランの取組比較

| 活用推進プラン | | 目標達成マネジメント | 組織マネジメント | 関連取組 |
|----------|-----------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 取組の徹底 | 8つの観点 | 学校評価の4点セット (観点1～4) | ミドル・アップダウン・マネジメント 運営委員会の活用 主任制度の趣旨徹底 (観点6～8) | |
| | | 教職員評価システムの趣旨徹底(観点5) | | |
| 一層の活用の推進 | 学力向上 (授業改善) | 授業改善の5点セット[義] 学力向上プラン[義] 授業改善スクールプラン・マイプラン[高] | 主幹教諭・教務主任 指導教諭・研究主任 教科部会・教科会議 学力向上支援教員 習熟度別指導推進教員 | 新大分スタンダード[義] 「推進手引き」[義] 「実施要領」[高] 「3つの提言」[義] |
| | 体力向上 | 体力向上プラン 一校一実践 | 体育専科教員 中学校体育推進教員 | |
| | 生徒指導 (不登校対策) | 不登校対策プラン | 不登校対策委員会 地域不登校防止推進教員 SC・SSW | あったかハート1・2・3 子どもの貧困対策 |
| | 学校・家庭・ 地域の協働 | 目標協働達成の4点セット[義] 学力向上プラン[義] | 目標協働達成チーム CS、学力向上会議 | |
| 推進方策 | | 学校マネジメント研修の充実、教育事務所による指導・支援 県立学校に対する指導、研修・会議等の精選 | | 「芯」の効果検証 教育研究団体等の活用 県内大学等との連携強化 |



| 本プラン | | 目標達成マネジメント | 組織マネジメント | 関連取組 |
|----------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 教育水準向上に向けた取組 | マネジメントの深化 4つの観点 | 学校評価の4点セット 観点、(旧観点2、4) | 「チーム学校」に係る観点 観点 | (ツール整理の考え方) |
| | | 教職員評価システムの趣旨徹底 観点(旧観点5) | | 校種間連携への活用 |
| | 学校・家庭・ 地域の協働 | 学校評価の4点セット [目標協働達成の4点セットを統合] | CS、協育ネットワーク 地域連携担当教員、協育コーディネーター | |
| | 授業改善 | 学力向上プラン[義] [授業改善の5点セットを位置付け] 授業改善スクールプラン・マイプラン[高] | 主幹教諭・教務主任 指導教諭・研究主任 教科部会・教科会議 学力向上支援教員 習熟度別指導推進教員 | アクティブ・ラーニングの視点 新大分スタンダード[義] 「3つの提言」[義] 個別の指導計画 |
| | 体力向上・ 健康課題への対応 | 体力向上プラン 一校一実践 | 体育専科教員 中学校体育推進教員 養護教諭・栄養教諭 | 生活習慣の改善 フッ化物洗口 |
| いじめ・ 不登校対策等 | 不登校対策プラン | いじめ・不登校対策委員会 地域不登校防止推進教員 SC・SSW、教育支援センター等 | あったかハート1・2・3 子どもの貧困対策 | |
| 推進方策 | | 「教育県大分」を担う人材育成 (広域人事・校種間人事、学校マネジメント研修等) 教育指導体制の強化(教育事務所等による指導・支援、 県教委と市町村教委の連携、学校支援センターの学校運営支援機能等) | | 教育研究団体等の活用 県内大学等との連携強化 調査研究機能の強化 学校現場の負担軽減 |

各プランの要点が、学校教育活動の中心課題である学力・体力向上、不登校対策における、現状分析、目標・取組内容・指標の設定と それに基づく検証・改善サイクルを実働させる点にあることを踏まえ、が担保される形での整理・統合を含む様式のアレンジは積極的に認めることとして市町村教委の創意工夫を促す。

「芯の通った学校組織」定着状況等調査結果（概要）

平成28年10月

調査趣旨：「芯の通った学校組織」に係る各学校の取組状況等を把握し、その定着状況を確認するとともに、調査結果を踏まえ今後の施策の展開に資することを目的に実施（前回実施：平成26年8月）。

調査対象：全公立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の校長、主幹教諭・教務主任及び保護者（PTA会長）、学校支援センター所長（小中学校）、統括事務長（県立学校）

調査時期：平成28年8月～9月

定着状況について

学校の目標の重点化・焦点化

・重点目標を3つ以下に絞り込んでいる学校：93%（前回調査：81%）

重点目標達成に向けた短期の検証・改善

・年間3回以上のスパンで行っている学校：97%（前回調査：90%）

「芯の通った学校組織」の取組を通じた変化

「校長の意思決定の迅速化・効率化が図られた」
 「校長としてのリーダーシップを発揮しやすくなった」
 「主要主任等の学校運営への参画意識が高まった」
 「学校教育課題への組織的対応に係る全教職員の意識が高まった」
 （「そう思う」小47%・中46%・高34%・特38%、「ある程度そう思う」小51%・中54%・高60%・特62%）

校長の6割が「そう思う」と回答
 「ある程度そう思う」が4割
 （前回調査：「そう思う」4割、「ある程度そう思う」6割）

「芯の通った学校組織」の取組を通じたミドルリーダーの変化

「学校運営への参画意識が高まった」
 「校長の学校運営方針を理解し、他の教職員に周知する意識が高まった」
 「主幹教諭・教務主任の重要性を認識するようになった」

主幹教諭・教務主任の6割が
 「そう思う」と回答
 「ある程度そう思う」が4割
 （前回調査：「そう思う」4割、「ある程度そう思う」6割）

目標達成マネジメントツールの連動

・各種マネジメントツールの相互関連性を整理し、それらが学校改善のためのツールとして機能しているとする学校：5割程度、ある程度機能しているとする学校：5割程度。

「8つの観点」の取組状況（教育事務所による評価、第1回学校訪問終了時点）

・小学校では全観点の7割強、中学校では6割弱がSAB評価のA以上と評価。「8つの観点」のうち、観点2、4、5についてはB評価の割合が高く、更なる徹底が必要。

8つの観点：「芯の通った学校組織」の確立に向けて、目標達成マネジメントや組織マネジメントに関し、取組の徹底が必要なポイントを8つに整理したもの

主任手当の拠出

・全学校が主任手当の拠出なしと回答（校長が主任に直接聞き取り）
 （主任手当受給者：小学校703名、中学校392名、県立学校499名）

組織的な学力向上の推進

組織的な授業改善（小中学校）（ ）内の%は8割以上の教員が取り組んでいる学校の割合

- ・「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」を適切に位置付けること（小98%・中96%）
- ・児童生徒の思考の根拠や違いなどを分かりやすく構造化した板書（小91%・中76%）
- ・習熟の程度に応じたきめ細かい指導（小86%・中69%）
- ・生徒指導の3機能を意識した授業（小85%・中87%）
- ・問題解決的な展開を意識した授業（小81%・中78%）

組織的な授業改善（高等学校）（ ）内の%は8割以上の教員が取り組んでいる学校の割合

- ・生徒に身に付けさせたい力を明確にし、指導すべき内容を整理した授業（68%）
- ・生徒の思考の流れを大切に効果的な発問で構成した授業（45%）
- ・言語活動を取り入れた主体的・協働的な学びを重視した授業（64%）
- ・ICTや学校図書館を活用した授業（47%）

組織的な「個別の指導計画」の改善（特別支援学校）

- ・全校で「個別の指導計画」の作成及び見直しの手順が示されている。
- ・「個別の指導計画」の校内チェック体制及び指導・助言の体制(整っている31%・ある程度69%)

組織的な体力向上の推進

- ・「一校一実践」を体力向上プランの重点的取組に位置付けた上で検証・改善を行っている学校
(小74%・中48%・高26%)

組織的な生徒指導の推進

- ・不登校防止の初期対応「あったかハート1・2・3」の徹底(全教職員に徹底：小84%・中86%・高62%)

学校・家庭・地域の協働、校種間連携の推進

- ・「学校評価の4点セット」の内容について家庭・地域と話し合う機会が年間3回以上ある学校
(小90%・中87%・高87%・特100%)
- ・重点目標達成のために家庭・地域が行う取組のいずれも決めている学校(小58%・中46%)
- ・コミュニティ・スクールの仕組みの導入
(導入済み：小25%・中34%・高2%、導入予定：小6%・中7%・高0%、検討中：小18%・中21%・高0%、導入に関心あり：小17%・中14%・高11%)
- ・「協育」ネットワークを活用した学習支援の取組が重点目標達成と連動している学校
(小39%・中24%)

- ・「学校評価の4点セット」の小中連携への活用(互いの内容を把握：小80%・中89%、うち活用：小40%・中52%)

「芯の通った学校組織」取組全般を通じた成果認識

- ・「芯の通った学校組織」の取組により、「教育目標の重点化や検証可能な指標の設定、それらに基づく短期のPDCAサイクルによる検証・改善が、学校教育活動全体を通じて行われるようになった」、「主要主任等が各分掌の責任者としてリーダーシップを発揮するとともに、管理職と主要主任等から構成される運営委員会によって校長のリーダーシップを補助する体制が構築できた」と、目標達成に向けた組織的な取組や基盤となる学校運営体制の構築が進んだと多くの学校で認識されている。(「そう思う」：6～7割程度)
- ・他方で、「学力向上につながった」、「体力向上につながった」、「不登校防止等につながった」、「学校・家庭・地域の協働が進んだ」と認識する学校はやや少ない。(「そう思う」：2～4割程度)

保護者の意識

- ・「芯の通った学校組織」の取組を「知っている」とする回答
(小学校7割、中学校6割、高等学校5割、特別支援学校2割) (前回調査：小学校4割、中学校4割、高等学校4割、特別支援学校1割)
- ・保護者の多くが「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答(小学校8割、中学校9割、高等学校6割、特別支援学校6割)。前回調査とほぼ同程度の割合。その主な理由は以下の通り。
 - ・学力向上、体力向上等具体的な取組が進み成果が出ている。
 - ・教職員が重点目標の達成に向けて全員で取組を進めている。
 - ・学校・家庭・地域が連携・協働して取り組む体制ができつつある。

「芯の通った学校組織」の取組深化について

「芯の通った学校組織」の取組深化を図る上での課題や必要な手立てについて、校長等から次のような意見が寄せられた(自由記述による回答)。

(課題)

- ・「芯の通った学校組織」の取組を全教職員に徹底していくにはもっと時間がかかると思う。
- ・今後は新たなものを次々に出すのではなく、今あるツールを徹底・改善し、全教職員に浸透させてほしい。それが出来れば「チーム学校」が動き出す。
- ・「芯の通った学校組織」としての「形」ができたので、今後の課題は「質」の向上である。
- ・学校内での取組は進んでいるが、家庭や地域との協働に関する取組はまだ不十分。

(必要な手立て)

- ・「芯の通った学校組織」はしっかり位置付いてきたと思う。深化させていくためには、いかにシンプルに取り組みやすくしていくかを考えていくことが必要。

- ・各種マネジメントツールを整理・統合できるものは行い、取組の全体像が見えやすいものにする。
- ・「芯の通った学校組織」を活用して新学習指導要領への対応を図ることで、様々な新たな課題にも対応できる組織の仕組みを構築する。
- ・チーム学校、コミュニティ・スクール、アクティブラーニングなど、これから新しく取り組まなければならないことについて、「芯の通った学校組織」の理念を踏まえて各学校の教育課程編成に効果的に反映されるよう、指導・助言を継続してほしい。
- ・学校・家庭・地域の協働の一層の推進（目標協働達成の取組とコミュニティ・スクールの一体的な普及・促進）。また、小中連携の視点から、9年間を見通して策定した「学校評価の4点セット」等により取組の深化を進めていくことが必要。
- ・教職員一人ひとりが専門性を発揮するためには、学校教育諸課題に対して、専門スタッフ等の参画を得て連携・分担する体制を整備し学校の機能を強化していく。
- ・学校運営を支えるスタッフの一員として、総務・財務面にとどまらず、地域との連携や危機管理等についても学校事務職員が関わっていく。
- ・今後は、教師力や授業力向上のためOJTの中心に授業を据えること。またその指導にあたって専門的知識・技能を持つベテラン(再任用教職員)の活用が手立ての一つ。
- ・研修やOJTにより、若手教職員を含め全ての教職員の学校経営への参画意識の向上を図る。
- ・ミドルリ - ダ - の人材育成のため、主要主任の研修に人材育成の観点をさらに盛り込む。
- ・主幹教諭や指導教諭の増員など教職員配置を充実する。
- ・人材育成のためにも教育研究団体の活性化を図り、草の根的に技術の向上や意識の向上を図る。
- ・教育事務所の指導・支援について、学校マネジメントやカリキュラム・マネジメント、授業改善に対する指導・助言を継続してほしい。
- ・取組モデルとして小規模校の教職員構成も念頭に進めることも必要。小中別や学校規模別にひな型を作成してもらえると助かる。
- ・先進的な取組、効果的な取組を進める学校の好事例について資料提供等をしてもらう。
- ・取組深化を図る上では、教職員間の情報共有がしっかりと図られ、意識統一も必要。そのためにも会議等の精選・縮減、事務負担の軽減等が必要。
- ・改革にスピードは必要だと思う。しかし次から次へと新しい施策が示されるので現場にとっては大変である。スクラップ&ビルドのスクラップにも取り組んでほしい。

まとめ

（定着状況の総括）

平成24年度から5カ年（第1フェーズ～第5フェーズ）にわたる「芯の通った学校組織」の取組により、前回調査時に比べても学校の目標の重点化・焦点化や短期の検証・改善が進展し、教職員の学校運営の参画意識も向上するなど、学校マネジメントの取組は着実に進んでいる。また、学校全体での組織的な学力・体力向上、不登校対策等の取組や学校・家庭・地域の協働も進み、成果は確実に表れつつある。

他方で、「8つの観点」の取組状況や目標達成マネジメントツールの活用状況等を踏まえれば、概ね「形」は整いつつあるものの、第5フェーズで掲げた「『芯の通った学校組織』の確立」には道半ばであり、今後も取組の継続・徹底と「質」の向上が求められる。

（今後の方向性）

今回の定着状況等調査により把握した取組状況や各学校から寄せられた意見等を踏まえ、また、学習指導要領改訂や高大接続改革など国の動向も見据え、「芯の通った学校組織」を基盤とした本県教育水準の向上を図り「教育県大分」の創造に道筋をつける新たなプランを策定することとする。その上で、市町村教育委員会との一層の緊密な連携の下、学校現場との意思疎通を図りながら取組を充実させていくこととする。

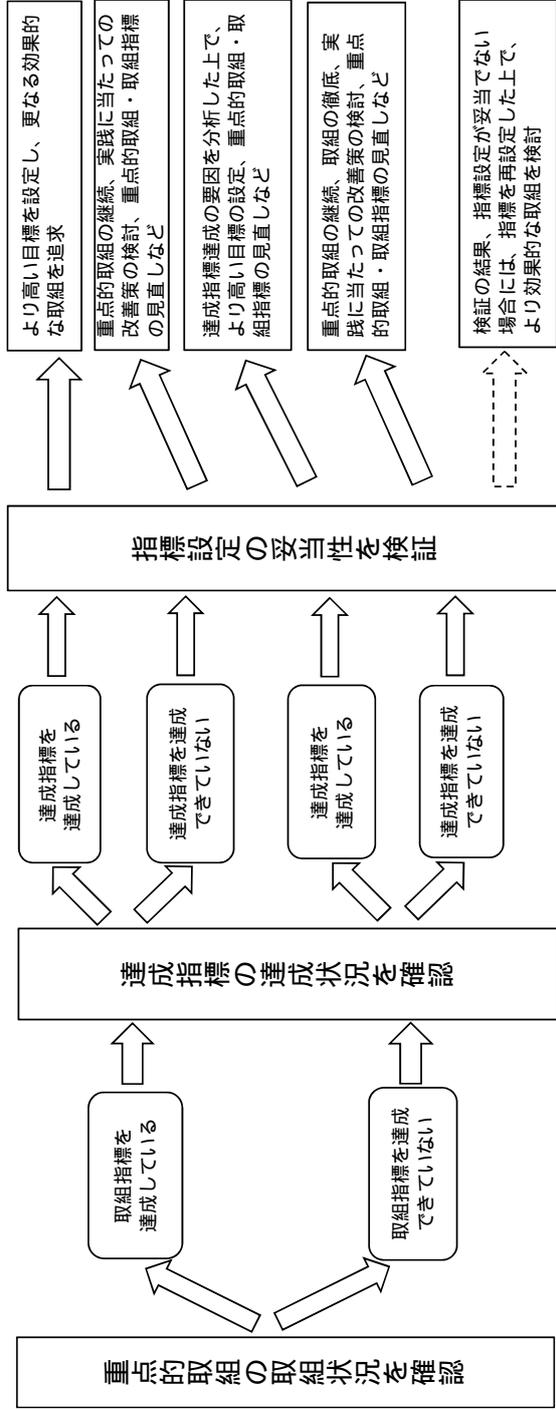
「教育県大分」創造プラン2016の関係目標指標一覧

| 基本目標 | 施策名 | NO | 数値目標（成果指標）案 | | | | |
|--------------------------|--------------------|----------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| | | | 指標名 | 目標指標 | | | |
| | | | | 基準値 （H26年度） | 中間年目標値 （H31年度） | 最終目標値 （H36年度） | |
| 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進 | (1)確かな学力の育成 | 1 | 児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合） | 小 60.7% 中 57.3% | 小 63% 中 59% | 小 65% 中 61% | |
| | | 2 | 児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合） | 小 55.1% 中 52.4% | 小 58% 中 54% | 小 61% 中 56% | |
| | | 3 | 未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合 | 小 74.0% 中 65.7% | 小 80% 中 70% | 小 85% 中 75% | |
| | | 4 | 授業がわかると感じる生徒の割合 | 高 34.5% | 高 50% | 高 65% | |
| | | 5 | 主体的に学ぼうとする生徒の割合 | 高 10.8% | 高 30% | 高 50% | |
| | (2)豊かな心の育成 | 6 | 話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている児童生徒の割合 | 小 64.4% 中 50.7% | 小 70% 中 60% | 小 75% 中 65% | |
| | | 7 | 地域の行事に参加する児童生徒の割合 | 小 73.1% 中 46.5% | 小 75% 中 50% | 小 80% 中 55% | |
| | | 8 | 1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 | 小 9.9% 中 17.8% 高 41.1% | 小 5% 中 12% 高 33% | 小 1% 中 7% 高 25% | |
| | (3)健康・体力づくりの推進 | 9 | 児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合） | 小男 75.8% 小女 78.1% 中男 72.0% 中女 84.2% | 小男 77% 小女 81% 中男 75% 中女 88% | 小男 79% 小女 84% 中男 78% 中女 91% | |
| | | 10 | 12歳児一人平均のむし歯本数 | 1.4本 | 1.1本 | 0.9本 | |
| | (4)幼児教育の充実 | 11 | 公立幼稚園における学校評価（学校関係者評価）の実施率 | 82.9% | 90% | 100% | |
| | | 12 | 幼稚園等におけるアプローチカリキュラムの作成率 | 39.3% （H27年度） | 60% | 80% | |
| | (6)特別支援教育の充実 | 15 | 「個別の指導計画」の作成率（通常学級） | 小 83.6% 中 83.6% 高 10.6% | 小 92% 中 92% 高 100% | 小 100% 中 100% 高 100% | |
| | (7)時代の変化を見据えた教育の展開 | 18 | ICT活用を指導できる教員の割合 | 67.3% | 95% | 100% | |
| | 安全・安心な教育環境の確保 | (1)いじめ対策の強化・充実 | 22 | いじめの解消率 | 小 84.6% 中 84.3% 高 81.6% （H25年度） | 小 87.5% 中 87.5% 高 87.5% | 小 90% 中 90% 高 90% |
| | | (2)不登校対策の強化・充実 | 23 | 不登校児童生徒の出現率 | 小 0.37% 中 3.17% （H25年度） | 小 0.30% 中 2.75% | 小 0.25% 中 2.40% |
| | 信頼される学校づくりの推進 | (1)「芯の通った学校組織」の取組の深化 | 26 | 学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率 | 小 16% 中 13% （H25年度） | 小 40% 中 30% | 小 65% 中 45% |
| | | | 27 | コミュニティ・スクールに指定された学校の割合 | 6.7% | 35% | 50% |
| 28 | | | 放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数 | 0.8万人 | 1.0万人 | 1.2万人 | |
| (2)教職員の意識改革と資質能力の向上 | | 29 | 主幹教諭の配置対象校への配置率 小中学校:12学級以上 県立学校:全ての学校 | 小 25.0% 中 75.0% 高 5.9% 特 0% | 小 100% 中 100% 高 100% 特 100% | | |
| | | 30 | 指導教諭の配置対象校への配置率 小中学校:12学級以上 県立学校:全ての学校 | 小 28.4% 中 30.6% 高 47.1% 特 0% | 小 100% 中 100% 高 100% 特 100% | | |
| 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援 | (2)社会全体の「協育」力の向上 | 37 | 「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数 | 7.8万人 | 9.3万人 | 10.6万人 | |
| | | 38 | 放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数（再掲< (1)>） | 0.8万人 | 1.0万人 | 1.2万人 | |

学校マネジメント「4つの観点」に係る評価基準

| 領域 | 項目 | S | A | B |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 観点 | 学校の喫緊の課題を踏まえた重点目標を達成するため、取り組むことにより重点目標の達成に近づく具体的な頻度等を書き込んだ取組指標を設定すること | ・取組指標に「誰が」「何を」「どのくらいの頻度で」行うかを必要十分に書き込み、短期の検証・改善が可能で、喫緊の課題を踏まえた重点目標の達成に近づくことがイメージできる指標設定となっている。 | ・取組指標に「誰が」「何を」「どのくらいの頻度で」行うかを書き込み、短期の検証・改善が可能で、喫緊の課題を踏まえた重点目標の達成に近づくことがイメージできるものとなっている。 | |
| 観点 | 客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を行った上で、指標の妥当性を検証しつつ、重点目標達成に近づく改善方策を年度の中でも繰り返し検討すること | ・客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を行った上で、指標の妥当性や重点的取組の有効性を検証しつつ年度の中でも改善方策を検討している。その積み重ねにより、検証・改善サイクルを確立し、持続的・発展的な教育活動を実現している。 | ・客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を行った上で、指標の妥当性や重点的取組の有効性を検証しつつ年度の中でも改善方策を検討している。 | |
| 観点 | 学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動の必要性について、各種会議や面談を通して周知徹底を図るとともに、主要主任等が適時適切に指導・助言を行うこと | ・管理職等が教職員評価システムの趣旨や仕組みについて教職員に十分周知するとともに、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動について、目標設定時・進捗管理等において主要主任等が適時適切に指導・助言を行っている。その結果として、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標が連動し、目標達成に向けた組織的取組が実働している。 | ・管理職等が教職員評価システムの趣旨や仕組みについて教職員に十分周知するとともに、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動について、目標設定時・進捗管理等において主要主任等が適時適切に指導・助言を行っている。 | 「A」評価に達していない場合 |
| 観点 | 教職員や専門スタッフ等の専門性を発揮・活用できる体制を構築し、学校の個別課題に組織的・効果的に取り組むこと | ・養護教諭、学校事務職員等の少数職種を含む教職員や専門スタッフ等が専門性を発揮することができるよう、校内委員会や重点目標達成に向けた校内組織を工夫するなど、学校の個別課題に組織的に取り組む体制が構築されている。その上で、個別課題への対応に当たり、各々の専門性を発揮・活用しつつ必要に応じて福祉・警察等の関係機関とも適切に連携しながら、チームとして組織的・効果的に取り組んでいる。 | ・養護教諭、学校事務職員等の少数職種を含む教職員や専門スタッフ等が専門性を発揮することができるよう、校内委員会や重点目標達成に向けた校内組織を工夫するなど、学校の個別課題に組織的に取り組む体制が構築されている。 | |

検証・改善プロセスのイメージ



検証・改善の考え方

観 点

客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を行った上で、指標の妥当性を検証しつつ、重点目標達成に近づく改善方を年度の中でも繰り返し検討すること

実際の検証・改善例

| 重点目標 | 達成指標 | 重点的取組 | 取組指標 | 担当 |
|----------|-------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------|-------------|
| 基礎・基本の定着 | 授業の内容がよくわかるかと肯定的に回答する児童の割合を100%にする。 | 学校 | 全教職員が学期に3回以上「めあて」と「まどめ」を明示した互見授業を行う。 朝の補充学習の実施。 | 「学力向上」チーム |
| | | | 週2回(各10分)のドリルタイムを行う。 | |
| | 単元まともテスト60点未満を半減する。 | 家庭 | 毎日、家庭学習(宿題)チェックシートの記入し、実施状況を点検する。 | 「目標協働達成」チーム |
| | | | 年間20回、「学びの教室」学習サポーターとして毎回3人以上参加する。 | |
| 地域 | | 学習サポーターの取組の充実。 | | |

| 実施率 | 取組状況の確認 | 達成状況の確認 |
|------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 70% | ・実施日時を個人ごとに設定させていた。 ・「計画 実施」の進行管理が十分ではなかった。 | 授業の内容がよくわかったと肯定的に回答する児童 →1学期末調査：80% |
| 100% | ・月ごとの教育計画に位置付けて実施した。計画通り100%実施できた。 | 単元まともテスト60点未満の児童割合 →低学年：4月10% →7月8% →中学年：4月20% →7月18% →高学年：4月30% →7月27% |
| 60% | ・保護者アンケートより6割の実施率。 | |
| 100% | ・1学期の「学びの教室」実施回数7回。 ・学習サポーターは1回平均3・6人。 | ・低学年は微減しているものの、重点目標達成に近づいていると言いたい。 |

| 検証 | 改善策の策定 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【指標の妥当性】 ・達成指標は昨年度の当該学年の状況などを踏まえると年度末には達成可能であり、妥当と判断。 ・取組指標については、100%実施できていない取組があるが、推進体制を具直すことで実施可能であり、妥当と判断。 【取組状況から】 ・互見授業について、「学力向上チーム」が進行管理をきちんと行う必要がある。 ・「家庭」による取組は、「チェックシート」による点検から、全家庭で取り組むことや内容の変更を検討。 ・学力向上会議の状況を踏まえ、地域と学校との取組が進みつつある。計画のうち、100%実施できていない取組があるため、全教職員で一丸となって取り組み体制整備が必要。 | 【重点的取組・取組指標の改善】 ・互見授業の取組は継続。実施率が100%にするため、「学力向上チーム」が中心となり、互見授業計画に基づき実施する。授業後には管理職の指導と意見交換会を必ず行う。 ・「朝の補充学習」と宿題との運動を図るため、1週間の宿題計画を作成し、それに基づき補充学習の内容を設定する。 ・「家庭」の取組は、取り組みやすい「家庭学習の声かけ」に変更し、全家庭での実施を目指す。 ・「学習サポーター」の取組は、サポーターとなる人材を増やすため、教職員との連携強化を図る。 |

(新)学校評価の4点セット 様式例

| 重点目標 | 達成指標 | | 重点的取組 | 取組指標 |
|-------------------|--------------------------------------------------|----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎・基本の定着 | 授業の内容がよくわかると肯定的に回答する児童の割合を100% | 学校 | 生徒指導の三機能を意識した授業を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・授業者は、全ての単元において生徒指導の三機能を生かす場面をそれぞれ1つ以上は設定する。 ・全教員が学期に3回以上の互見授業を実施する。また、参観者は学期に3回以上、生徒指導の三機能を意識した授業観察シートの視点に基づいた授業を観察を実施する。 ・年間5回の提案授業を設定し、生徒指導の三機能の視点を意識した授業づくりが進んでいるか分析し、全員で改善方策を協議する。 |
| | | | 朝の補充学習の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・週2回(各10分)のドリルタイムを実施する。 |
| | 単元まとめテスト60点未満の割合を半減 | 家庭 | 家庭学習の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎日、家庭学習(宿題)チェックシートに記入する。 |
| | | 地域 | 学習サポーターやボランティア活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・学期3回以上の授業の学習サポーターとして参加する。 ・図書館ボランティアとして隔週月曜日に読み聞かせを実施する。 |
| 互いを思いやり協働できる力の育成 | きちんとあいさつができる児童90%以上 | 学校 | あいさつ運動を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月あいさつ運動週間を設定し、あいさつ運動を実施する。あいさつ運動週間中は毎日5人以上の教職員が参加する。 |
| | | 家庭 | 親自らが進んであいさつを実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、親自らが進んであいさつを実施する。 ・PTAの専門部であいさつ運動を学期に1回以上実施する。 |
| | | 地域 | 見守り隊によるあいさつ運動 | <ul style="list-style-type: none"> ・登下校の見守りの時に子どもたちに「おはよう」「おかえり」などの声かけを実施する。 |
| 体を動かすことが好きな子どもの育成 | 「体を動かすことが好き」と回答した児童100% 毎日はみがきをしている児童100% | 学校 | 運動の日常化 健康増進の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・1日に1回は外遊びの時間を設定する。 ・毎月、長なわを跳ぶ目標回数を定めて挑戦させる。 ・給食後に、歯みがき指導を徹底する。 |
| | | 家庭 | 基本的な生活習慣づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・毎日、家族で決めた就寝・起床時間を厳守させる。 ・毎日、朝食・夕食後に歯みがきの実施を確認する。 |
| | | 地域 | 学校の体育的行事等への積極的な参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・運動会、持久走大会、なわとび大会等の学校の体育的行事に積極的に参加する。 ・夏休みのラジオ体操に週1回参加し、児童と共に体づくりを実施する。 |

立 学校 学力向上プラン(2月)

| | 学力状況について | 学習状況について |
|---------|-----------------------------------------------------------|--------------------------|
| 児童生徒の課題 | 1 各種学力調査の分析結果から明らかになった課題 2 授業改善の検証指標に照らし合わせて評価した状況 | 1 各種学力調査の分析結果から明らかになった課題 |
| 指導の状況 | 1 組織的な授業改善の取組状況 2 その他の学力向上に向けた指導の実施状況 ・例 家庭学習指導 | |



| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学力向上に関する指標 | 学校評価の4点セットに学力向上を設定した場合は、【達成指標】と授業改善5点セットの【検証指標】の両方を書く 学校評価の4点セットに学力向上を設定していない場合は、授業改善5点セットの【検証指標】を書く 次年度の目標指標を記載すること |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



| | | |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| (次年度の)具体的な取組 | 【授業改善】 (授業改善テーマ) (授業改善の重点) | 【家庭・地域との協働】 (達成指標) 必要があれば |
| | <div style="width: 30%; text-align: center;"> (取組内容) (取組指標) </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> (取組内容) (取組指標) </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> (家庭・地域の取組内容) (家庭・地域の取組指標) </div> | |
| | 【その他の学力向上の取組】 | |
| 取組内容 | | |

[学校名]

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>実態(課題)の把握</p> <p>(1) 体力調査結果等から 総合評価(ABCDE) 合計得点 各項目別に見る特徴的なこと</p> <p>(2) 生活習慣調査等から 運動・スポーツに対する意識 運動・スポーツの実施頻度 朝食の摂取状況 睡眠時間の状況 家庭における運動習慣</p> <p>(3) 特徴的な様子から (1)(2)以外から見た児童生徒の特徴的な様子</p> | |
| 重点 目 標 | <p style="text-align: center;">以下を参考にして記入してください</p> <p>～ について、「学校評価の4点セット」の重点目標に体力関連の項目を設定する場合には、「学校評価の4点セット」との関連性を意識してなるべく連動させる。 重点目標は焦点化して設定してください</p> |
| 達成 指 標 | <p>以下の例を参考に焦点化して記入してください</p> <p>体力調査の総合評価ABC群の割合を〇〇%増やす 体力調査における全国平均以上の項目を〇〇割以上にする 「ほとんど毎日運動する」児童生徒の割合を〇〇%増やす 運動やスポーツが「好き・やや好き」と感じる児童生徒を〇〇%以上にする</p> |
| 重点 的 取 組 | <p>「達成指標」の達成につながる取組を以下の視点を参考にして記入してください</p> <p>学校で 家庭・地域と連携して</p> <p><u>この中の特徴的な取組が「一校一実践」となります(体育授業以外での活動が望ましい)</u></p> |
| 取 組 指 標 | <p>「誰が」「何を」「どれくらいの頻度で」行うかがわかるように記入してください</p> <p>「重点的取組」に向けての過程(プロセス)を大切にします</p> |
| <p>プランの検証と改善(検証頻度と検証方法)</p> | |

【一校一実践タイトル名と取組内容の概要】

| | |
|---------------------------------------------|--|
| タイトル名 | |
| <p>「重点的取組」の中から、学校の特徴的な取組を挙げ、概要を記入してください</p> | |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【学校名】 | |
| <p>実態(課題)の把握</p> <p style="text-align: right; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">以下を参考にして記入してください。</p> <p>(1)不登校等に関する状況について 以下の点に留意して、自校の不登校等の状況を記入してください。 国や県平均と比較した1000人当たりの不登校児童生徒数の推移 複数年度に渡り継続している不登校や、新規に不登校となった児童生徒数 年間欠席日数が30日以下あるいは90日以上、出席日数が0日の児童生徒数 など</p> <p>(2)自校の課題について</p> | |
| 重点 目 標 | <p style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">～ について、「学校評価の4点セット」の重点目標に不登校関連の項目を設定する場合には、「学校評価の4点セット」との関連性を意識してなるべく連動させる。</p> <p>重点目標は焦点化してください。</p> |
| 達 成 指 標 | <p>以下の記入例を参考にして記入してください。</p> <p>(1)新規の不登校児童生徒数を「0」にする。 (2)不登校児童生徒の出現率を %以内にして昨年度よりも減少させる。 (3)「学校が楽しい」「授業がよく分かる」と感じる児童生徒を %以上にする。</p> |
| 重 点 的 取 組 | <p>「達成指標」の達成につながる取組を以下の3項目をベースにして記入してください。</p> <p>(1)「未然防止」…児童生徒の良好な人間関係をつくるための取組を日常的に行う。 (2)「初期対応」…「あったかハート1・2・3」を徹底し、初期の欠席に100%対応する。 (3)「学校復帰支援」…不登校対策委員会を定例化し、SCやSSWを含めたケース会議を月1回以上実施する。</p> <p>不登校児童生徒が在籍しない場合は、(1)(2)の項目をベースにして記入してください。</p> |
| 取 組 指 標 | <p>「何を」「どれくらいの頻度で」行うかがわかるように具体的に記入してください。</p> <p>「重点的取組」に向けての過程(プロセス)を大切にします。</p> <p>(1)の例…児童生徒の人間関係づくりを構築し、日常的な班活動等に取り組む。 (2)の例…欠席初日電話、2日目電話か家庭訪問、3日目家庭訪問を必ず行う。 (3)の例…不登校対策委員会の他に毎週1回連絡会を開催し、不登校担当者、学級担任、SC、SSW、養護教諭が集まり不登校児童生徒の情報を共有する。</p> |
| <p>検証・改善(検証頻度と検証方法)</p> <p>少なくとも学期ごとに検証した上で、達成指標に到達するよう年度途中でも、重点的取組や取組指標の改善を行うことが大切です。</p> | |

【SC、SSW、地域不登校防止推進教員を校内でどのように活用するかを記入してください】

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| SC、SSW、地域不登校防止推進教員の位置づけ、活用方法について |
| <p>SC,SSW: 校内での位置づけについて 地域不登校防止推進教員: 学校での活用方法について具体的に記入してください。</p> |

SC…スクールカウンセラー SSW…スクールソーシャルワーカー

中学校学力向上対策 3つの提言

大分県教育委員会(H28年2月)

1 学校の組織的な授業改善による「新大分スタンダード」の徹底

- ①生徒指導の三機能を意識した問題解決的な展開の授業を充実させるとともに、習熟度別指導を積極的に導入する。
- ②教科の壁を越え、全ての教科に共通した授業改善の取組内容を設定し、その視点に基づく互見授業・授業研究を実施する。

2 学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築

- ①小規模校は、校内研修の枠で、近隣の学校と合同教科部会をもち、指導案や評価問題、教材の作成等を行う。
- ②複数の教科担任がいる学校は、教科担任の「タテ持ち」や日課表・週時程表に位置づけた教科部会の実施により、相談や切磋琢磨できる環境を作る。

3 「生徒と共に創る授業」の推進

- ①生徒による授業評価を実施し、それを授業改善に反映する。
- ②学校が目指す授業像を生徒と共有し、それに向かう学習集団としての目標を設定させ、適宜振り返り活動を行う。



特別支援教育の視点を加えた習熟の程度に応じた指導イメージ

本時の目標（ねらい）にある「付けたい力」の育成状況の把握

評価規準に照らし合わせたもの

大部分の児童生徒が、「B:おおむね満足できる」状況

「C:努力を要する」状況の児童生徒が多い状況

指導の工夫の有効性を検証

指導の工夫の問題点を分析

「C:努力を要する」状況の児童生徒の具体的な状況(つまずき)の把握

| 項目 | 障がいによる「つまずき」の視点 |
|------|----------------------------|
| 読み | 文字の認識、語句理解、認識方法の特性 など |
| 書き | 綴る能力、手先の器用さ、正しい文法の摘要 など |
| 計算 | 数学的演算の実行、問題に適した数学的演算の適用 など |
| 注意 | 行為の遂行、外的刺激の影響、注意の維持・移動 など |
| 対人関係 | 話し言葉の理解、言外の意味理解 など |

ICF大分モデルワークシートを活用すると更に広範囲に把握できる。

「C:努力を要する」状況の児童生徒に必要な支援の検討

| 項目 | 必要な支援（合理的配慮を含む）の例 |
|------|---------------------------|
| 読み | 振り仮名、関係図の活用、手順書の活用 など |
| 書き | 書字サイズの調整、紙の滑り止め、PC入力 など |
| 計算 | 具体物の活用、実生活での活用例、計算機の活用 など |
| 注意 | 刺激（音や色）の調整、注意を引く工夫 など |
| 対人関係 | 文字や図表の活用、具体的表現の使用 など |

障がいに
よらない
様々な支援

「個に応じた指導の手引き」(H29.3)を参考

合理的配慮は、物理的環境の調整・意思疎通の配慮・慣習の変更の観点で考える。

個別の指導計画の作成

様式(記入例付き)を参考にできる。

・他の教科・学年における活用の確認
・さらなる充実のための工夫の検討

・問題点の改善
・別の指導の工夫の検討

授 業 改 善

* ~ は大分県教育委員会HP「ICF大分モデルを活用した合理的配慮の検討」に公開（「ICF大分モデル」でWeb検索すると様式等ダウンロードできる。）

平成29年度の取組スケジュール(予定)

| 「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上 | | | | | 【授業改善】 | 【体力向上・健康増進】 | 【いじめ・不登校等】 |
|--------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【本庁】 | 【各教育事務所】 | 【教育センター】 | 【学校(家庭・地域)】 | | | | |
| 4月 | ・本部会議(年3回)、幹事会(年6回) CSの普及・推進 地域学校協働活動の普及・推進 | | 学校マネジメント研修 若年期【セルフマネジメント】 中堅期【チームマネジメント】 壮年期【スクールマネジメント】 | 目標 実践 | ・小中学校学力向上支援教員授業公開(年3回以上) ・習熟度別少人数指導教員授業公開(年3回以上) 数学問題データベース配信(4/1) 「中学校学力向上対策3つの提言」 推進重点校 全国学力・学習 状況調査(4/18) 大分県学力定着状況 調査(4/26) | ・体育専科教員活用促進(24名) ・体育推進教員活用推進(16名) 一校一実践の推進 ・フック物洗口の実施促進に 向けた市町への働きかけ ・スクールヘルスアップ事業 推進地域指定(3地域) ・スクールヘルスアップ事業連絡協議会 | ・第1回不登校対策推進会議 「あったかハート1・2・3」推進 地域不登校防止推進教員活用 校内いじめ・不登校対策委員会 (年間計画と取組開始) ・SC連絡協議会 ・SSW連絡協議会 |
| 5月 | 「教育県大分」の創 造に向けた地域別意見 交換会(年間) | | ・第1回地域授業改善協議会 校長等リーダーシップ研修 教頭等リーダーシップ研修 | PDCA 検証・改善 | ・学力向上支援教員等協議会 数学指導力強化巡回指導 深い学びを実現する教科等別協議会 第1回:国数理社英総(11月迄) 第2回:各市郡で・国数理社英(1月迄) | 大分県児童生徒の体力・運動能力 等調査(~7月) <全校児童生徒対象> 小5・中2は全国体力・運動能力、 運動習慣等調査を兼ねる | 県立高等学校訪問 ・いじめ対策連絡協議会 |
| 6月 | 「芯の通った学校組織」第2ステージ ~大分県版「チーム学校」実現プラン ~の取組状況把握 | 学校訪問 全ての学校に年2回実施 その上で、市町村教委と の協議結果により追加的な 訪問を実施 可能な限り、本庁とも連携 教科指導力向上を図るた め、特定教科に重点を置き つつ、学校現場や市町村教 育委員会からの要請等に応 じ、指導・支援 | ・教務主任研修 ・生徒指導主任研修 ・研究主任研修 ・人事評価研修 | | ・学びに向かう学校づくり講演会 ・小学校低学年の指導力 向上フォーラム | ・体力アップおおい推進 事業に係る連絡協議会 ・事業計画策定 | 地域不登校防止推進教員 配置校訪問 ・第1回市町村生徒指導担当 連絡協議会 ・第1回教育支援センター 連絡会議 |
| 7月 | | | ・管理職候補者研修 | | 3つの提言実施状況調査 県調査結果発表 | ・スクールヘルスアップ事業推進委員会 | 全県いじめ・不登校調査 |
| 8月 | | | ・第2回地域授業改善協議会 ・学力向上会議 | | ・学びに向かう学校中核校連絡協議会 ・学力向上支援教員等協議会 全国調査結果発表 | ・一校一実践に係る取組を HPに掲載 | ・学校問題対応スキルアップ 研修会 ・学級づくり研修会 |
| 9月 | | | ・38歳学校組織マネジメント研修 地域とともにある学校づくり推進フォーラム | | 第1回学力向上検証会議 ・学力向上支援教員等協議会 全国調査結果公表 | 回収・集約 | ・第2回不登校対策推進会議 ・いじめ対策連絡協議会 (各教育事務所毎にブロック開催) |
| 10月 | | | 【基本研修】 【職能研修】 【特別研修】 【課題別研修】 【自主研修】 | | ・学びに向かう学校先進地研修 ・社会に開かれた教育課程の実現に 向けた協議会 県調査結果公表 | ・体力アップおおい推進 事業に係る連絡協議会 | 地域不登校防止推進教員 配置校訪問 ・SC連絡協議会 ・SSW連絡協議会 (市町村ブロックで開催) |
| 11月 | | | | | | | ・いじめゼロ子どもサミット |
| 12月 | | | ・第3回地域授業改善協議会 | 検証・改善 | 学力向上の取組状況調査 全国調査結果公表 | | 全県いじめ・不登校調査 |
| 1月 | | | | | ・学力向上支援教員等協議会 中間報告 | | |
| 2月 | | | ・管理職名簿登載者研修 ・学力向上会議 | | 第2回学力向上検証会議 ・学びに向かう学校中核校連絡協議会 ・体力アップおおい推進 事業に係る連絡協議会 ・スクールヘルスアップ事業連絡協議会 | ・いじめ対策連絡協議会 ・SC連絡協議会 ・SSW連絡協議会 ・第2回市町村生徒指導担当者 連絡協議会 ・第2回教育支援センター連絡会議 | |
| 3月 | | | | 検証・改善 | ・スクールヘルスアップ事業推進委員会 | ・第3回不登校対策推進会議 問題行動調査 (文部科学省) | |

生徒指導支援チーム派遣・24時間子供SOSダイヤルネットいじめ相談

「ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業」による福島県と大分県の交流について

1 趣 旨

東日本大震災からまもなく6年、「ふくしまから はじめよう。」をスローガンに復興への歩みを進める福島県の「魅力」と「今」への理解を促進するとともに、改めて防災や復興について考え、共に歩いていく契機とするため、福島・大分両県の子ども大使の相互訪問を中心とした交流事業を実施した。

2 実施日

福島県 大分県 / 平成29年1月16日～18日

大分県 福島県 / 平成29年2月 9日～11日

3 交流校

福島県 / 南相馬市立高平小学校

大分県 / 別府市立上人小学校

4 実施概要

| 福島県訪問団 in おおいた | | 大分県訪問団 in ふくしま | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 使 | 南相馬市立高平小学校 5年生(2名) | 大 使 | 別府市立上人小学校 5年生(3名) |
| 団 長 | 福島県総務部広報課長 | 団 長 | 大分県教育庁教育改革・企画課長 |
| 引 率 | 高平小学校校長 | 引 率 | 上人小学校校長、教諭2名 |
| キャラクター | ふくしまから はじめよう。キビタン | キャラクター | 大分県応援団“鳥”めじろん |
| 交 流 先 | 別府市立上人小学校5年生(54名) | 交 流 先 | 南相馬市立高平小学校5年生(23名) |
| 行程・交流内容 | | 行程・交流内容 | |
| 1月16日(月) | 大分県知事表敬訪問(大分市) 別府市長表敬訪問(別府市) (別府市内泊) | 2月9日(木) | 福島県知事表敬訪問(福島市) 県教育長表敬訪問 福島県危機管理センター見学 (南相馬市内泊) |
| 1月17日(火) | 上人小学校での交流(別府市) 防災学習発表会 キャラクター交流会 交流給食 施設見学・体験活動(別府市) 大分香りの博物館(調香体験)～湯煙展望台～別府地獄巡り～地獄蒸し工房(地獄蒸し体験) (別府市内泊) | 2月10日(金) | 高平小学校での交流(南相馬市) 防災学習発表会 キャラクター交流会 交流給食 語り部ガイドツアー(南相馬市) 道の駅南相馬～原町区沿岸～小高区沿岸～小高区まちなか～雲雀ヶ原祭場地～銘醸館(甲冑着付け体験) (郡山市内泊) |
| 1月18日(水) | 施設見学(別府市) 湯けむり発電システム(県農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ) | 2月11日(土) | 施設見学(三春町) 福島県環境創造センター交流棟「コミュニケーション福島」 |

5 児童の感想

| | |
|--------------|------------------------------------------------|
| 福 島 県 大 使 | 高平小学校における交流会での発表 南相馬市立高平小学校5年 松川梨花さん・天野華帆さん |
|--------------|------------------------------------------------|

私たちの役割は、福島県の子どもたちの代表として、大分県のみなさんに、「ふくしまから はじめよう」のスローガンのもと、復興への歩みを進める「福島の魅力」と今、そして、「ふくしまの未来」へ向けた福島県民の想いを伝えることでした。

「ふくしまから はじめよう」とは、「ひとりひとりが復興に向けて歩みはじめよう。そして、ふくしまから、新たな流れを創っていこう。」そうした、未来への意志を込めた福島県のスローガンです。

そこで、福島県の人達が、大きな地震や津波にあっても、一生懸命努力して復興にがんばっていることや、福島県に来てほしいこと、福島県の美味しい食べ物を安心して食べてほしいこと、これらを伝えたいという気持ちで訪問してきました。

まず、1日目は、大分県庁と別府市役所を訪れ、県知事さんや市長さんとお会いしてきました。大使として行った仕事の中で一番印象に残っているのは、広瀬大分県知事さんとの会談です。知事さんへの訪問が最初の役目だったので一番緊張していたし、テレビや新聞のインタビューもすごかったので印象が強いのかもしれません。

ここでは、小高商業高校の生徒さんたちが考案したお菓子や、キビタンのぬいぐるみを、私たちが直接、知事さんに手渡してきました。知事さんは、「福島県と大分県は、共通点が多いね。互いに温泉が多い土地だし、地震被害が大きかったからね。」と、やさしく話しかけてくださり、とってもうれしかったです。

別府市の長野市長さんも、とても優しく、話しやすい方でした。そして、若くて元気もりの市長さんでした。市長さんは、「大分はカボスが有名で、カボスサイダーがおいしいよ。」といいながら、目の前に配られたカボスサイダーをすすめてくださいました。飲んでみたら、フレッシュな味がして、とても美味しかったです。

私たちの活動は「ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業」ということで、福島県のマスコットキャラクターの「キビタン」と一緒に、県庁、市役所、上人小学校を訪問しました。

そのとき、大分県庁では、大分県のマスコットキャラクターの「めじろん」が出迎えてくれました。別府市役所では、別府市のマスコットキャラクターの「べっぴょん」も迎えてくれました。「めじろん」も「べっぴょん」もちょっとおとなしい感じですが、「キビタン」はものすごく元気に動き回っていたので、市長さんは、「元気がいいね。」「動きがはやいね。」と、何度もおどろいていました。

2日目は、別府市立上人小学校を訪問し、5年生の皆さんと交流してきました。上人小学校の5年生は、2クラスです。

上人小学校の5年生は、別府市の現状や地震で体験したことなどを伝えてくださいました。去年の4月に熊本県で大きな地震がありましたが、別府市でも被害があり、とくに上人小学校では体育館の一部がこわれたそうです。

別府市では、あちらこちらから「ゆげ」が立ち上っている温泉の町ですが、それは、マグマの吹き出しやすい場所にあるからだそうで、そこには断層という地層があって地震も起きやすいそ

うです。「上人小学校が建っている辺りを断層が走っている」と校長先生がおっしゃっていました。

上人小学校の5年生は、みんなで東日本大震災のことも調べてくれていて、私たち福島県民の苦労をわかってくれていました。あんなに遠い九州の人達が、福島のことを知ってくれていることがとてもうれしくて、ほっとしました。上人小学校でも、いま、地震や津波に対する防災について考えているので、私たちの経験や学んでいることが少しでも役に立ってくれればいいなと思います。

今回、大分県を訪問して、自分たちも「福島県民としてがんばっていかねければ」と強く感じました。例えば、避難訓練を真剣に行って、本当に災害が起きた時にも、冷静に避難できるように備えておきたいと思います。

また、総合学習で放射線のことを学習していて、「私たちがまだ知らなかったことがたくさんある」と知りました。それを、より多くの人に知ってほしいので、正しい情報を伝えていきたいと思いました。

最後に、福島県はフルーツ王国として有名な土地です。浜通りもイチゴが有名です。全国の人に、福島県の良さをもっと知ってもらえたらうれしいです。だから、私たちがそう伝えられる大人になれるように、これから、勉強も、運動も、ますますがんばらなくちゃと思います。みなさんも、福島県民の一員として、福島県のために活躍できるようにがんばっていきましょう。

| | |
|-------------------|--------------------------------------------------|
| 大分県 大使 | 感想文：福島訪問を終えて 別府市立上人小学校5年 陣内遥希さん・谷彩花さん・帆足名津子さん |
|-------------------|--------------------------------------------------|

陣内 遥希

僕は、ふくしまからはじめようキビタンプロジェクトに、二泊三日で参加させていただきました。

主な予定は高平小学校との交流です。地震で大変な被害を受けて、とても悲しい思いをした子供達もたくさんいる小学校です。

別府も去年の四月に大きな地震がありました。真夜中だったので、寝ていてあまり覚えていないけど、大きなゆれと音は今でも忘れられません。台所では、お皿やグラスが割れたり、大きな冷蔵庫が動いていたり、家の温泉が出なくなったりして、小学校の体育館にひ難しました。こわかった事は覚えています。それよりもはるかに大きな地震だった福島の人たちは、もっとこわかったと思います。

高平小学校では、そんな別府市の今の様子も紹介しました。僕たちの住んでいる別府は温泉でとても有名な温泉都市です。いつか福島のみなさんにもぜひ遊びに来てほしいです。上人小学校の紹介もしました。僕たちの上人小学校では「楽しい学校」をスローガンにしています。毎日頑張っています。福島のみなさんにも頑張してほしいと思います。

環境創造センターの見学にも行きました。

放射線の話を知りました。放射線が体にどんな影響があるのか今までよくわからなかったけど、話を聞いて、こわいなと思いました。目に見えないだけで、どこにでもあるものだと思いきなりました。

水素爆発で骨組みだけになった原子力発電所の模型を見ました。原発のこわさを改めて知りました。

福島は雪が降っていて寒かったけどとてもきれいな所でした。

一日も早く、福島の人たちが、地震の前と同じような生活ができて元気になってくれるといいなと思っています。僕はまた別の機会に福島に行ってみたいです。そして、今回の福島訪問で、福島は安全だと言う事がわかりました。この事をクラスのみんなや家族にも伝えたいと思います。

谷 彩花

(1) 県庁訪問

県庁訪問では、大分県訪問団からの記念品贈呈や知事からの記念品贈呈など、大使としての役わりがたくさんありました。知事室に入る前は、とてもきんちょうしていたけど、知事室に入ると、知事さんやキビタンがあたたかくむかえてくれたので、きんちょうが少なくなりました。でも、多くの放送局や記者がいて、きんちょうしました。そして、私は大分県訪問団からの記念品贈呈のとき、別府竹細工を贈呈しました。かまずに言えたのもよかったけど、私は今回の交流で、大分県のよさをいっぱい伝えたいと思っていたので、別府竹細工のよさを知事さんに伝えられてとてもうれしかったです。別府竹細工を贈呈したとき、知事さんが「ありがとう」とやさしく声をかけてくれたので、ホッとしました。最後の記念撮影では、知事さんからいただいたキビタンのぬいぐるみをもって撮影しました。きんちょうもしたけど、大分県の代表として、精一杯やりとげたのでよかったです。

(2) 高平小学校との交流

二日目に高平小学校の五年生と交流しました。私たち三人は、大分県や上人小学校のことを紹介しました。第一部はきんちょうしたけど、第二部では高平小のみんなが優しく声をかけてくれたので、きんちょうせず、みんなと楽しく交流ができました。私はめじろんチームでした。バケツリレーとつな引きで1位になれたことがうれしかったです。ながなわでは3位だったけど、チームで協力してとんだので楽しかったです。そして、高平小の五年生がダンスを披露してくれました。とてもうまかったです。そのあとに、めじろんダンスをみんなでおどりました。近くでめじろんがおどっていてかわいかったです。給食時間では、高平小のみんなとたくさん話しました。学校給食も上人小学校とちがってびっくりしました。お別れ会では、高平小の五年生が合唱を披露してくれました。全員の声がそろっていてきれいでした。感想を言うときに、私はありがとうという気持ちを伝えました。最後まで手をふってくれて、本当にやさしいクラスだなと思いました。

最初はきんちょうや不安があったけど、やさしい高平小の五年生が気軽に声をかけてくれて、楽しく話したり、ゲームをしたりできました。いっしょに来てくれた県庁の方のおかげで無事に日程をおえることができ、ホッとしました。すべての方に感謝です。

高平小学校との交流で学んだことをこれからも生かし、色んな人に伝えたいです。

帆足 名津子

(1) 高平小学校との交流

第一部では、始めに福島県の大使二人からの大分訪問についての発表がありました。大使の二人は学んだ事をしっかりみんなに伝えていました。私も、福島県の大使二人のようにみんなにしっかり伝えたいと思いました。

次に、私達の発表がありました。最初はとってもきん張っていたけど、いろいろな人から「大丈夫。大丈夫。」と言われていた事を思い出すときん張がなくなり、自分のセリフもしっかり言えたり、思いが伝わるような言い方ができました。高平小学校の五年生はしっかり聞いてくれていました。うれしかったです。特に、最後の「私達も遠く九州から応援しています。」という力強いメッセージを言った時はみんなの表情がやわらかくなり、おたがいに何か通じあえた気がしました。

第二部では、みんなとの仲が深まって、「人ってこんなに早く仲が良くなるんだな」とか、「福島みんなは温かいな」と思いました。とても楽しくてきん張を忘れていました。

給食交流では、私が困っているのを見つけて、みんなが助けてくれました。こんなに優しくしてくれるなんて思ってもいなかったのも、みんなを前にきん張していた自分が不思議に思いました。

お別れ会では歌を歌ってくれました。とても上手で感動しました。歌っているみんなはかがやいていたし、いきいきとしていました。最高のおもてなしに感謝しました。最後に、みんなが作ってくれた手の輪をくぐっていった時は恥ずかしかったけど、うれしかったです。見送りはげんかんまでしてくれました。その時は本当に別れたくないと何度も思いましたが、みんなの笑顔を見ると、また会えるって思いました。行かなきゃいけない時はさみしかったけど、最後はやっぱりうれしかったです。また、みんなに会いたいです。

(2) 語り部ガイドツアー

ツアーでは震災後の町中を見ました。ツアーで多くの事を学びました。特に、説明の中に「震災前はここに住宅がありました。」という言葉がたくさん出てきました。説明を聞き、窓の外を見るとそこには何もありませんでした。津波が多くの大切な物をうばったことがよくわかりました。やっぱり津波は怖いです。でも、人々の願いから、津波に負けないくらいの復こうをしていました。ガイドの人は、「いつかこの道路に桜がまんかいになります。」とうれしそうに話してくれました。やっぱり人はすごいです。

最後にかっちゅう体験をしました。かっちゅうは思った以上に重くてびっくりしました。これを着て馬に乗っている人はすごいです。

今回の訪問で勇気ももらいました。今回出会った人達にまた会いたいです。私が福島を元の姿にもどしたいと思いました。



福島県知事表敬訪問

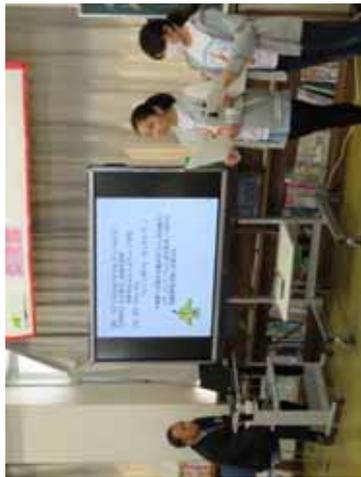
H29.2.9～11
ふくしまからはじめよう。
キビタン交流事業
inふくしま



福島県教育長表敬訪問



上人小大使の発表



高平小大使の発表



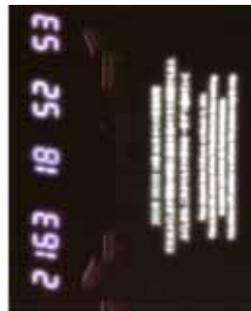
語り部ツアー（甲冑着付け体験）



南相馬市立高平小学校との交流



南相馬市海岸部



「3.11」からの経過時間